

平成26年 米原市議会  
第2回定例会

総務教育常任委員会会議録

開会 平成26年6月13日

閉会 平成26年6月13日

米原市議会

平成26年米原市議会 第2回定例会  
総務教育常任委員会会議録（第1号）

1. 日 時 平成26年6月13日(金) 午前9時30分開会
2. 場 所 第1委員会室
3. 出席委員 7名  
委員長 滝本善之  
副委員長 松崎淳  
委員 太田幸代、澤井明美、の場收治、山本克巳、前川明
4. 欠席委員 なし
5. 職務出席 ー
6. 出席説明員

市長	平尾道雄
副市長	西田弘
教育長	山本太一
総務部長	要石祐一
総務部次長・総務課長	北村圭弘
総務課長補佐	雨森修
総務課長補佐	宮川巖
財政課長	上村浩
財政課長補佐	岩島秋彦
財政課主査	礪部修
管財課長	高畑徹
管財課長補佐	清水正樹
管財課主査	柴田隼人
人権政策課長	鏝田正広
人権政策課長補佐	土田茂
政策推進部長	三田村健城
政策推進部次長・政策推進課長	山田英喜
政策推進課長補佐	西村善成
政策推進課長補佐	川瀬直亜
広報秘書課長	森本博之
市民部長・危機管理監	膽吹邦一
防災危機管理課長	奥村義治
防災危機管理課長補佐	北川康行

市民部次長・保険課長	千種恵美子
保険課主任	森篤志
地域振興部長	坪井修
地域振興次長・米原自治振興課長	本田忠光
こども未来部長	岩山光一
こども未来部次長・保育幼稚園課長	安食富美子
保育幼稚園課長補佐	鳶真弓
保育幼稚園課主査	澤昌伸
子育て支援課長	丸本光雄
子育て支援課長補佐	区分田剛
教育部長	伊夫貴典隆
教育部次長・教育総務課長	田中博之
教育総務課長補佐	仲谷良徳
教育総務課長補佐	藤岡保
学校給食課長	喜田與四秋
学校給食課長補佐	藤田一郎
学校教育課長	岡田克美
学校教育課主査	中村努
生涯学習課長	西出始代
生涯学習課長補佐	吉田忠充
生涯学習課長補佐	花部正人
歴史文化財保護課長	桂田峰男
図書館長	宮崎幹也
図書館副館長	今川明美

## 7. 事務局職員

事務局長 中谷利治      事務局次長 高木淳司

## 8. 会議に付した事件

### (1) 付託案件の審査

- 議案第51号 平成26年度米原市一般会計補正予算（第1号）中、総務教育常任委員会の所管に属する事項
- 議案第57号 米原市使用料条例の廃止について
- 議案第59号 水源の里まいばら元気みらい条例の一部を改正する条例について
- 議案第61号 米原市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第62号 米原市立学校設置条例の一部を改正する条例について

- 議案第 6 3 号 米原市立隣保館条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 4 号 米原市人権総合センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 1 号 米原市天狗の丘条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 0 号 米原市教育のもり条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 1 号 米原市立学校給食施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 2 号 米原市公民館条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 3 号 米原市民交流プラザ条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 4 号 米原市伊吹薬草の里文化センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 5 号 米原市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 6 号 米原市学習交流施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 7 号 米原市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 8 号 米原市立学校体育施設等利用条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 9 号 米原市 B & G 海洋センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 0 号 米原市柏原宿歴史館条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 1 号 米原市伊吹山文化資料館条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 2 号 米原市醒井宿資料館条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 3 号 米原市近江はにわ館条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 5 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第 9 7 号 平成 26 年度米原市一般会計補正予算（第 2 号）
- 意見書第 4 号 教育委員会制度を守り発展させていくことを求める意見書案
- 意見書第 5 号 福井県若狭湾周辺にある、全ての原発の再稼働を止め廃炉を求める意見書案
- 意見書第 6 号 憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書案

○委員長（滝本善之）

皆さん、おはようございます。

何か天候不順で、本当、きょうの天気予報は晴れということでしたんですけど、朝から雨が降って非常に何か肌寒い気候でございます。しかしながら、恐らく昼になると、また暑さが戻ってくるというような形になると思います。体に気をつけながら、みんな頑張っていていただきたいと思いますし、きょうは総務教育常任委員会ということで、全委員出席のもとで開かせていただきます。執行部の皆さん方には、いろいろ説明してもらわなければなりませんけども、当初についてはできるだけ簡略に、わかりやすく説明を願いたい。ずっと意見述べていただいても、結局はたどり着くところは一つでございますので、やっぱりきちっとわかりやすく説明をお願いしたいと思います。

それでは、全委員出席でございますので、ただいまより総務教育常任委員会を開会させていただきます。

まずもって、市長、御挨拶願います。

○市長（平尾道雄）

皆さん、おはようございます。

総務教育常任委員会の皆さんにおかれましては、大変お忙しい中、本日御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本日未明ということになりましようか、日本時間で、今朝方、4年に一度のサッカーの祭典2014のワールドカップがブラジルのほうで開会がされました。日本も5年間連続出場というふうなことを聞いておりますし、5回目の出場で、初戦は15日、日曜日にアフリカ代表のコートジボワールとの対戦ということを知り及んでおりますけども、何よりも今回の日本チーム、歴代最高の評判だということで、かなりいい結果が出るのではないかとということで、大いに期待をしているところでもございます。

さらに、今月の28日でございますけども、米原市の人権総合センターにおきましては、「認め合う女（ひと）男（ひと）とのパートナーフォーラム」というふうなことでフォーラムを開催させていただきます。

今回は、NPO政策研究所の相川康子さんをお迎えいたしまして、「あなたの地域（まち）を守るために」と題しまして、御本人も経験しておられる阪神・淡路大震災や、その災害復興の中でのまちづくり経験をもとにいたしまして、男女共同参画の視点から、防災、さらには減災の取り組みについての御講演をいただくことになっております。

我が市でも、こういった機会を通して、男女の役割、性別役割分担意識の払拭を

行うとともに、女性のまさに社会参加、社会進出、このことを通して男性の家事や育児への参加についても、いま一度、それぞれ意識について改めるべきところがあれば、その内容についても議論を深めていきたい、そんな思いでございます。

さて、本委員会にお願いする案件でございます。平成26年度の米原市一般会計補正予算案を初めといたしまして、条例の廃止、そして条例の一部改正をする条例についてなどでございます。

以上の案件につきまして、慎重な御審議賜りますようお願いを申し上げまして、まことに簡単ではございますが、委員会開会に当たっての御挨拶にさせていただきます。

どうぞよろしく願いをいたします。

○委員長（滝本善之）

御苦労さまでございます。

それでは、審査に入らせていただきます。

まず、総務部の議案第51号 平成26年度米原市一般会計補正予算（第1号）中、総務部の所管に属する事項ということで、総務課、財政課、管財課、順次説明を願います。

まず、総務部長、御挨拶ありますか。

○総務部長（要石祐一）

それでは、総務部のほうから順次説明しますが、委員長おっしゃいましたように簡潔・明瞭にポイントを絞って説明させますのでよろしくお願ひします。

○財政課長（上村浩）

財政課の上村です。よろしくお願ひします。

それでは、議案第51号をごらんいただきたいと思ひます。

1ページをお願ひします。

予算の補正でございますが、第1条で既決の予算総額に3億6,300万9,000円を追加しまして、予算の総額を193億6,300万9,000円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為の補正で追加と変更をお願ひするものです。

第3条は、地方債の補正で変更をお願ひするものです。

次のページをお願ひします。

第1表の歳入歳出予算補正でございます。今回の補正に係ります款・項の区分ごとに補正額や補正後の額をあらわしております。

3ページが歳出となります。

4ページをお願ひします。

第2表の債務負担行為の補正でございます。

まず、追加でございますが、現ふたば幼稚園の跡地を活用しまして、米原市地域包括医療福祉センター施設整備事業を進めます。債務負担行為としましては、同センターの建設工事ということで、平成27年秋の開設を目指して進めるもので、期間は平成27年度、限度額を6億9,200万としております。一部補正のほうで予算計上をしておるものでございます。

次に、変更でございますが、私立保育所施設整備事業で、柏原保育園施設整備資金貸付金でございます。施設整備に係ります県の補助基準額が見直しをされまして、補助金が増額されました。このことに伴いまして、法人の負担分がその分減りますので、その資金として予定しておりました貸付金の限度額を精査するものでございます。5,400万円にするものでございます。

次のページをお願いします。

第3表の地方債の補正で、変更でございます。表にあります起債の目的の欄に挙げておりますそれぞれの事業につきまして、起債の限度額を変更するものでございます。社会福祉施設整備事業につきましては、2億180万円を増額して限度額を2億390万円に、ほか4事業につきまして、補正後の限度額に変更するものでございます。

一番下は臨時財政対策債でございます。8,018万7,000円を増額して、7億3,018万7,000円に変更するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様でございます。

6ページから事項別明細書になります。

まず、総括では、歳入で款ごとに補正前の額、補正額、計という形で整理をしております。7ページ・8ページが歳出となっております。歳出につきましては、財源内訳を一緒にあらわしております。

それでは、総務部所管の補正について説明をさせていただきます。

次のページをお願いします。

まず、歳入でございますが、上から4つ目、17款繰入金・2項基金繰入金・2目福祉対策基金繰入金で、400万円の追加でございます。私立保育所施設整備に係ります資金貸付金に充当するため、この基金の取り崩しの増額を行うものでございます。この400万円につきましては、長岡保育園の大規模修繕の事業費の追加によるものでございます。

続きまして、7目の一般廃棄物最終処分場周辺地域環境整備基金繰入金で、500万円の追加でございます。周辺地域であります寺倉区の事業費が追加になったことから、この基金の取り崩しの増額を行うものでございます。

次のページをお願いします。

19款諸収入・5項雑入・2目雑入で599万3,000円のうち、右の説明に

あります湖北広域行政事務センター派遣職員負担金の増額15万4,000円でございます。派遣職員の異動に伴う負担金の増額でございます。

一つ飛ばしまして、県後期高齢者医療広域連合派遣職員負担金で35万7,000円、そしてその下、相馬市派遣職員負担金68万5,000円でございますが、共済費等の負担率改定によります負担金の増額でございます。

続きまして、20款の市債・1項市債・1目の総務債8,018万7,000円の追加につきましては、今回の補正に必要な一般財源を臨時財政対策債に求めるものでございます。

続きまして、2目の民生債2億1,330万円でございます。一つは地域包括医療福祉センター施設整備事業で、2億180万円の追加でございます。建設事業に伴うものでございます。

その次が児童福祉施設整備事業で、1,150万円の追加でございます。これは、私立保育所の施設整備に伴う補助金に充当する起債でございます。先ほど言いました、県の補助基準額の見直し対象事業の増額によりまして補助金を追加しますので、それに伴うものでございます。

その次が4目の農林債で、70万円の減額でございます。林道整備事業でございますが、林道国見線ののり面改良の整備工事を進めておりますが、その当該箇所でのり面が崩れた箇所がございます。その除去分については補助対象外となったことから、それに伴いまして起債の対象も対象外ということで減額をするものでございます。

その次、5目の土木債で、6,350万円の追加でございます。一つ目の市道整備事業3,630万円につきましては、上平寺6号線の道路改良事業に充当するものでございます。後でまた辺地の総合計画の提案をさせていただきますが、この計画に基づく事業という形で、辺地対策事業債という起債を充当するものでございます。

その次が、同じく市道整備事業でございます。2,720万円の追加でございます。これは、社会資本整備総合交付金を活用しまして、市道入江磯梅ヶ原線新設事業を進めておりますが、国からの当該交付金の内示がありまして、当初予算計上との乖離分を起債に財源を求めるものでございます。

その次が7目教育債で、3,040万円の追加でございます。小学校施設整備事業、この2つ両方とも、国庫補助金の学校施設環境改善交付金の内示がありまして、これも当初予算計上額からの乖離分を起債に求めるものでございます。小学校施設整備事業につきましては、市内の小学校空調設備工事、そして春照小エレベーター設置等工事に充当するものでございます。中学校施設整備事業2,260万円につきましては、大東中のグラウンド整備工事に充当するものでございます。



このうち、今回の起債のうち、合併特例債は、地域包括医療福祉センターの事業と児童福祉施設整備事業と市道整備事業の社会資本整備総合交付金事業、それと小中学校の施設整備事業でございます。

次のページをお願いします。ここから歳出になります。

まず、1款の議会から10款の教育費まで、人件費について補正計上をしております。本年4月の人事異動に伴いまして、款・項・目別に人件費予算の組み替えを行いました。また、共済費の負担率の改定、嘱託・臨時職員の社会保険料の改定に伴う精査をしておりますので、よろしくをお願いします。

次のページをお願いいたします。

2款の総務費・1項総務管理費・7目の電子計算費でございますが、100万円の電算処理委託料の追加でございます。これは、県におきまして福祉医療費助成制度及び老人福祉医療費助成制度につきまして、医療費助成の範囲の拡大、そして助成割合の見直しがされました。これに係ります福祉医療システムの改修が必要になってまいりまして、これに関する追加でございます。

総務部の所管の補正は、以上でございます。

39ページ・40ページをお願いします。

給与費明細書でございます。今回、人件費の補正を行いましたので、明細書を調整しております。39ページが特別職でございますして、40ページが一般職でございます。

次のページをお願いいたします。

債務負担行為の補正をいたしましたので、これに係る調書も調整をいたしました。追加をいたしましたのは44ページでございますが、44ページの一番上でございます。米原市地域包括医療福祉センター施設整備事業を6億9,200万円の追加をしておりますし、その3つ下、私立保育所施設整備事業につきましては、金額の変更をしております。

最後の52ページをお願いします。

今回、地方債の補正も行いましたので、これに関する調書も調整をしております。補正をいたします部分で、26年度中の起債見込み額に修正を加えまして、26年度中の起債見込み額は、合計、一番下ですが38億748万7,000円の見込みでございますし、26年度末現在高見込みとしましては、228億9,693万5,000円という見込みでございます。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○委員長（滝本善之）

ただいま議案第51号について、総務に関して説明が終わりました。

今より質疑を始めます。

質疑はございませんか。

ありませんか。

○委員（的場收治）

今回、国の交付金が思ったより来なかったということで、財源を市債で充てるというようなことで、事業としては、そのまま継続されるということなんですけれども、交付金の種類によっては、そんなに減額されずに、ほぼ要望どおり来ているような交付金もあるというふうなことも聞いています。

事業によって、どの交付金を該当しながらやっていくのかっていうようなことは、その事業によって決まってくると思うんですけれども、その辺の、国との関係、県との関係を常に密にしながら、アンテナを高く持ってもらって、米原市が本当に財源に、財政に余裕がある自治体であれば、それはいいんですけれども、それほど余裕がある自治体ではありませんので、そここのところをしっかりとアンテナを高くしてもらいたいということと、例えば、学校施設の環境改善交付金あたりでも、その申請の時期によって、もらえるであろうというような判断も今、所管課ではされているというようなことも聞きますし、その辺のアンテナをしっかりと上げていただいて、高くしていただいて、常に情報を収集するというような、その体制をしっかりとやってほしいなという、これは希望なんですけれども、そのことについて見解があれば、少しお願いしたいと思います。

○総務部長（要石祐一）

従前のような補助金でないという現状も、しっかりと見きわめたいと思います。国もそうですし、県においても一括的な補助金の枠組みをされてもう数年たちますので、これまでどおり事業に対する補助金というより、交付金化されるものが多いので、本当に必要な事業について見きわめをしっかりと行ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（滝本善之）

よろしいですか。

そのほか、ございませんか。

○委員（太田幸代）

人件費のところで概要を見させてもらっているんですけど、人事異動及び共済費負担率改定等による追加と書いているんですけど、この人事異動っていうのは、どういったものが含まれるのか、教えてください。

○総務部次長・総務課長（北村圭弘）

人事異動と申しますと、この4月1日からの人事異動によってかわる者ということなんですけれども、この予算といいますのは、大体11月ごろに予算作成をしていき

ますけども、そのときの人数は平成25年度の現員数に、定年退職者とか、勸奨による退職者とかいう退職予定者分を除いて、それで、また新規採用職員等は、もうその時点では決まっておりますので、そういった職員を踏まえて当初予算というのを組みます。その後、人事異動、3月に機構改革等とか、いろんなことで人事異動をしますと、当然そこで差が出てきますので、その部分を今回補正をさせていただくというものでございます。

特別会計との、そういった異動等もありますので、それらも踏まえまして、今回補正をさせていただいたということでございます。

○委員長（滝本善之）

わかりませんやろ。もう少し簡略に言うたって。

○総務部長（要石祐一）

議決項目、款と項に分けてますんで、それぞれ人件費を充てています。それぞれに目的別に人件費もつけますので、その職員の異動によって、まずその款の異動がありますし、今ほどありましたように、特別会計から一般会計、あるいは一般会計から特別会計、そういう職員異動もありますので、現有の平成26年4月の体制に合った予算措置にしたという部分でございます。

○委員（太田幸代）

異動によって、お金が発生するんですか。

○総務部長（要石祐一）

当然、職員の給料、差がいろいろありますので、それによって予算は当然増減いたします。

○委員長（滝本善之）

課長さんが異動されるときも、補佐が異動されるときもあるし、いろんな人が異動、かわりますよ。その中で予算化していくから。

○委員（太田幸代）

最初的时候には、わからないということですか。

○委員長（滝本善之）

当初ではわからない。

○委員（太田幸代）

当初ではわからないから、6月で。

○委員長（滝本善之）

6月、そうそう、初めてきちっと整理するという。出納閉鎖が5月末やから、そういう格好になってきます。

○委員（的場收治）

3月ではわからない。

○委員長（滝本善之）

わからない。わかりましたか。

そのほか、ございませんか。

1点、特例債、今回、結構出てるんですけど、実際これで6月でどのぐらいの特例債の発行になるんですか。

○財政課長（上村浩）

この6月補正後で、累計で125億3,200万円ほどになります。

○委員長（滝本善之）

もうちょっとで当初の目標は達成しますな。ということは、オーバーするというのを、私言いたいのはね。せざるを得ないということやけど、それは何も国で認められた金額までは特例債を組めるということはよくわかっているんですけど、当初ね、できるだけ特例債、確かに特例債は有効ですわね。7割の還付がある。いいんですけど、有効なのはわかっているけれども、やっぱり借金がふえていくということになるんで、できるだけ抑えようというけど、やっぱり今、先ほどの場委員が言われたように、補助金の体系、いわゆる国・県のからの交付金とかが減ってるという中で、特例債に頼るのが一番ベターやという形で、全てが特例債になってきているんで、そういうことじゃなしに、やっぱり国・県のね、形は総務部長おっしゃるのわかるんですけど、いかにね、政治力もあるかもわからんけど、いろんな形の中で補助金をもらってくるというのが、これから、この弱小自治体としては必要じゃないかなと思いますんで。特例債、これ、恐らく最終的に180億ぐらいまで行くんちゃうかなと思いますけど、できたら少しでもね、借金はふやさない中で、いかに自立しながら回っていけるかを考える必要があるんじゃないかなと。

だから、今お金があるから、債務負担、物すごい量的に多いわね。債務負担、これ、6月まで幾らになりますか。債務負担ということで、これ合計した、債務負担の表がありますやん。ことしまた6月で債務負担してますから、債務負担の金額いうて幾らになるのかと思ってね。債務負担ということは、金をようけ残しているのやから、あるのはわかってんねんけどね。ただ、その中で、またいろんな補助やとか、国からのあれとか、もらってくるとはわかってますけども、現実に債務負担の金額は5月末で締められたんやったら幾らになっていますか。

○財政課長（上村浩）

済みません。5月末ではないんですが、平成24年度末、決算中でございます、あれなんです、参考でございますが、恐縮ですが、23億8,000万円が平成24年度末なんです。そこから平成25年度の決算を見てということなんです、ちょっと時間をいただきたいと思います。

○委員長（滝本善之）

いいですけど、僕が言いたいのは、現在お金があるから、お金を残しながらやね、明るる年の事業もやっていくという格好なるんやけど、それがどンドンどンドンふえていって、いつまでもできるわけではないわな。お金がある間はいいいけど、目の前がなくなってくると、だから、この前出たでしょ、平成32年ぐらいになるとやな、それどころの騒ぎやなくなって、その時点、その時点やっていくは大変になってくるんで、その辺も含めながら、やっぱり債務負担も考えていっていただく必要があるんじゃないかなと思ったから申し上げました。というのは、特例債も含めてですけどね。

○委員（的場收治）

特例債のちょっと確認なんですけども、今125億3,200万円というふうに言われたんですけども、平成26年度末ぐらいで予想は125億円ぐらいやろうというふうな、何か資料を出されてませんでしたか。

○財政課長（上村浩）

昨年の秋に策定しました財政計画で、見込み額を出させていただいております。それによりますと、平成26年度末の発行見込み額は、124億2,400万円という数字で出させていただいております、既に1億オーバーという状況でございます。

○委員（的場收治）

先ほどから委員長も言われているように、合併特例債が有利な制度なんですけれども、それはそれでも借金の一部というようなこともありますし、くどいようですけども、財政運営上、有利なものを引っ張ってくるというようなことを、知恵を出し合ってやっていただきたいと思います。

○委員長（滝本善之）

そのほか、ございませんか。

この前、総務部長説明していただいた辺地債ね、知ってはるのは伊吹町の議員さんは知っておられるけど、他の方わからんと思う。この説明あったけど、理解されましたか。ちょっと辺地債、教えてってください。勉強会ちょっと。さっき発言があったから、辺地債の。総合計画でもやるのか、簡単に言うてください。

○総務部長（要石祐一）

この後、辺地の総合計画もあるんで、そこでまた説明させていただきますけど、基本的に地域間格差を是正しようと、特に生活環境厳しい地域に対して、今、国のほうでこういう制度があるということで、自治会とか、そういう小さい集落を単位にしたのが辺地対策事業債、市単位とか大きいのが過疎債と、いろいろ区分があるんですが、私どもは、この辺地対策事業債に該当するというところでございます。

いろんな事業メニューもたくさんございまして、いろんな事業できるんですが、

特に大きなのは、充当率といひまして、事業費のほとんどを辺地対策事業債で賄えるという部分ですし、さらに、そのうち交付税措置が8割ということでございます。ですから、1,000万円の事業をしても、800万円は交付税措置をされるということで、非常に有利な起債でございます。内容につきましては、後ほどまた詳しく説明申し上げます。

○委員長（滝本善之）

今言われたことは頭に置いて、次の95号でまた質問していただければ結構かと思ひます。

そのほか、ございませぬか。なければ、次に移ります。

議案第57号 米原市使用料条例の廃止についてを説明願ひます。

○財政課長（上村浩）

それでは、議案第57号をごらんいただきたいと思ひます。

米原市使用料条例の廃止でございます。公の施設に係ります使用料等の見直し方針に基づきまして、今回の議会で、各施設の設置条例に使用料を規定することになりました。これに伴ひまして、この条例が不要となりますので、廃止をするものでございます。

裏面が廃止する条例でございまして、付則といたしまして、施行期日を平成27年4月1日としております。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

○委員長（滝本善之）

説明が終わりました。

質疑はございませぬか。

（「質疑なし」）

○委員長（滝本善之）

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

それでは、議案第63号 米原市立隣保館条例の一部を改正する条例についてを、人権政策課、説明願ひます。

○人権政策課長（鏑田正広）

それでは、議案第63号 米原市立隣保館条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本議案については、公の施設に係る使用料等の見直し方針に基づき、適正な受益者負担となるよう施設使用料の改定等を行うため、米原市立隣保館条例の一部を改正する必要が生じたことにより、この案を提出するものです。

同じく、今回の条例改正に合わせて、条例の一部につきまして文言修正をいたしております。

それでは、新旧対照表にて御説明申し上げますので、新旧対照表をごらんください。

第6条の利用の許可ですが、第1項中、「隣保館の」から下線部の「施設または器具（以下「施設等」という）」を削り、「承認」を「許可」に改め、同条第2項中の「承認」を同じく「許可」に改めます。

第8条 利用目的の変更等の禁止を、同じく第8条として、使用料に改めます。これは、現行、米原市使用料条例において使用料を規定していますが、今回、方針に基づき、使用料等の見直しに合わせて使用料条例は廃止となりますので、隣保館本来の設置目的、施設の特異性を鑑み、使用料は無料とすることを明記した上で、設置目的以外に利用する場合は、使用料を納付しなければならないことを規定しています。

次に、第9条 使用料の減額または免除は、市が主催または共催により使用するときは免除とすると定めるものです。

次の第10条、2ページの第11条につきましては、使用料の不還付、利用目的の変更等の禁止を規定しております。

第15条 指定管理者による管理、第16条 指定管理者の管理の基準等につきましては、今回の条例改正に合わせて、一部文言修正をいたしております。

4ページの第17条の利用料金ですが、市長は、第15条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、隣保館の利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができるとし、3項では、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が使用料の1.5倍を上限に利用料金を設定できることを規定しています。

次の別表につきましては、改正後の使用料は、今回の見直しで1時間単位、料金は100円単位を基本としています。

なお、付則としまして、この条例は平成27年4月1日からの施行とするものです。

以上、まことに簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○委員長（滝本善之）

ただ今、隣保館条例の一部を改正する条例についての説明がございました。御意見はございませんか。質問に入ります。

○委員（太田幸代）

第8条の設置目的以外に利用する場合というのは、どういった場合でしょうか。

○人権政策課長（鏑田正広）

設置目的の場合と申し上げますのは、設置管理条例におきまして、事業等が定められております。隣保館におきましては、次に掲げる事業という形で3条で定義されておりますが、その事業に見合う利用目的に関しては無料といたすものでござい

ます。

以上です。

○委員（太田幸代）

同じ項目というか、この第8条って人権総合センターのところにもあるんですけども、こういった条というのは、公民館とかにも同じものがあるんですか。

○委員長（滝本善之）

意味わかりますか。隣保館条例と一般の公民館との違いというのは、何で隣保館条例だけ、このようになっているのかということや。それを説明したって。

○人権政策課長（鏑田正広）

隣保館と公民館の違いでございますが、隣保館そのものは、設置目的そのものが、スタートは地域における社会的弱者の自立支援という設置目的で建てられております。合併後、それが一般施策への移行という形で、範囲を学区単位という形で位置づけられて、今回の場合の隣保館ですと、例えば米原学区で、息郷地域総合センターですと、河南学区における社会的弱者の自立支援という位置づけで建てられたものでございますので、事業内容はそこが公民館と大きく違うと思います。

以上です。

○委員長（滝本善之）

そのほか、ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、それでは、議案第63号 米原市立隣保館条例の一部を改正する条例につきましては、質疑を終結いたします。

議案第64号 米原市人権総合センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

○人権政策課長（鏑田正広）

議案第64号 米原市人権総合センター条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本議案につきましても、公の施設に係る使用料等の見直し方針に基づき、適正な受益者負担となるよう施設使用料の改定等を行うため、条例の一部を改正する必要が生じたことにより、この案を提出するものでございます。

今回の主な改定点でございますが、米原市立隣保館条例と同様に、人権総合センター本来の設置目的を鑑み、使用料は原則無料とすることを明記した上で、設置目的以外に利用する場合に、使用料を納付しなければならないことを規定するものでございます。

同じく、今回の条例改正に合わせて、条例の一部につきまして文言修正をいたしております。

それでは、新旧対照表をごらんください。



まず、現行第8条の「利用料金」を「使用料」に改めます。

新旧対照表の2ページをお願いします。

2ページの現行第10条 利用の許可の取り消し等から、3ページの第15条 指定管理者の管理の基準等は、今回の条例改正に合わせて、一部それぞれ文言を修正いたしております。

第18条の利用料金ですが、市長は、第16条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、総合センターの利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができるとし、3項では、あらかじめ市長の承認を受けて、指定管理者が使用料の1.5倍を上限に利用料金を設定できることを規定しています。

次の別表につきまして、改正後の使用料は、今回の見直しで1時間単位、料金は100円単位を基本といたしております。

なお、付則としまして、この条例は平成27年4月1日からの施行とするものです。

以上、まことに簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○委員長（滝本善之）

説明が終わりました。それでは、質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（的場收治）

使用料条例で決まっていた金額と今回決められる金額が若干違うが、例えば昨年1年間で、使用料条例にのっとって人権センターでどのくらいの使用料の収入があったのか、同じような時間で仮に試算した時にどのくらいふえるのか、そのデータを教えてもらえますか。

○人権政策課長（鏑田正広）

人権総合センターの昨年度、25年度の利用の状況ですね、設置目的以外の目的外使用は33件ございました。使用料は、1万6,500円となります。今回の使用料の見直しに伴いましてでございますが、この27年度を迎える前に、先ほど条例の改正で説明させていただきましたが、承認となりますので、現在人権総合センターは指定管理者制度に基づき管理運営を行っております。したがって、利用料金の設定につきましては、指定管理者から年度間協定前に市長に料金の承認を1.5倍の範囲で申請がございまして、承認をして利用料金を定めるということになっていきますので、仮に今の使用料で直営でやった場合の使用料で試算した場合におきましては、ほとんど影響額はございません。以上です。

○委員（的場收治）

利用料金を1.5倍まで認めるということなので、これは市長の承認を受けて指定管理者が定めるということなのですが、その都度、その都度ではなくて、この制度ができたなら速やかに市長の承認を申請をして、指定管理者は市長の承認を受ける

ということになるんですか。

○人権政策課長（鏑田正広）

条例の施行は4月1日でございますので、流れ的には今年度中に各施設の利用料金の決定につきまして、指定管理者等の協議により額を承認させていただくわけですが、年度間協定ですね、平成27年度の年度間協定を結ぶ前に承認をさせていただいて、承認と年度間協定が同日付、4月1日からのスタートという形の流れです。

○委員（的場收治）

流れは理解させていただきました。それと設置条例にある目的によって無料というか、使用料減額または免除ということになるが、確かそうやね、その設置目的に沿った事業というのは、どこが判断するのか。

○人権政策課長（鏑田正広）

今の御質問は、今現行のスタイルである指定管理者制度で動いている場合という形の回答でよろしいでしょうか。

年度間協定におきまして、事業の方針等々につきましては、指定管理者から市のほうに事業計画が提出されます。その前に市のほうからその仕様書等に基づいた形で事業計画を定めていただくわけですが、その段階で隣保館並びに人権総合センターにつきましては、設置管理条例に基づいた形での事業内容等が仕様書にうたわれていますので、当然、事業の目的そのものは米原市の設置管理条例とイコールになっているということで、使用料につきましても判断基準が明らかな形で御判断いただけると認識しています。

○委員（的場收治）

判断は、指定管理者がするということですか。

○人権政策課長（鏑田正広）

判断は、承認をしました後、利用の許可は指定管理者がするという形になります。

○委員（的場收治）

それと、1.5倍にしたときにほとんど影響は人権センターにおいては出ないということなんですが、それにしても少し制度を変えるので、若干利用料金が入ってくる金額が違ってくるとは思うんですが、その辺は指定管理料にはどのように今後なっていくのか、考え方だけ教えてください。

○財政課長（上村浩）

指定管理料の考え方ですが、更新時期に利用実績に基づきまして、歳入されるであろう利用料金収入を定め、そして管理運営費を算定してそこから差し引きしたものが指定管理料という形になりますので、そういう形で積算をして募集なりをしていく手続きになっていこうかなと思います。それで、更新中、今、既に指定期間の施設のものもございまして、これにつきましては、基本協定に基づきまして基本協定

の中でリスク分担というのがございます。その中に法令の変更によるもの場合は、市と指定管理者の協議により判断をしていこうという形になっています。基本的には、利用料自体が変わりますので増減を考慮すべきものとは思いますが、実際やってみないと、増収になるのか減収になるのかという部分については、施設ごとに異なるということです。また、これによりまして利用状況にも変動が生じる場合もございます。そういったことと激変緩和措置も経過措置として定めておりまして、その影響も考慮する必要もございます。そういったことから、今の時点で一律にこうするという判断は難しいのかなという思いをしていますが、利用状況、経営状況を見ながら協議を進めていくということで、結果的に指定管理料自体はなぶらないということも結果になるかもしれませんし、場合によっては指定管理料を増額せなあかんという場合もあるのかなというふうに考えています。

○委員（的場收治）

利用料金をここで決めた1.5倍まで認めるというようなことですので、指定管理者に少しいろんな判断をできるというような、このことに関しては指定管理者にとってはありがたい制度ではないかなというふうに思うんですが、このことが施設を運営する側にとって不利な材料にならないように、ぜひとも考えてやっていただきたいなと思います。せっかく民間活力の導入ということで、指定管理者制度を導入して、せっかく今まで軌道に乗っているのに、指定管理者にとってもモチベーションが上がるように体制づくりとか、そのようなことをしっかりとやっていただきたいなというふうに思いますし、また利用者にとっては、ここが高過ぎてというようなこともあると思いますので、その辺の話し合いを市が入ってしっかりと決めていただきたいなと思いますが、少し見解をお願いします。

○財政課長（上村浩）

おっしゃるとおりやと思います。1.5倍という形にはしていますが、どういった場合があるのかなという話もあります。市民のサービスのためにこういったことをしたらどうやろという、行政では思いつかないような提案によるもの、あるいは民間の施設の経営と同様に、繁忙期とか閑散期における利用料金の上げたり下げたりというようなことも考えられるかなという思いもしています。また、先般、消費税の増税がありましたし電気料金の高騰もございました。これに伴って指定管理料もふやさしていただいたわけなんですけど、こういう部分についても、この1.5倍の部分を活用して受益者にもその部分は負担していただき、指定管理者の収入にさせていただくというような柔軟な対応、タイムリーな対応ができるのかなという思いをしていますので、いずれにしましても承認の段階でその辺も見定めながら判断をしていく必要があるのかなと思っています。以上です。

○委員長（滝本善之）

そのほかございませんか。

○委員（澤井明美）

すいません。夜間なんですけれど、夜間の利用は昨年ほどのくらいあったんでしょうか。

○人権政策課長（鏑田正広）

今の目的外使用においては、33件ございましたが、いずれも昼間の利用でございました。

○委員（澤井明美）

夜間に利用したい、職員さんの休み以外に利用を申し込んだときに、夜間の一般の利用はちょっとお断りされたことがあるんです。その辺はどうかなと思って。

○人権政策課長（鏑田正広）

今の指定管理者が管理する施設の関係でございますね。極力、夜間につきましても、御利用のほうは認めるような方向で管理者のほうも動いているわけですが、スタッフの関係で、どうしてもイベント時期が重なったときとか、そういうときは若干、利用のほうで制限をかけている時期もございますが、今後におきましては、極力皆様に御利用いただけるような形での指導のほうをしてみたいと思います。

○委員（澤井明美）

はい、わかりました。よろしく願いいたします。

○委員長（滝本善之）

ほかにごございませんか。

1点だけ、ちょっと気がついたんやけど、ほかのいろんな施設ではないが、さっきの隣保館もやけど、冷暖房費ね、前の旧のときは5割り増しとか書いてあるけどね、今回一切、記述、ただ指定管理がどうのこうのということになると、規則で定めるか、規則で定めるというたら、幾らにすると書いていないから、ほかの施設は大体、冷暖房費幾らと決まっていますわな、ほかの公民館にしてもどこにしても。これだけ何で規則で定める額という格好で、ごまかしてるのかなと。だから、金額は当然、同じように設定すべきと違うかなと思うんですけど、いかがですか。

○人権政策課長（鏑田正広）

昨年までの実績での目的外使用があったというのが、実は人権総合センターだけでございました。他の2館につきましては、目的使用のみでございまして、その辺のところを考慮しまして、今回のところでは明らかな形での使用料の位置づけにはあげておりませんが、今後、その辺のところも踏まえて、利用形態が変わってきた場合につきましては、その辺のところも十分配慮した形での対応をしていきたいと、こう思っております。

以上です。

○委員長（滝本善之）

やっぱりこれ、条例を変えてるんでしょ。今度ね、いろんな形の中で。それ、出てきたときに対応しますって、そんなんおかしいん違うの。当然条例を変えたときに、例えば、隣保館でもなかったけど、当然施設に対して冷暖房はあるんですから、冷暖房を使ったときは幾ら、別にいただきますというのがあってもええん違うの。

○人権政策課長（鏑田正広）

今回の使用料の算定の段階で、年間の維持管理経費というのをつかみまして、その中には光熱水費も入っております。それを合計しまして、その1平米当たりにかかる維持管理費を求めまして、それに各部屋の面積を掛けた形での使用料の設定をしております。既にその段階では、通常の空調費にかかる光熱水費は含まれた形の設定料金に入っておりますので、今回の人権3施設につきましては、特にその部分については、加算措置というか、そういうものは設けていなかったということでございます。

○委員長（滝本善之）

ほんなら、前のやつは何でこんなこと書いてあるの。冷暖房設備を利用する場合、大会議室と書いているけど、当該料金の5割に相当額を加算すると書いてある。

○人権政策課長（鏑田正広）

今確認いただいておりますのは備考欄の3ですね。ここの附帯施設というのは、備品関係です。

○委員長（滝本善之）

附帯施設。これやろ。だから、右の前のやつよ。これも全部、中に入っているの、これが。

○人権政策課長（鏑田正広）

今、委員長おっしゃったのは、現行の中に入っていないということを確認しておられるんですか。現行の条例が、なぜそうになっていたかということ。

○委員長（滝本善之）

そう。現行は別になってるねん。

○議会事務局長（中谷利治）

どの施設も、こうなります。見直しの方針が、これで全部いきましたので。

○委員長（滝本善之）

わかりました。意味わかった。こっちで規則とかなんとかかんとか書いてあるから、だから僕は言うただけで、わかりました。

そのほか、ございませんか。

なければ、これにて議案第64号の質疑を終結いたします。

続きまして、議案第95号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

てを議題といたします。

説明を求めます。

○財政課長（上村浩）

それでは、議案第95号をごらんいただきたいと思います。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定でございます。

本市の辺地の一つでございます伊吹地域東部辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定して、公共的施設の整備を促進していこうというものでございます。ここに書いてあります法律に基づきまして、議会の議決を得た上で総務大臣に提出するものでございます。

裏面が総合整備計画書になってございますが、配付しております1枚物の資料を見ていただきたいと思います。

まず、先ほど総務部長のほうからも説明ありましたけれども、まず辺地のところでございますが、配付しております資料の趣旨・目的のところで触れています。交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域と比較して住民生活水準が著しく低い山村地、山間地、離島、その他のへんぴな地域というのが、法律に「辺地」という定義づけがされておりました、それを解消していくということで財政上の計画を策定するものでございます。

地域といたしましては、東部辺地ということで、藤川、寺林及び上平寺でございます。計画の期間は26年度から30年度までの5年間。

事業内容ですが、この2つをあげております。上平寺6号線とスクールバスを運行しておりますが、そのバスの購入をあげております。上平寺6号線につきましては、補正予算で一部計上をお願いしているところでございます。

財政上の措置としましては、先ほど総務部長が説明しましたので、省略をいたします。

事業内容の背景、経過につきましては、ごらんのとおりでございます、道路改良及び通学バス、これが平成14年度に購入したものですので、12年経過しております。その部分を計画としてあげているものでございます。

それと、辺地の政令で定める要件としまして右下にあげておりますけれども、当該地域の中心を含む5平方キロ以内の、人口が50人以上であって、なおかつ辺地度数といまして、辺地の中心から駅とか停留所、小中学校等の距離、定期バスの本数などに基づいて、機械的に算定される点数でございます。これが100点以上にあることとなっております、この当該辺地につきましては148点ということでございます。参考に、該当のところも挙げております。

ということで、この計画書を定めて整備をしていこうというものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（滝本善之）

議案第95号につきまして、説明が終わりました。

質疑を開始します。質疑はございませんか。

○副委員長（松崎淳）

この政令で定める要件のところに、人口50人以上とあるんですけど、上平寺と寺林は50いないと思うので、藤川と合わせてやったということよろしいですか。

○財政課長（上村浩）

はい、そのとおりで、計画書にあります、右の上にあります、辺地の人口ということで、396人ということで算定をしております。

○委員長（滝本善之）

よろしいですか。

そのほか、ございませんか。

ないようですので、議案第95号につきましては、質疑を終結いたします。

それでは、おわかりいただけますか。

御苦労さまでした。

それでは、議案第59号 水源の里まいばら元気みらい条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

政策推進課の説明を求めます。

○政策推進部長（三田村健城）

失礼します。委員長様御案内のように、議案第59号 水源の里まいばら元気みらい条例の一部を改正する条例につきまして、政策推進部政策推進課のほうから説明を申し上げます。慎重なる御審議をよろしくお願いいたします。

○政策推進部次長・政策推進課長（山田英喜）

議案第59号の条例につきましては、琵琶湖の上流地域に位置するまちとして、市全域の集落を「水源の里」と位置づけ、下流域の人々と支え合う関係をつくり、過疎、高齢化する集落の持続を目指すための基本的な方針を示すことを目的に、平成21年6月に制定させていただいております。

この条例の附則において、施行後5年を経過したときは、条例の規定及び施策の実施状況等について検討を加え、その結果に基づき必要な見直しを行うものと定めております。

今回、その見直しを行うものであり、これまで、その評価、検証を行っていただきました条例推進委員会からの提言も参考にしながら、地域の現状等を踏まえ、これまでの経験を生かす、水源の里振興に係る施策を市全域で展開していくために必要な改正を提案させていただくものです。

それでは、主な改正点につきまして、議案に添付しております新旧対照表をごら

んいただきながら、御説明させていただきます。

新旧対照表の、まず1ページをごらんください。

前文におきましては、水源の里である米原の地域独自の文化や暮らしは、先人たちが知恵や技を結集し創造されてきたこと、また、今を生きる米原市民がそれらを大切にしながら、新たな創造を加えながら次の世代に引き継ごうとする可能性を秘めていることなど、水源の里の意義について理解を深め、誇りを持ってさまざまな人々との連帯の輪を広げながら、さまざまな資源が循環し、支え合える社会を創造していくことが大切であることから、下線部の「先人の知恵と行動力に学び、さまざまな人々との連帯の輪を広げる中で」との文言を追加させていただいております。

次に、2ページをごらんください。

これまで第6条で規定しておりました「施策の対象地域の指定」につきましては、市内各地で過疎化などによる集落の元気の弱まりが深刻化していることから、今後は、これまでの取り組みから得た経験を生かしながら、水源の里の振興を広域的に推進することとし、施策の対象地域の指定に係る条文を削除しまして、広く市民および事業者等が主体となる取り組みへの支援をしていくものとしています。

これに伴いまして、これまで第7条に規定しておりました施策の基本方針につきまして、第6条として、今後、施策の対象地域を指定せず、広く市民及び事業者等が主体となる広域的な施策の推進を図るため、改めて6つの方針を定めることとしました。

具体的には、改正後の第6条をごらんください。

1号から5号の基本方針につきましては、これまでの条例推進委員会からの提言内容を踏まえ、5年間の取り組み評価と今後の施策課題をもとに方針を定めました。また、6号につきましては、前文の改正と関連し、人・まち・暮らしを三要素とする市民の新しい文化の創造と地域の誇りの創出を目指し、基本方針の一つとしました。

続きまして、新旧対照表の3ページから4ページをごらんください。

これまでの第8条を第7条とし、新たな第8条として、附属機関として条例推進委員会の設置を規定しております。これは、本条例が形骸化せず、実効性を高めるために設置するもので、条例に基づく施策の提言、検証及び評価などを繰り返し行い、水源の里振興の実効性を高めることとしています。

最後に、新旧対照表4ページから5ページにかけてをごらんください。

市が、「水源の里まいばら」としての存在感と評価をさらに高めていくことは、市の持続的発展を目指す上で非常に重要であることから、将来にわたり条例に掲げる理念を継承し、引き続き地域の振興に取り組むことができるよう、附則第2項を削り、恒久的な条例として位置づけることとしました。



その他、この際、文言修正もさせていただいております。

以上、簡単ではございますが、本条例の一部改正する条例の説明とさせていただきます。どうぞ審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員長（滝本善之）

説明が終わりました。

それでは、ただいまより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（的場收治）

今回、制定後5年たったんやな、6月で。条例改正するという事なんですけども、この5年間のいろいろな評価を何か資料にしたものって、もらっているのかな。

○委員長（滝本善之）

具体的にはもうてないわ。

○委員（的場收治）

具体的なやつ、何か報告はもらったね。

○政策推進部次長・政策推進課長（山田英喜）

簡単にまとめたものとしまして、提言書を皆様には情報提供としてお渡しをさせていただいてまして、その中に、量としては簡単な表現になっていますけども、その中に報告として入れさせていただいております。

○委員（的場收治）

今ちょっと持ってきてないので、その資料がどのようなことなのか、今ちょっと目にしてないのでわからないんですけども、例えば重点地域における人口が、この5年間でどのようになったのか、移住者がどのようにふえたのか、そのようなことも書いていましたっけ。

○政策推進部次長・政策推進課長（山田英喜）

皆様に情報提供させていただいております提言書の中に、人口分析等までに踏み込んだ表現はされておられません。

○委員（的場收治）

今回、条例改正をするということなので、これは決まったことなんですけれども、まず、現在までどのようなことがあったかということで、まずお聞きしたいんですけども、その中で、その地域にいろいろ誇りなどを持っていただいて、その地域の再発見というんですか、その地域に誇りを持った地域づくりをしていくというようなことやったと思うんですが、その中で、人口が減少しないようにというようなことも含まれてたと思うんですが、そのところをちょっと具体的にちょっと、まず、この条例改正する上で大前提として、どのように推移したのかだけ、ちょっと教えてもらえますか。

○政策推進部次長・政策推進課長（山田英喜）

指定地域におけます人口は、5年前と比べまして、平均で14.4%減少しています。市全体での減少率が3.6%ということと比較しますと、大きく減少していると言えらると思ひます。

○委員（的場收治）

それでですね、水源の里まいばら元気みらい条例を制定し、5年前に制定し、重点地域を指定し、そこを重点施策をこの条例のもと展開されて、今14.数%というやうな人口減少ということに関して、私は、この条例を制定しながら取り組まなかつたら、もう少し高い数字が出たんじゃないかなというふうに思ひんですけども、その辺はどのように考へておられますか。

○政策推進部次長・政策推進課長（山田英喜）

今御指摘いただいたやうに、この取り組みがなければ、もっと減少していたということは想定をさせていただいているところですよ。人口が減少することの歯どめになつたという成果も一つありますが、何よりも、地域の方々が、ここに住んでよかつたということで、元気を取り戻していただけたのではないかとということが大きな成果と認識しております。

○委員（的場收治）

それと、そういった大きな要因の一つに、みらいつくり隊が、そこへ入り込んでいろいろ活動されたというやうなことなんですけれども、みらいつくり隊の現状を少しお話し、お願いします。

○政策推進部次長・政策推進課長（山田英喜）

みらいつくり隊は、平成23年度から、当市のほうで、全国組織としましては、全国の制度、地域おこし協力隊を利用させていただいて導入させていただいたところですよ。みらいつくり隊員は、平成23年度から25年度までで8人、米原市に合計でお越しさせていただいて、そのうちの6人の方が、家族の方々と一緒に引き続き指定地域に暮らしていただいております。

また、活動の半分は地域の担い手としての支援をしていただいております、その半分は、任期終了後に、定住するための生業づくりに費やしていただいております、その任期終了後に定住していただいているということで、一定の成果があるというふうには認識しております。

以上です。

○委員（的場收治）

そういった、これは国の制度の中で、米原市も利用しながらやられたことなんですけれども、やはり定住していただくことが重要なことなんかなというふうには思ひんですけども、その若者が定住するためには、やはり生活をしていかなければな

らないと。きれいごとでは済みませんので、そのためには、やっぱり生活の糧として収入を得ていかなければならないということがあると思うんですけれども、この若者たちが、そこで、今6人住んでいただいているというようなことは、やはりそこに住みながらでも、収入が得て生活できるというようなことやったと思うんです。その辺が大きなヒントになるのではないかなと思うんですけれども、今どのような形で生活しておられるのか、もう少し具体的に説明してもらえますか。全部が全部でなくていいので。

○政策推進部次長・政策推進課長（山田英喜）

ケースがそれぞれございますが、もともと芸術家として活動されてた方が、ここに来られたことによって、さらに、アーティスト性を高めて活動されている方もいらっしゃいます。また、地域産物を提供するカフェの店主、あるいは公民館等の子供活動支援のスタッフとして定住されてる方もいらっしゃいますし、行政の現場の中で、獣害対策のスタッフとして活躍いただいている方もいらっしゃいます。

○委員（的場收治）

今説明いただいたように、いろんな形で地域に溶け込んで、それぞれ生活をしておられるということですので、今回条例改正をして、これを重点地域を外し、米原市全域に広げるということですので、やっぱりそういったところを、今回大きな成果の一つとして、全域に広めていただいて、米原市内の過疎地域における、その活性化のヒントとして、しっかりやっていただきたいなというふうに思いますが。

とりあえず、以上です。

○委員長（滝本善之）

ほかにございませんか。

○委員（山本克巳）

4ページのこの推進委員会の委員が12人以内をもってという中で、（1）（2）（3）（4）とあるんですけども、人数割というのか、その下の6のこの第3項の規定にかかわらず、市長は推進委員会に専門的識見を有するアドバイザーをまた別にこれを置くことができるという、解釈でいいのかな。3番の（3）に識見を有する者以外に、このアドバイザーというのがあるんですかね。どうでしょう。

○政策推進部次長・政策推進課長（山田英喜）

ここの規定につきましては、委員さんの議論の中で、アドバイザーが必要であるということになりましたら、そういう方を委嘱させていただきたいということで規定を設けております。

○委員（山本克巳）

公募による市民というのは、何人ぐらいということですか。

○政策推進部次長・政策推進課長（山田英喜）

附属機関の委員を含めまして、市の委員会等におきましては、おおむね公募による市民が入っております、その市民の方の数は、おおよそ2名から3名ということ想定しておりますので、今回も2名程度と考えています。

○委員（山本克巳）

（3）の識見を有する者と、6番でいう専門的識見を有するアドバイザーというのは、どう違うんですかね、これ。

○政策推進部次長・政策推進課長（山田英喜）

（3）で規定させていただいております識見を有する者というのは、もともと過疎高齢化を研究されている方、あるいは5年間の活動に携わっていただいた有識者などを想定しております。それ以外の方で必要がある場合には、6項で規定しておりますアドバイザーということで考えております。

○委員（山本克巳）

そういう方がいらっしゃるんやと思いますけども。

○政策推進部次長・政策推進課長（山田英喜）

現在、委員12人で組織する予定ですが、当初は、3項の1号から4号、ここに規定する方々で構成をさせていただいて、委員会を運営させていただきますが、その中で必要となった場合には、別にアドバイザーを招聘するというので、ここで第6項で、そのような規定を設けさせていただいておりますので、6項の方は12人とは別にといい考えでおります。

○委員長（滝本善之）

よろしいですか。

そのほか、ございませんか。

○政策推進部次長・政策推進課長事務取扱（山田英喜）

ただいま、私6号と申し上げましたが、6項の誤りです。申しわけありません。

○委員長（滝本善之）

よろしいですか、そのほかの方々。

この推進委員会、これから設けるといことですが、年何回ぐらい会議されるんですか、これ。予定は。

○政策推進部次長・政策推進課長（山田英喜）

規定の中では、年1回以上としておりますが、実際には、予算はこうですということで、まず認識していただく必要がありますし、決算がこうであって、どうやったという判断を評価をしていただく必要がありますので、最低でも2回はさせていただく必要があると考えています。

○委員長（滝本善之）

年2回、予算と決算とおっしゃるけど、だから、それはこの水源の里まいばら元  
気みらい条例について、どのように今動いているか。アドバイザーの人とか、いろ  
んな公募の人とか、予算と決算の委員会やったら何も意味ないんちゃうん。本来、  
ここでどういう形で動いてるか、それをどう検証して、それからどうしていくんや  
と、こういう形で、例えば今までの5年間の集落の例をとりながら、そうしたら、  
こういう人を投員したら、もっと活性化するんちゃうかとか、そういうことをやら  
すのがこの委員会であって、推進委員会と書いてあるんやから、予算決算みたいな、  
そんなんどうでもいいんちゃうの、悪いけど。予算なんか、しれているんですから。  
その辺どうですか。

○政策推進部次長・政策推進課長（山田英喜）

私の表現が悪かったと思いますが、予算と決算につきましては、必ずお知らせを  
する必要があるということで、最低でも2回ということでも申し上げましたが、今御  
指摘いただいたように、当然、評価をして、こういう政策が要るとか、そういう議  
論も必要と考えますので、最低2回の中でそんな議論ができなければ、これまでに  
推進委員会は年4回程度はさせていただいておりましたので、それぐらいになるこ  
とは予想しております。

○委員長（滝本善之）

だから、米原市全体になるということはね、今までは特定されたところでやってい  
たから、ある程度の事業も推進もできたし、いろんな形が打てたと思う。また、松  
崎君もおられたし、そういうのわかるんやけど、今度は余りにも全体ですからね、  
全体でそれを打っていかしたら、非常に厳しい。何をしていったらいいんかわ  
からへんと思う。だから、特定のとこの参考するというたって、なかなかそれも難  
しいと思いますわ。

だから、そういうことを考えたときに、本当にこの推進委員会、厳しいんと違う  
かなと僕は思っています。だから、この人らの活躍の仕方は、ほんまに大切だと思  
うし、だから、例えば、今まで5年間やった特定のとこ、例えば先ほど言われた国  
の総務省の事業によって、8人入ってもらって、6人残っていると。それはええこ  
とやけど、実際、そんなら市が、来てもらうのは理想論掲げて来てもらったけど、  
何かフォローしたかいうたら、その人らにフォローしてへんやん。1人市の嘱託さ  
んになっている人はおるけどね。

まあいうたら、何も就職にフォローしたわけでもなし、その子らも、せっかくこ  
こまで寄せてもらうたんやから、何とかね、ここで生活をしたいということで、自  
分らで一生懸命探してね、残ってくれてるけど、やっぱり市はね、入れた以上は最  
後までフォローしてあげるとかね、そういうぐらいの温かい親心がなかったらね、  
僕は今後、これから全体に広げたら、ほんま余計難しいんちゃうかなと。その人ら

呼ばへんと思うけど、活性化するための事業を打とうと思っても、何をしたらええかわからん。この条例が、未来永劫の条例やと言われたから、それやったら余計やわ。その辺について、ほんまに真剣にどう考えておられるんか、それをお聞かせ願いたい。

○政策推進部次長・政策推進課長（山田英喜）

ただいまの御質問は、今後の実効性をどうするのかということと思いますが、条例で推進委員会を設置させていただいておりますが、それに加えて、規則で、各課の実施する事業の連携、横串を入れるために、推進本部を設けまして、これは内部ですけども、内部で審議する体制も整えております。また、推進委員会の中身、どういうことを議論していただくということも、規則で一部多少触れさせていただいております。また、予算につきまして、なかなか見えにくいと取り組みにくいということもありますので、何とか予算で水源の里事業ということで、目に見えるように、今、検討をさせていただいております。

以上です。

○委員長（滝本善之）

みらいつくり隊が、一緒に頑張って、天窓をやっていますね、今年3年目かな、4回目になるねんな。あれなんかは、本当にみらいつくり隊の子が中心になって、イベントを打って、だからその地域とコラボしながらね、一生懸命頑張っている。これが、何も甲津原だけの問題じゃないんで、これはあくまでも米原市全体にそういう雰囲気、その子らと一緒に活躍してもらいながら活性化していく、地域とどんどん取り組んでいくと。そのくらいの市としてね、応援をしながら、やっていただく必要があるんちゃうかなと。これは一つの財産ができたんかなと思ってますので、そういうところは、やっぱりきちっと、この水源の里みらいの条例が生きるように、そういう人も使っていただく必要があると思いますが、川瀬さんは一番担当されてましたけど、どうですか。

○政策推進課課長補佐（川瀬直亜）

まさしく、今委員長おっしゃったように、非常にみらいつくり隊員の皆さん方、来ていただく中で、みらいつくり隊員の元気が一つ、米原の新しいイメージというふうなものであったりとかですね、米原そのものの元気というふうなものを大きく発信していただいたんじゃないかなというふうに思っています。

皆さん方のその8名の方々の活動に感化されてといいますか、そのほかにもですね、若者もこの地域、米原に非常に注目をいただいているというふうな実感も得ておりますので、そのあたり上手にですね、一緒になりながら、地域の元気づくり、ぜひとも広域的になるというふうなだけじゃなしに、やはり行政もその部分にしっかりと目を向けて、実効性のあるものにしていきたいというふうに思っております

ので、よろしくお願いたします。

○委員長（滝本善之）

頑張ってやっていただきたいし、この条例が生きたものにね、していただきたい  
と思います。

○委員（的場收治）

今いろんな発言があった中、いろんなことに取り組んでいただいたんですけども、これ条例を初め制定したときに、上流と下流とかいろんなことで、上流は下流を思い、下流は上流を思いとか、そういうようなことでいろいろやりとりした記憶があります。今回もその理念自体は継続されるということなんです。その中で、基本方針の中で、今回、上流と下流のかけがえない関係を実感させる自然体験教育の推進というようなことも具体的にうたわれているんですけども、これは学校教育等あたりとも非常に密接に関係してくると思ってるんですけども、教育長この辺の見解ありましたら。

○教育長（山本太一）

地域に根差した学校づくりということを特に今、学校では進めてますので、子供たちが自分の住んでいる地域に誇りを持つ、そういう教育を推進することを一番大事に考えていますので、今限定された地域であったことが、今度は市内全域に広がるということは、全ての小中学校において、そういった地域意識、地域への愛着、そういったものが、環境なり、あるいは地域の自然なり、というものに目が向けられて、自分らがここに住んでよかったという誇りが持てる、それも大事にしていきたい、きっかけになるというふうに思っています。

以上です。

○委員（的場收治）

この条例の中で、具体的な施策の基本方針の中でうたわれてますので、この辺のことも具現化できるように、学校教育の中でも生かしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（滝本善之）

そのほか、よろしいですか。

それでは、議案第59号 水源の里まいばら元気みらい条例の一部を改正する条例について、意見が出尽くしたと思いますので、ここで質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。15分まで。

午前11時02分 休憩

---

午前11時15分 再開

○委員長（滝本善之）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

地域振興部で、議案第51号 平成26年度米原市一般会計補正予算（第1号）中、地域振興部の所管に属する事項について説明を求めます。

○地域振興部長（坪井修）

御苦労さまでございます。

それでは、引き続きまして議案第51号 平成26年度米原市一般会計補正予算（第1号）中、地域振興部が所管をしております補正予算の概要につきまして、本田次長のほうから説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○地域振興部次長・米原自治振興課長・米原市民自治センター長（本田忠光）

本田です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第51号 平成26年度米原市一般会計補正予算中、地域振興部所管に属する事項について御説明をいたします。

議案第51号の13ページ・14ページをお開きください。

2款総務費・1項総務管理費・6目企画費・19節負担金補助及び交付金、コミュニティ助成事業380万についてであります。これは財団法人自治総合センターが実施する助成事業の補助金を受けて、一般コミュニティ助成2件と地域防災組織育成助成事業1件を行うものでございます。

内訳は、池下区の除雪機1台が140万円、清滝区の公民館内の備品としまして、エアコンなど130万円、顔戸区の可搬式ポンプ1台110万円の、補助金合計380万円となっております。

なお、歳入ですが、11ページ、12ページをお開きください。

19款諸収入・5項雑入・2目雑入・2節総務費雑入、コミュニティ助成事業助成金を財源としております。

この財団法人自治総合センターが実施する各助成は、宝くじの社会貢献広報事業として、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するための事業として、展開をされているところです。

何とぞ御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（滝本善之）

説明が終わりました。

ただいまより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（前川明）

今回の採択がちょっと少ないように思うんですけども、今回要望されている地域はどのくらいありましたか。

○地域振興部次長・米原自治振興課長・米原市民自治センター長（本田忠光）



今年度、宝くじの申請件数は18件を申請しております。そのうち、今回3件が採択されたというような結果になってございます。

○委員（前川明）

去年もそうだと思うんですけど、だんだん採択が減ってきて、これに対しての活動というのは何かそういうのはあるんですかね。採択に向けた活動というのは。

○地域振興部次長・米原自治振興課長・米原市民自治センター長（本田忠光）

私どもから申請を県の方へ上げるという中では、やはり地域の実情も一言添えるということで、定型的な審査を県のほうでは行われているというところで、私どもでは、優先順位をつけながら県のほうへ提出をさせていただいてるところで、実情を訴えながらということで、採択件数が少ないに当たりましても、どういう実情ですかというふうな聞き取りなどはさせていただいているというところです。

○委員（前川明）

特に今回は本当に少ないように思うんですけども、1番の要因は何にあるか分析とかかされておりますか。今まで一巡したとか、そういったこともあろうかと思えますけども、少なかった要因については、どのように感じておられますか。

○地域振興部次長・米原自治振興課長・米原市民自治センター長（本田忠光）

これにつきましては、補助の履歴が主に県のほうも5年間にどれだけ補助が、宝くじ等で補助をしているかということも審査の内容になっているというところでして、ここ数年見てみますと、過去からは50%、40%、30%、25%というふうな率の高いところから若干下がって、今年度は3件というふうな結果かなというふうに考えております。

○委員長（滝本善之）

よろしいですか。

○委員（前川明）

何が言いたいというと、申請を出しただけやというような、こっちには思いがありますんで、やはりこだけ自治会に要望があるということは、やっぱり採択に向けて行政側としてもその取り組みをしていただきたいし、それに採択に採用されなかったところについては、また別の補助の方法も考えていただきたいと思いますので。

それと一点、消防ポンプがここに入っているんですけども、これは顔戸区ということですが、これは消防関係の補助じゃなくて、このコミュニティを選択されたのはどういうことで、選択されているんですか。

○地域振興部次長・米原自治振興課長・米原市民自治センター長（本田忠光）

今回のコミュニティ助成事業につきましては、10万円単位の補助ということで、ほぼ100%に近いような補助体制になっております。今回、顔戸区さんのほうは、こちらの補助を選択をされまして、申請を上げられたと。経過を聞いておりますと、

顔戸区さんのほうでは、20年前に整備をされたポンプを今も使っておられるということで、今回改めて申請があったというふうな現状でございます。

○委員（前川明）

これは、地域防災とはまた別のポンプですね。消防団とは別のポンプですね。

○地域振興部次長・米原自治振興課長・米原市民自治センター長（本田忠光）

消防団のほうで使っていただくポンプということになってございます。

○委員（前川明）

今回かなり経過していて採択されるかどうかわからんのに、今回申し込まれたのも、その辺もちょっと理解できないんですけども。

○防災危機管理課長（奥村義治）

防災危機管理課の奥村です。今ほどのポンプにつきましては、消防団とは別の自治会で使われておられる。

○地域振興部次長・米原自治振興課長・米原市民自治センター長（本田忠光）

申しわけございません。申請書の中でも、顔戸区自主防災組織ということで申請が上がってございました。ちょっと訂正をさせていただきます。

○委員長（滝本善之）

そのほか、ございませんか。

皆さん、よろしいですか。

○委員（的場收治）

今の関連ですけど、今回、米原市は18件中3件しか採択されなかったり、しかも金額的には380万円ということなんですけれども、県はどのくらい、県というか、今の宝くじの振興協会からは、全部でどのくらいを今回、県全体ではどのくらいの金額を補助されたのか。そのうち米原市が今、380万円ということだと思っております。

○地域振興部次長・米原自治振興課長・米原市民自治センター長（本田忠光）

金額につきましては、本日御用意はしていないんですが、件数だけを述べさせていただきますと、平成26年度県下の状況は全部で118を要望されまして43件採択になっているというところです。

○委員（的場收治）

43件。率にすると、米原市は多く採択されたかな。

○地域振興部長（坪井修）

今の御質問の関係でございますけれども、自治総合センターのウェブサイトがあるわけでございますが、平成26年度の滋賀県内の状況をちょっと見てまいりましたけれども、今言いましたような団体で、県内のそれぞれ状況についてでございますけれども、まちの規模に応じてですね、大体同じような配分で2件から3件、多

いところで4件という状況でございます。

○委員長（滝本善之）

よろしいですか。そのほか、ございませんか。

ないようですので、それでは議案第51号 平成26年度米原市一般会計補正予算（第1号）中、地域振興部の所管に属する事項につきましては、質疑を終結いたします。

それでは、おかわりください。

それでは、議案第61号 米原市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

防災危機管理課の方、説明を求めます。

○市民部長・危機管理監（膽吹邦一）

御苦労さまでございます。

議案第61号 米原市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましては、所管をします防災危機管理課のほうで、課長の奥村のほうで説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○防災危機管理課長（奥村義治）

防災危機管理課の奥村です。どうぞよろしくお願ひします。

説明させていただきます。

議案第61号 米原市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、制定の必要があると認めることにより、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表ごらんください。この別表は、団員から団長までの退職報償金の支給額でございます。

改正後の表の一番左下になりますが、団員のうち、勤続年数5年以上10年未満の金額20万円を最低金額として、他につきましては一律5万円を増額するものでございます。

附則の2項、3項をごらんください。

法律施行令の一部改正は、平成26年3月7日に交付され、平成26年4月1日からの施行となります。4月1日以降の退職者が対象となります。3項につきましては、4月1日から今回の条例施行の間に退職された団員に対しまして、遡及するものでございます。以上でございます。

○委員長（滝本善之）

説明が終わりました。

ただいまより質疑を始めます。質疑はございませんか。

○委員（前川明）

この法改正によって、これで全国一律の料金、報償費ということでよろしいんでしょうか。

○防災危機管理課長（奥村義治）

そうでございます。

○副委員長（松崎淳）

今回の改定によって、どのくらい支払い額ってというのがふえると見込んでいらっしゃるんですか。

○防災危機管理課長（奥村義治）

階級とか退職の関係がございまして、現時点では金額の算定はちょっとできておりません。まことに申しわけございません。

○委員長（滝本善之）

ほかにございせんか。

これ、退職報償金ですけど、報酬は地域によって違いますな。米原とか長浜も違うんちゃうかな。それはどのくらい違うんか、その市によって大分、財政力の問題、また、消防団員に対する考え方の問題等で違う場合があると思いますけど、これは退職報償金で全国一律ということですけど、その辺はどうなってますか。わかれば。

○防災危機管理課長（奥村義治）

一応、年間の報酬ですけど、米原市と彦根市、長浜市を対象にしますと、団長に限りましては、米原市は15万5,000円、そして長浜市は8万8,000円、彦根市は8万4,000円でございます。あと、団員に関しましては、途中がありますけど、団員に関しましては、米原市が1万6,000円、長浜市が1万5,000円、彦根市が2万4,200円という形なっております。

以上でございます。

○委員長（滝本善之）

これだけいろんな形で違うというのは、自治体の考え方、また消防団員に対する見方が違うという考え方だと思うけど、本来は米原市もね、国の言うてるきちっとした数字からいくと、まだ安いん違うかなと思うんですけど、どうですか。どのくらい差がありますか。国の規定されている、規定というんかな、大体このくらい出さないかというあれがありますわな。交付金で来ているんやったら、その分をなぜ出さないんか、その辺の問題。

○防災危機管理課長（奥村義治）

交付金を基準にして、米原市のほうも算定させていただいて、報酬のほうを決めさせていただいているという形にはなっております。

○市民部長・危機管理監（膽吹邦一）

国が定めております交付金というのは、ウェブサイトでも公表されておりますけれども、3万6,500円でございます。その差につきましては、交付税で一括算入されていますし、この前も一般質問でもお答えをさせていただきましたけれども、団員数の人数との絡みがございます。市におきましては、現在、今課長が申し上げました金額で支払いをさせていただいているというところで、差につきましては、その地域の実態、今委員長おっしゃるように、地域の実態に応じて整理をされているということで御理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（滝本善之）

はい、わかりました。消防団員、大変です。火事がいたり、火事だけじゃないんでね。今は風水害から、いろんな形の中での命をかけて頑張ってもらわなければならない。そういう中でね、やっぱりできる限りの形にしてあげれば、災害は困るんですけど、お願いしたいなと思います。

ほかよろしいですか。

それでは、議案第61号 米原市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましては、質疑が尽くされたということで、質疑を終結いたします。御苦労さんでした。

それでは、こども未来部の方、おそろいですね。

それでは、始めさせていただきます。

議案第51号 平成26年度米原市一般会計補正予算（第1号）中、こども未来部の所管に属する事項についてを議題といたします。

○こども未来部長（岩山光一）

大変御苦労さまでございます。

こども未来部からは、人件費の補正に伴う議案第51号 平成26年度米原市一般会計補正予算（第1号）、入札不調の（仮称）おうみ地域認定こども園乳児棟建築工事費の増額に伴います議案第97号 平成26年度米原市一般会計補正予算（第2号）、ふたば幼稚園新園舎移転に伴います議案第62号 米原市立学校設置条例の一部を改正する条例について・・・。

○委員長（滝本善之）

ちょっと、そこまで行ってません。一発目だけ。提案してないのに、あんた言う必要ないって。51号だけ提案してんねんやから、51号について質疑を求めますから、順番に行きますんで、そんな焦らんで結構ですから。順番にやりますんで。

それでは、51号について説明を求めます。

○こども未来部次長・保育幼稚園課長（安食富美子）

それでは、議案第51号 平成26年度米原市一般会計補正予算（第1号）、保育幼稚園課の関係補正予算につきまして、御説明申し上げます。

補正の主な理由は、定期人事異動と主担任加算改正等に伴う臨時幼稚園教諭賃金増額補正でございます。

35・36ページをお開きください。

歳出でございますが、10款教育費・4項幼稚園費・1目幼稚園管理費の補正で、定期人事異動と幼稚園教諭等の確保を目的に、主担任加算額を3,000円から1万円に改正したことに伴う7節臨時幼稚園教諭賃金141万6,000円の増額補正でございます。

よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（滝本善之）

説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（前川明）

今回、賃金を上げられたということで、具体的に理解できていないので、もう少し丁寧に。金額的には値上げされたというは理解できるんですけども、具体的にどの部分を上げられたのか、ちょっと教えていただけますか。

○こども未来部次長・保育幼稚園課長（安食富美子）

今ほども申しあげましたけれども、月額臨時職員に担任をしていただいております。その主担任加算として、今まで月額3,000円を配当しておりましたけれども、今年度からその3,000円を1万円に増額ということで変更させていただきました。その部分で、月額の臨時職員の賃金が変わってございます。

○委員（前川明）

何人になりますか。臨時職員で担任まで持っておられる方、何人を対象なんでしょうか。

○こども未来部次長・保育幼稚園課長（安食富美子）

幼稚園におけます月額臨時の方で、主担任をしていただいている方は、現在8名でございます。

○委員（前川明）

臨時職員の方も大変なんですけども、またいろんな部分で、どこでも人件費が高騰いたしておりまして、その対応やと思うんですけども、今回その加算部分でされておりますけども、また別枠の臨時職員の賃金ですか、そっちの部分でされなかったのは、なぜなんでしょうか。これは、そういった何かわけはあるんですか。

○こども未来部次長・保育幼稚園課長（安食富美子）

一応、臨時職員につきましては、月額の方、日額の方、時給の方がございます。昨年度、見直しの中で総務課と協議を詰めました中で、とりあえず、今年度につきましては、月額について見直しをしていこうということで承認を得ました。その中

で、今まで正職と同じように主担任をしていただいている月額の方の臨時の方に、加算という形ではありますけれども、3,000円を1万円に上げることで、よりやはり充実して、やりがいを持って保育を進めていただきたいという思いで、今回上げさせていただいたという経緯がございます。

ただ、日額について、時給については、今年度また総務課と協議をさせていただくという予定になっております。

○委員（前川明）

今回、担任を持つての方への加算ということで、ほかの方には、また対応されていくということですが、やはり今回の8人分ということではなく、全体で見なければ、本来はだめだと思うんですけども、これは見直しについては、もうすぐされるんですか。それとも、いつごろされるんですか。

○こども未来部次長・保育幼稚園課長（安食富美子）

来年度の予算編成に向けて、させていただく予定でございます。

○委員（前川明）

一部だけ、賃金が上がるということは、全体的に意識が向上するかというと、やはり何でやというような意識を持たれますので、されるなら全体をされるべきやと思うんで、いろいろと諸事情、保育士、幼稚園の採用の関係もありますけれども、やはりやるなら全体を見通してやっていくべきやと思いますので、至急、来年度に向けていうのじゃなくて、やはり今年度中にそれは解決していただきたいと思いますので、お願いをいたしておきます。

○こども未来部次長・保育幼稚園課長（安食富美子）

ありがとうございます。早急に取り組みさせていただきます。

○委員（的場收治）

今の質問の関連で確認なんですけれども、今、臨時で担任の加算をされ、臨時職員に関してされた。その中で、月額の方をということなんですけど、日額、時給をされてる人で、その担任をされている人は現実的におられるんですか。

○こども未来部次長・保育幼稚園課長（安食富美子）

月額につきましては、正職同様、その学級を運営していくというポジションで主に担任をするという形の中で、お仕事をいただいております。日額の方については、サポート的な形での保育をしていただいておりますし、時給の方につきましては、短時間という中身の中で保育を行っていただきますので、今回は正職同様担任をしていただいている月額の方の加算を上げさせていただいたということです。

○委員（的場收治）

だから、月額の人しかないということなんです。はい、それは理解しました。それと、今保育士の雇用が非常に難しいという中で、今、月額で担任をされてい

る臨時の職員さんの希望として、正職を希望しておられる人が多いのか、それともそのまま、こういう形でしっかりと手当てをもらえれば、臨時のままのほうがいいのか、という希望されておられるのか、その辺の保育士さんの動向といえますか、それはどのようなになっていますか。

○こども未来部次長・保育幼稚園課長（安食富美子）

月額の方で、昨年度の採用枠、正職の採用枠を受けられた方もございます。また、経験者枠で受けられた方もございますが、中には、今までのとおり、月額臨時としてこのまま勤めたいという方もございまして、ただ、正職になりたいと思う方につきましては、試験を同じように受けていただいておりますし、経験者枠の方の採用につきましては、今年度月額から正職になっていただいた方もございます。

○委員（的場收治）

現実問題として、そういう試験を受けられているということはあるんですけども、ほとんどの方が正職のほうに採用されているということなんですか。ただ受けられているだけで、受かっていないということなんですか。

○委員長（滝本善之）

どうですか。答えていただけませんかのでしょうか。

○こども未来部長（岩山光一）

昨年度からこの経験者枠を採用していただきまして、昨年度は、私どもの米原市の臨時職員からは1人、正職員に採用させていただいたところでございます。

○委員（的場收治）

保育士の待遇改善は非常に難しい問題もありまして、本来ならやっぱり正職というような立場で、クラス担任までされるということであれば、それなりの先ほど課長の方からも、相当、職の責任においても、責任は大きなものというふうに思います。それに伴った、やはり地位というんですか、身分というんですか、そういうものを本来は求めるべきであろうというふうに思うんですけれども、それは米原市における職員の数とかいうのにも縛られますし、一般質問においても、保育士だけがふえていいのかっていうような問題もありますし、非常に悩ましい問題やと思いますけれども、そこで今回、担任加算というようなことをされたということなんですけれども、現実的にどのくらい違うものなんですか、正職と同じ仕事しながら。大体で結構なので、どのくらい違うものなんですか。

○こども未来部次長・保育幼稚園課長（安食富美子）

すいません。ちょっと私、正職の金額がちょっと今のところわからないので申しわけございませんが、月額の方で1年間の賃金が246万円くらいになります。

以上です。



○委員（的場收治）

今の金額は、担任加算というのを入れた場合ですか。今、金額的には非常に安いのではないかなっていうふうに思うんですけども、そういったことも含めて、やはり保育士へなかなか応募がないっていう現実もあるのかなというふうに今、感じました。いろいろ制度的に難しい問題がいろいろあると思いますけれども、米原市だけが突出するわけにはいきませんが、子育てしやすいまちということを目指す中で、やっぱり保育環境の改善をしっかりと図るということは、そこに携わるマンパワーの人たちの、やっぱり環境の改善をしっかりと図ってってもらわんとあかんとと思いますし、人数的にもしっかりとした形の配置というのをやっていただきたいというふうに思います。

○こども未来部次長・保育幼稚園課長（安食富美子）

すいません。今、主担任加算の話をさせていただきましたが、もう一つ、昨年見直していただいた点を話させていただきたいと思います。

今まで月額の方につきましては、3段階ございました。4年未満の方、それから4年から7年までの方、それから7年以上の方というように3段階に分かれておりました、金額もやはり低い状況でしたけれども、今年度見直しをしていただいた中で、2段階にさせていただいております。3年未満が18万2,200円、それから3年以上が19万2,200円というように、その部分についても、少しではございますが、見直しをしていただいた経緯がございます。

○委員長（滝本善之）

よろしいですか。

ほかにございますか。

○委員（澤井明美）

月額の方が8人いらっしゃって、その方が3,000円から1万円に上がるということですね。責任もあるということですが、ほかの日額の方も時給の方も大切な命を預かっている仕事だから、もう少し皆さんにふやしていただけると本当にありがたいと思います。どうでしょうか。

○こども未来部次長・保育幼稚園課長（安食富美子）

先ほども申させていただきましたけれども、来年度予算につきましては、早急に総務課と協議をさせていただく予定でありますので、時給につきましても、見直しのほうをさせていただきたいと思っております。

○委員（澤井明美）

月額も日額も時給の方も、ふやしてというんか、上げていただけるということまで了解してよろしいですか。

○こども未来部次長・保育幼稚園課長（安食富美子）

一応、そういう形では交渉させていただこうというふうに思っています。

○委員（澤井明美）

よろしく申し上げます。保育士さんって、本当に今、競争のように取り合いのよう  
に近隣市もされておられるので、こういう配慮が必要だと思います。

○副委員長（松崎淳）

近隣等の保育士の確保で、競争になってるというんですけど、具体的に比較できる  
数値、例えば初任給であったり、例えば何歳モデル賃金とか、そういう比較できる  
数字っていうのは何かお持ちですか。

○こども未来部次長・保育幼稚園課長（安食富美子）

ほかの市町村がとられた資料というのを、一応ここに持ち合わせております。か  
なり細かく書いてございますので、あれですけれども、長浜市でいきますと、月額  
が15万700円、彦根市が17万1,500円、近隣ですと、そういった数字に  
なっております。

○副委員長（松崎淳）

米原は。

○こども未来部次長・保育幼稚園課長（安食富美子）

米原は、今言いましたように、18万2,200円と19万2,200円という  
形です。

○副委員長（松崎淳）

数的にはすごく米原は高いですけど、これで勝っているという認識はされてい  
ますか。

○こども未来部次長・保育幼稚園課長（安食富美子）

実際の先ほども申されましたように、どの市町村も随時募集をしながら、人を集  
めているというような状況がございますので、自分がやっぱり行きやすい場所とい  
うのも選んでおられますでしょうし、やはりお家におられる方にとって、自分がや  
っぱり働きやすい時間というのも選んでおられると思いますので、できるだけこち  
らも体制を整えながら、来ていただけるような状態はつくりたいというふうに思っ  
ております。

○副委員長（松崎淳）

来年度の採用を開始されているようなんですけども、ちなみに参考までに昨年の  
採用人数と応募人数というのあれば。

○総務課課長補佐（宮川巖）

総務課の宮川です。今ほどの昨年度の幼保の職員に係る採用の人数というお尋ね  
でしたので、平成25年度ですが、保育幼稚園の一般職の採用2名に対しまして、  
申込者が44人ございました。別枠で経験者対象ということで募集をさせていただ

きまして、3名のところに申込者12名でございます。

○委員長（滝本善之）

いろいろ質疑がありましたけど、私も一般質問で大分聞いたから、そんな詳しく聞きたくないけど、先ほどね、確かに月額の方、給料、手当が上がると。それはそこまではいいんですけど、賞与なくなりましたね、寸志がね。それはちょっときちっとね、これはふやしたけど、賞与は減らしましたと。最終的には、月額のほうで上げた分がプラスやとかね、その辺はやっぱりきちっとね、ええとこ取りでしゃべってもらおうと困る。そういう問題も実際あるんやから、ほかの地域は安いけど、賞与、志か何か知らんけど、出していると思うし、そういう中でいろんな議論をして、だから、私この前も質問したのは、本当に取り合いになってしまうんで、厳しいですよと。だから、保育所や幼稚園の人は体制づくりが大変やでと言うたのと、正規職員の手当というのは、ほんなら、月額職員は加算したけど、主担任をしたときに手当がついているかついていないか、そういうこともあるしね。そういういろんな問題点がこの保育士の中であるし、月額の人が主担任をしてもらうということは、いた仕方ない、今の状況の中で仕方ないかなと思うけど、たしか私も述べたのは22人やと思ったね、たしか正規職員ね。そのうちの8名が幼稚園の主担任ということですから、本来は正規の職員さんが主担任をきちっとして、だから、その人は責任を持たんなんからね。責任持って、そこの園を運営していかな、その子供たちを見ていかな。それやのに、月額職員は正規職員じゃないんでね。そういういろんな問題も含めて、やっぱりええとこ取りの話じゃなしに、こういうことは、こうしていきたいけど、今はこういう条例の中で、人数の縛りもあるし、こうなってますと。そやけど、これを上げることによって、少しでもよその地域に勝っていきたいと思うとか、そういう話をきちっとしてもらわんと、後から突っ込まれる材料を残しといたら、しゃあない、委員長やから先言うときますけどね、ほんまにやっぱりその辺は、ええとこ取りの話だけは堪忍してほしいなと思いますわ。

ほかにありますか。よろしいですか。

○委員（的場收治）

今、副委員長のほうから試験の状況の質問があって、2人のところに44人、そして3人のところに10何人というふうに、試験は受けに来てるということは、潜在的には保育士さんの資格を持つてる人は相当たくさんおられるということなんですよね。それやのに、臨時にしろ、募集したら集まらないということは、何が原因なんですか。

○こども未来部次長・保育幼稚園課長（安食富美子）

やはり、新規採用の方につきましては、いろんなところをやっぱり受験しておられます。公務員であっても受けられますし、他の市町村であっても多分同じように

受けておられると思いますし、最後、民間の園の中でのやはり正職というのを希望される中で、やはり正職を希望して、どこかに就職されているというケースが多いというのを実感として感じております。

○委員（的場收治）

正職を新規採用のとき、人は正職を希望されるというような実態も今説明で伺いました。米原市を含む近隣、長浜市、彦根市あたりで、実際問題どのくらいの、潜在的な保育士の資格を持った人が、どのくらいおられるんですかね。そんなイメージ的には、全くわからないですか。

○こども未来部次長・保育幼稚園課長（安食富美子）

すいません。申しわけないですが、ちょっとそういった資料は持ち合わせません。

○委員長（滝本善之）

よろしいですか。

それでは、質疑も尽くされたということで、議案第51号 平成26年度米原市一般会計補正予算（第1号）中、こども未来部の所管に属する事項については質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第97号 平成26年度米原市一般会計補正予算（第2号）を審査いたします。

○こども未来部次長・保育幼稚園課長（安食富美子）

議案第97号 平成26年度米原市一般会計補正予算（第2号）、保育幼稚園課の関係補正予算につきまして、御説明申し上げます。

補正の主な理由は、（仮称）おうみ認定こども園乳児棟建築工事の建築資材、人件費の上昇に伴う建築工事費の増額補正でございます。

10・11ページをお開きください。

歳出でございますが、10款教育費・4項幼稚園費・3目施設整備費の補正で、先月29日に入札執行しました（仮称）おうみ認定こども園乳児棟建築工事の入札金額が、1回目・2回目とも予定価格の上限を超えるものでありました。しかも、その差は余りにも大きい開きがあり、不調となりました。

しかし、乳児棟の開設予定は、平成27年4月であり、早急に再入札をしなければなりません。当課において、設計会社とも協議をいたしましたが、入札不調の原因として、予算編成時から入札までの間、建築資材の急激な高騰や作業人件費の上昇などの要因がございます。このため、現在の予算額に15節工事請負費8,100万円の増額補正をお願いするものでございます。

よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（滝本善之）

説明が終わりました。

それでは、補正予算（第2号）について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員（前川明）

今回本当に、増額部分としては、すごい金額を増額しなければならないようなことですが、その算定された基準ですか、それは何をもとに算定をされたのか、その算定を出された金額について、教えていただけますか。

○こども未来部次長・保育幼稚園課長（安食富美子）

設計会社とも協議をさせていただきました。設計会社が再見積もりを出していただいたものの中にも、普通作業員の賃金、それから鉄鋼工の賃金、型枠工の賃金が、やはり平均で24%以上上がっております。また、セメント、生コンクリート、H溝等の金額も3割方上がっているというような状況で、今の金額になってございます。

○委員（前川明）

算定された時期がいつなのかはちょっと今わかりませんが、今後ますますこれが上がっていくというように言われておりますし、実際に入札にかけられても応札されないような、とてもできないということで辞退というようなことになってくるかもわかりませんが、もう少しこの設計自体を簡単というか、そういった見直しをして金額を抑えるということは、今の時期的にはもう難しいので、もう今回の、このままの設計のままでやられるということでしょうか。

○こども未来部長（岩山光一）

この乳児棟につきましては、今、幼児棟の工事を進めていまして、幼児棟は夏には完成します。ある程度、意匠の関係で外壁とか内装ですね、それに合わせた格好でないとおかしいものですから、余り見直しができなかったということでございます。

○委員（前川明）

一般質問されておりましたが、もう少し簡素というか、難しい設計じゃなくて、もっと金額を抑えるような設計もできたんじゃないかというようなことも言われてましたし、今回の補正でこの時期にですね、この完成が、今回の補正を組まれて、入札かけられて、実際にスケジュール的には間に合うんでしょうか。

○こども未来部次長・保育幼稚園課長（安食富美子）

今回、補正を上げさせていただきました。一応、入札を7月18日の日ぐらいに思っております。そして完成を3月10日前後というふうに思っておりますので、何とか4月開園に間に合わせたいというふうにお願いしております。

○委員（的場收治）

今回、今前川委員も言われましたように、大きな金額の補正額ということで、こ

れ今課長のほうが言われた工賃、労務費が二十何%、そして資材の関係で三十何%というふうに言われましたけれども、これ当初からいくと8,100万円というのは、もう少し大きなパーセントになるような補正やと思うんですけれども、その辺が少しちょっと何でその差異がある8,100万円というのと今のとで差異があるのかってということと、当初のやった設計に対しての設計金額、当初予算が少し算定がどうやったのかなというふうに思うんですけれども、これ設計会社には全く責任というのはないんですかね。少し、提出される金額が余りにも、半年ぐらいの時期の違いがある、半年以上かな、10カ月ぐらいあるのかな。10カ月ぐらいで、今の中で30%、40%、実際いろんなものが上がっているのかなってというような実感として、そこまでは上がってないん違うのかなというふうに思うんですけれども、その辺の説明を。これは何としても、来年の4月に開園に間に合わせなければならぬので、このことはしっかりとやらんとあかんと思うんですけれども、審査ですから、その辺のところを少し、もう少し詳しく説明をしていただけませんか。

○こども未来部長（岩山光一）

当然、予算見積もりでございますから、予算の積算時期が去年の秋からずっときてますけれども、そん中で、先ほど次長が平均的なパーセントを言いましたけれども、物の中には5割上がっているものもございますので、その辺と合わせて、県内これは国、全国的にもそうですけれども、県内でも入札不調になっている物件が約半分ぐらいということでございますので、必ずしも私どもの設計金額がですね、誤っていることではないのかなという気はしているのですが、ただ、若干その辺の積算見積もりが甘かった点につきましては、反省をさせていただいているところでもございます。

○委員（山本克巳）

この入札が落ちないということで、僕ちょっと今不安に思っています。ちょっとここで言っているのかあれなんですけど、実は柏原保育園なんですけども、設計入札は今月行われるということで、それ以降に実際の建築費なんかも、また入札があるんでしょうけども、これ、例えば認定こども園の場合ですと、やっぱこの補助も8,000万円ですか、市債か何かで出せるんでしょうけども、柏原の保育園は私立で何とか5,000万円ちょっとで、今借金は5,000万円ちょっとで市から借りてやろうということなんですけども、仮に入札金額っていうか、入札が落ちないとか、今の話ですけども・・・。

○委員長（滝本善之）

ちょっと済みません。柏原保育園の問題は、あくまでも健康福祉のほうでやってもらわないと、ここで今議論してしまうと質疑ができないんで、また別のところで、担当のほかの委員さんおられますんで。意味はよくわかるんです。わかるけど、こ

こでの議論はちょっと差し控えていただきたい。

○委員（山本克巳）

わかりました。ちょっとその辺、また。

○委員長（滝本善之）

よくわかります、気持ちはよくわかるけど、ちょっとここでやる・・・。

そのほか、ございませんか。

先ほど、設計会社の見積もりがそういう格好やということで、基本的に米原市がね、大体予算はこのぐらいという中で設計をしますわね、設計会社は。基本的にいうたら、米原市の予算の設定の仕方が10月ぐらいから始まって、12月、最後に市長の1月かな、査定でやられるんやから、その市の考え方、見積もり、やっぱり円安になって、東日本大震災でどんどんどん物資は行かんなん、かと言うて、業者にしたらつり上げたいからね、当然。その辺の見積もりの仕方の問題と、やっぱり設計会社も、市に対してね、これでは無理ですよとかね、言うのは当たり前ですよ、僕から言わしたら。わかっているはずですよ、設計会社、前を見ているんだから。これ設計会社、環境空間設計やな。体育館やって、問題今、起きている。本当に、きちっとできるんかできひんのか。次またこれ8,000万円して、また不調になったらね、これえらいことですよ、ほんまに。8,000万円で何ぼになるか知りませんがね、最終的には。だから、やっぱり設計会社だけは慎重に選んでもらいたい。

今、近江の双葉体育館で、えらい大変な問題が起きているのに、これは仕方ない、最初から設計会社が入札で落としてるんやから、仕方ないから、ほんなら次も次もという形は、僕はその辺はペナルティーがね、あそこであつてもよかったん違うかなという気はあつて、まだしもこれ今度は8,000万円も補正せんなん設計会社の指導的な立場、いわゆる市に対する、できてないん違うかなと思うんですけど、その辺どう思われますか。これ8,000万円はしますよ、例えば議決されると思います。されると思うけどね、これからのことも考えていったら、本当にこれでええんかなと思うんですわ。先ほど2億の大体予算にね、8,000万円の補正でしょ、約2分の1に近いやん。そんな補正は普通はないですわ。その辺、部長どう思われますか、ほんまに。

○こども未来部長（岩山光一）

私、こども未来部長としては、今言える立場ではございませんし、その辺は総務部全体が役場全体としてね、当然考えるべきことかなという気がするんですけども、私のほうからは答弁は今は差し控えさせていただきます。

○委員長（滝本善之）

市長に聞かなしゃあない。

○市長（平尾道雄）

私もこのおうみ認定こども園が、もともと幼児棟と乳児棟を分離するという経過の中で、乳児棟はやっぱり同一敷地内にやるべきだという形で、これも議会も理解をいただいて進めてきました。その経過の中で、一民間設計会社の名前を挙げて、この場で言うことは本当は差し控えるべきなのかわかりませんが、委員長もおっしゃいましたように、環境空間設計というところの設計監理の問題、あるいは設計時における積算見積もりの問題、これについて我々が物言わないままにですね、今日に至ってしまったということについては、私自身も責任を感じています。

といたしますのは、当然、環境空間設計は、設計を依頼された昨年秋にですね、いろんな見積もりを徴収をして積算を積み上げてきたと思います。そのことに基づいて、我々予算化をしたわけでありまして。その経過の中で、当然、東京オリンピックの問題も含めてね、さらに円安の問題を含めて、物価が高騰しているとか、あるいは労働者の動きが激しいとか、さまざまな情報があることを私も個人的には周知をしておりましたが、そのことをもって、この入札前ですね、もう一度、この金額でいけるのかどうかについて、私としては求めるべきであったということが、ぬかっていたということで反省がある。と同時に、やっぱりプロとしてのですね、設計会社としての、ある意味、親切、その辺が全くなかったということについては、本当にちょっと、いら立ちと同時にですね、この会社は本当に信頼がおけるのかどうかという、不満と同時に不安を持っています。かと言って、これも契約をしている関係にありますから、それを契約を解除できるような自体にまだ至っておりませんが、何としても今ここで出てきた8, 100万円というものを議会でお認めいただいて、総額の中で、もう一度仕切り直しをする、入札を行うという経過の中でですね、私は環境空間に対しても、事が順調にいく事態になって、もう一度我々としては物を言っていく機会をつくらないと、完成度の問題、あるいは設計監理上の管理能力の問題、これについても、いささか疑問を私は個人的に持っていますので、そういう点も含めてですね、厳しい対応をしながら、何としてもこの事業は完成するように、ぜひ議会の御理解もいただきながら、場面によっては御指導も賜りたいと思っています。

以上であります。

○委員長（滝本善之）

これからね、この事業だけじゃなしに、いろんな事業がこれからかかわってきます。ですから、あえて僕は苦言を申し上げたんですけど、やっぱりね、本当に慎重にやっていただかないと、2回、3回と不調になったら大変なことになってしまうんで、やっぱり来年の4月からオープンせんなんのやから、そのために8, 000万円もの補正を組んでね、ほんまにこの6月補正で8, 000万円というの



はあり得ないですわ。3月当初があるんやからね。それを議会も認めざるを得ないと思うけれども、そこんところは執行部も慎重に、業者に対して100%信頼じゃなしに、チェックを入れながら、やっぱり前向いて進んでいただきたい、それは委員長として提言しております。よろしくをお願いします。

ほかにございませんか。

○委員（前川明）

ちょっと確認でお聞きしますけど、長浜が建設されているところの、今の高騰で増額をされたいというのがありますので、今建設中のこども園については、この契約の物価スライド等を考えると、増額というのは考えられるんですか。このままいけるんかどうか、その見通しはどのようですか。

○こども未来部長（岩山光一）

今のところ、何もその辺は聞いていませんので、今の幼児棟につきましては、このままいけるのかなという気がしております。

○委員長（滝本善之）

その契約の物価スライド条項は入ってますか、入っていませんか、それだけ確認しとくわ。

○こども未来部長（岩山光一）

当然入っていると思います。

○委員長（滝本善之）

入ったったら可能性はゼロじゃないということですね。わかりました。

よろしいですか。

それでは、質疑も尽くされたようでございますので、議案第97号 平成26年度米原市一般会計補正予算（第2号）については、質疑を終結いたします。

時間は来てますけれども、最後まで、こども未来部だけはやり尽くしますので、御理解いただきたい。

次、議案第62号 米原市立学校設置条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

○こども未来部次長・保育幼稚園課長（安食富美子）

議案第62号 米原市立学校設置条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

今回の条例改正の趣旨といたしましては、ふたば幼稚園が平成26年9月1日から新園舎へ移転するため、この条例を改正するものです。

別表中、米原市立ふたば幼稚園の位置を米原市顔戸199番地1に改めるものがございます。

なお、附則において、施行日を平成26年9月1日から施行するものです。

よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（滝本善之）

ただいま議案第62号につきまして説明が終わりました。

質疑はございますか。

○副委員長（松崎淳）

来年からの新制度の中で、認定こども園という位置づけも、より明確化されるんですけど、この幼稚園とか保育園というのが、実は影で潜んでいるというのがなくなったりする予定とかあるんですか。

○こども未来部次長・保育幼稚園課長（安食富美子）

一応、新制度の中では、認定こども園の構成施設、今ですと幼稚園・保育園という構成施設が一つになって認定こども園というふうになりますが、その構成施設はなくなるというような方向で進んでおります。

○委員長（滝本善之）

ほかにございませんか。

ないようですので、議案第62号につきましては、質疑を終結いたします。

続きまして、議案第71号 米原市天狗の丘条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

○こども未来部次長・保育幼稚園課長（安食富美子）

議案第71号 米原市天狗の丘条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

今回の条例改正の趣旨といたしましては、公の施設に係る使用料等の見直し方針に基づき、適正な受益者負担となるよう、施設使用料の改定及び使用料の減免規定の明記等を行うため、この条例を改正するものです。

それでは、新旧対照表をごらんください。

かもんほーるの使用料を1時間当たり500円、交流室の使用料を1時間当たり100円とします。そして、第5条の次に第6条において使用料の減額または免除規定を、第7条において使用料の不還付を規定するものでございます。

なお、附則において、施行日を平成27年4月1日から施行するものです。

よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（滝本善之）

当局の説明は終わりました。

議案第71号について、質疑を始めます。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」）

○委員長（滝本善之）

ないようですので、議案第71号 米原市天狗の丘条例の一部を改正する条例につきましては、質疑を終結いたします。

これにて、暫時休憩いたします。

1時20分から再開いたします。

午後 0時19分 休憩

---

午後 1時19分 再開

○委員長（滝本善之）

もう少し時間ありますけれども、皆さんおそろいでございますので、ただいまより、休憩前に引き続き会議を開かせていただきます。

それでは、教育部管轄で、議案第51号 平成26年度米原市一般会計補正予算（第1号）中、教育部の所管に属する事項についてを議題といたします。

説明を求めます。

○教育部長（伊夫貴典隆）

それでは、教育部関係のほう、説明させていただきます。

教育部につきましては、3件の補正をお願いすることになります。

まず、教育総務課では、文部科学省の教育費国庫補助金の減額による財源補正をお願いするものでございます。

次に、学校教育課では、ALTの交代に伴います帰国費及び新規非常勤による諸費用に係る増額補正をお願いするものでございます。

最後に、学校給食課では、保護者負担金徴収基準の改定等に伴います財源の補正をお願いするものでございます。

補正内容につきましては、各担当課長より説明をいたします。

○教育部次長・教育総務課長（田中博之）

平成26年度米原市一般会計補正予算（第1号）中、教育総務課所管に係る分について説明します。

歳入につきまして、9ページ・10ページをお願いします。

13款国庫支出金・2項国庫補助金・5目教育費国庫補助金・1節学校教育費補助金の学校施設環境改善交付金の3,188万4,000円の減額につきましては、9小学校の空調工事、春照小学校エレベーター設置工事、大東中学校グラウンド整備工事に係る交付金の内示に伴い、減額するものです。当初予算に対し、小学校空調工事は236万円の増額、春照小学校エレベーター設置工事は1,045万円の減額、大東中学校グラウンド整備工事は2,379万4,000円の減額となりました。

国の予算について、耐震化事業や継続事業が優先的に採択され、各自治体が計画していた学校施設の各種環境改善事業が一部見送られたものでございます。

交付金が減額となりました分については、市債による財源更正をお願いするものでございます。

なお、交付金の追加の採択等につきまして、引き続き要望を行っていきたいと考えております。

11ページ・12ページをお願いします。

20款市債・1項市債・7目教育債の1節学校教育施設整備事業債の3,040万円の増額につきましては、学校施設環境改善交付金の減額に伴い、市債を増額するものでございます。小学校施設整備事業については780万円を増額するものです。また、中学校施設整備事業につきましては、2,260万円の増額を行うものです。

歳出をお願いします。

補正予算書の33ページ・34ページをお願いします。

10款教育費・2項小学校費・3目施設整備費の補正につきまして、交付金と市債の財源更正を行うものです。

35ページ・36ページをお願いします。

3項中学校費・3目施設整備費の補正につきましても、交付金と市債の財源更正を行うものです。

5ページをお願いします。

第3表 地方債補正の学校教育施設整備事業の3,040万円の増額は、学校施設環境改善交付金の減額に伴い、市債を増額するものでございます。

以上、教育総務課に係る補正予算の説明とさせていただきます。

○学校教育課長（岡田克美）

失礼します。学校教育課所管の補正予算について、御説明いたします。

歳出について御説明いたします。

36ページをお開きください。

10款教育費・3項中学校費・2目教育振興費・9節旅費普通旅費53万5,000円につきましては、財団法人自治体国際化協会の語学指導等を行う外国青年招致事業、いわゆるJETプログラムにより招致・任用した外国語指導助手1人の帰国旅費です。平成26年度当初予算編成時期に再任用の継続の希望を示していましたが、財団法人自治体国際化協会への再任用の報告時期、平成26年2月に意向を確認したところ、帰国の意思を示したため、この事業による帰国旅費についてお願いするものです。

今回の到着地はアトランタで、財団法人自治体国際化協会の規約では最短ルート

の航空券を提供するようになっているため、前述の金額となった次第です。

次に、その下の同じく2目教育振興費・19節負担金補助及び交付金の外国青年招致事業負担金21万3,000円については、さきの帰国の意向を示した外国語指導助手1人の後任を招致する経費をお願いするものです。

以上説明とさせていただきます。

○学校給食課長・東部給食センター所長（喜田與四秋）

平成26年度米原市一般会計補正予算（第1号）の学校給食課所管に係ります補正予算について、御説明を申し上げます。

補正予算書37・38ページをお開きください。

10款教育費・6項保健体育費・4目学校給食費、補正金額38万1,000円のうち、特定財源のその他財源14万8,000円は一般財源を減として財源更正するものです。これは、保育所保育料の保護者負担金徴収基準額の改定に伴う財源更正でございます。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

○委員長（滝本善之）

説明が終わりました。

それでは、質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（的場收治）

ちょっと数字の確認だけさせてください。学校施設環境改善交付金が減額されたということで、大東中学校のグラウンド改修に係るのが2,300・・・。

○教育部次長・教育総務課長（田中博之）

2,379万4,000円です。

○委員（的場收治）

が、交付金が減額されたということで、その財源更正として合併特例債を2,260万円充てるとのことなんですけれども、金額の差があるんですけども。

○教育部次長・教育総務課長（田中博之）

充当率95%の計算をしております。

○委員（的場收治）

なるほど。わかりました。

○委員長（滝本善之）

そのほか、ございませんか。

ありませんか。よろしいですか。

○副委員長（松崎淳）

外国人の教員のところで、旅費が53万5,000円というのは、正規料金というので、そういう規定になっているということよろしいですか。

○学校教育課長（岡田克美）

正規料金、最短距離の料金ということで、そうなってるということなんですが、アランタということで、需要が少ないところですので、割高になっているということは否めません。

以上です。

○委員長（滝本善之）

実際、高いと思うよね。エコノミーじゃないということ。これエコノミーですか。

○学校教育課長（岡田克美）

はい、エコノミーです。

○委員長（滝本善之）

わかりました。

そのほか、ございませんか。

ないようですので、議案第51号 平成26年度米原市一般会計補正予算（第1号）中、教育部の所管に属する事項については、質疑を打ち切ります。

それでは、続きまして議案第80号 米原市教育のもり条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

○教育部次長・教育総務課長（田中博之）

議案第80号 米原市教育のもり条例の一部を改正する条例につきまして、説明いたします。

公の施設に係る使用料等の見直し方針に基づき、適正な受益者負担となるよう施設の使用料等を改定するため、この案を提出するものでございます。

条例の新旧対照表をごらんください。

第5条の改正では、米原市使用料条例において定めています教育のもりの使用料を、この条例において別表により定めるものでございます。

改正後の第6条では、第1号から第3号において使用料の減額または免除をすることができる場合を定めています。

改正後の第7条では、納付された使用料は還付しないことを定めております。

そのほか、文言修正や条ずれによる修正を行うものです。

別表においては、見直しを行った使用料の額を定めています。

なお、備考において、市外に住所を有する者が使用する場合は2倍の額を徴収することとしております。

附則において、第1項では、この条例は平成27年4月1日から施行するものです。また、第2項では、条例の施行の日から平成29年3月31日までの間の経過措置について定めています。

以上、米原市教育のもり条例の一部を改正する条例につきましての説明とさせて

いただきます。

○委員長（滝本善之）

議案第80号につきまして、説明が終わりました。

質疑を始めます。質疑はございませんか。

○委員（前川明）

教育のもりを再整備されて、その後、教育の使用料をとるようなことで、使われたという実績はあるんでしょうか。

○教育部次長・教育総務課長（田中博之）

使用料の対象となる件数につきまして、平成25年度はございませんでした。平成24年度に1件ございました。

○委員（前川明）

それと、管理の関係をちょっとお聞きしたいんですけども、あそこ、この間、委員会で小学校へ行ったときに見させてもろたら、自由に入れるいうことになってるんですけど、その手前に立入禁止の看板はあったんですが、それも壊れていまして、今この管理状況ですね、それはどのようにになっているのかということと、小学校へ行きましたら、春照小学校は、運動に関して何か特別なプログラムを持っておられて、そこを使用したいというような意向もされていたんですけども、その学校がそこを自由に使えるような状況なのか、それともこれは届けて、そこを使用するようになるのか、今、学校との関係はどのようになってますか。

○教育部次長・教育総務課長（田中博之）

施設の維持管理につきまして、伊吹山麓スポーツ文化振興事業団さんとの委託によりまして、清掃等なり、また、通常の維持という部分での管理契約をお願いをしているところでございます。

○学校教育課長（岡田克美）

今、教育のもりにつきましては、春照小学校のほうで自由に使わせてもらっています。10分間の体力運動ということで、春照小学校は指定を受けおられますけれども、主に業間運動、中休みですけれども、中休みにマラソンをしたりして、自由に使わせてもらっています。

以上です。

○委員（前川明）

管理は、山麓事業団が年2回ということで、草刈だけやと思うんですけども、その中で小学校が使うということで、小学生が使うということで許可されていると思いますけれども、ここの整備されたのは、グラウンドゴルフもできるようにということで山砂を入れられたんですけども、そういったほかにできるような、そういったことを、どういうんですか、宣伝いうんか、使用目的、最初はグラウンドゴル

フができるようにということで整備されたと思うんです。そこは要望があったとか、こういう使用はされないんですかね。

○教育部次長・教育総務課長（田中博之）

整備が終わりまして、やはり、利活用をさらに上げていくように、いろんなアイデアも出しながら取り組んでいかなあかんというふうに思っております。

○委員（前川明）

今回、料金設定もされておりますので、整備される前に使用したいような意向のあったところなんかは、減免対象とかも、いろいろと絡んでくると思うんですけども、整備されたらやっぱりここは、目的があって整備されたら、使ってもらえるように、もう少し工夫をしていかなあかんと思いますし、もう一つは、釜ですね、もうこのまま使用もなく、そのまま放置されていくのか、この釜についてはどのようにされていきますか。

○教育部次長・教育総務課長（田中博之）

炭焼き窯ということで、この石材等使ってつくられている釜でございます。一定の期間は十分耐え得ると思いますけども、やはり、利用方法の価値も、利用もふやしていかなあかんと思いますし、やはり、窯の状態もやっぱりちゃんと定期的というふうにはいきませんが、やっぱり点検もしながら、していく必要があると思っております。

○委員（前川明）

窯の一回当たりの使用料が1,000円ということで、改正後も1,000円ということで、ちょっと詳しいことはわかりませんが、本当に安い料金で利用できるんですから、やっぱりもう少し、ここを利用してもらうように、そうした工夫が要るんじゃないかと思ったり、また、ここは学校の教育の場ということで、学校も利用できますので、そういった教育プログラムも考えて使っていただきたいと思うんですけども、この管理が今、教育総務課ですけど、これはそのまま、教育総務課で担当、今後ここを担当されていくんですかね。

○教育部次長・教育総務課長（田中博之）

整備した当時から教育総務所管で行っておりまして、いましばらくは、教育総務課という整理になると思いますが、今後、利活用を考える中で、どういう形がいいかというのは考えていく部分もあってもいいかなというふうには思います。今は、たちまちの管理は総務でという形だと思っております。

○委員（前川明）

管理に関して、あそこが自由には入れるということで、一部の人からは、あの管理でいいのかというような声もありまして、もう少しやっぱ制限をかけて、近くに子供が自由に出入りできるということですので、それを考えると、誰でも入れる、い



つでも入れるような状況ですので、もう少し管理の面については、しっかりと制限をするべきだと思うんですけども、どのように考えておられますか。

○教育部次長・教育総務課長（田中博之）

施設としての管理棟及び炭焼き窯については、やはり申し込みをしていただいて、いついつか使うという形が必要だと思いますし、それ以外の広場的な部分、自由に散策できるとかというような部分につきましては、やはり、かつちり整備するだけが全てではないと思いますので、自由に入っていただいて、安らいでいただくこともできると思いますし、まずは、その建物等及び炭焼き窯については、しっかりと管理をしていきたいというふうに思っております。

○委員（前川明）

自由に入るといふようなことを言われますけど、やはり隣に小学校があるということで、私が意見として聞いてきたのは、やはり学校があるんだから、そこで生徒も、今後使用していくようなことであるならば、やはり、もう少しその管理をしっかりとしてもらわんと、いつ何どき、危険な人が入ってくるかわからないようなこともおっしゃっておりましたので。特に、大原小学校なんかは、そういうことがあって、フェンスをつくられて、しっかりと管理をされてきたと思うんです。防犯の面で、学校の生徒が使うような場でありますので、ぜひとも、その辺はもう少し制限をされて管理していつてもらわないと、やはり何かが起こってからで整備するんやなくて、その前に、何とかしてくださいよというような声を聞いておりますので、ぜひとも今後考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（滝本善之）

そのほか。

○委員（的場收治）

これは、1年以上前に整備を終わられて、約800万円かけられて施設設備ができたということで、その整備を予算を認めたのも議会ですし、それによって、事業をされたということで、そのときは、あそこの教育のもりがほとんど使用されてないということで、皆さんから発言がないので言いますけれども、グラウンドゴルフをあそこで、やっぱりやれるような施設整備をしたということで、そのような計画を受けて、その当時の総務の委員会でも、あそこの現場を視察に行きまして、そのような整備をするというような説明を受けて、それが予算化されて、そして、それを議決して事業化なされた。その後、1年間ほとんど放置されたというような状況なんですけれども、じゃあ、今後どのように、ちょっと皆さん言いにくいということで、方向性がしっかり決まってないんかわかりませんが、どのようにされるんですか。

○教育長（山本太一）

今、的場委員が言われた話は、私も耳に聞いておりますけども、今後はやっぱり僕は、春照小学校の学校にしては非常に、横にああいう施設があることは、非常にありがたい、いい財産やなというふうには思ってますので、ある意味、この子供たちが、もうちょっと活用できるような工夫も必要であろうと思いますし、フェンスはないという学校も珍しい中で、できたら地域の方が、できるだけ学校へ足を運んでいただいて、あそこへもやはり足を踏み入れていただく。そしてまた、あそこも管理棟があるので、あそこもまた何か地域の人が活用できるとかね、できたら地域に根差した学校という部分を大事にしていますので、また学校評議員の方ともいろいろ話しながら、子供たちの安全安心、そしてまた、今せつかくの予算をつけられての整備ということ含めて、やはりもうちょっとどういったPRがいいのかということも含めて、また、私の立場で学校評議員さんとも相談しながら、ちょっとできるだけ足を学校に、あの地域に足を入れていただくような、そんなこともお願いしながら、ちょっと学校応援団も含めて、ちょっと組織ができないかなという願いでお話をしていこうというふうに思います。

#### ○委員（的場收治）

今、教育長の立場で、学校の本当に近接する施設なので、そこを有効に活用していきたいという思い、それは当然のことやと思うんですけども、当初、1年以上前にやった施設整備の目的は、利用するようにするのかしないのか、そこはどうなんですか。するんやったら、そのようないろんな制度っていうんですか、それをしっかりやらないと、先ほどから言われているように、学校との関係もありますし、その辺をどこに委ねてやっていくかっていう問題もありますし、それはするのかしないのか、するんやったら、今後のスケジュール的にはどのように考えているのか、しないのか、ちょっとはつきりしてほしいなと思います。

#### ○委員長（滝本善之）

前のいきさつを皆さん御存じないからやと思うよね。そのときはグラウンドゴルフとか一緒になって、あそこの管理ができないと、草ぼうぼうでね、生い茂って。だから、グラウンドゴルフ場を併設して、老人クラブ連合会と教育委員会なり、いろんな形の中でお互いに助けあって、あそこを管理しながら、大いに活用してもらおうやないかという形で、議決されていった経緯があるのは事実です。

ただ、あのグラウンドゴルフ場つくった道路みたいなやつが、余りにも山盛りになったって、グラウンドゴルフに適しないということもあったのは事実です。ですから、それはある程度直されたと思うんですけど、その辺で、いわゆる、的場委員が言われたように、本当にあそこをどうするか。小学校敷地内ですから、あそこには駐車場がございません。小学校の駐車場と一緒にですから、体育館の横は。だから、民間の誰でも入ったときに、きちっと駐車場は別に管理してやるのか、それと

も今後とも学校教育施設としてきちっと管理していくのか、その辺をはっきりしないといけないん違うかということは、今、的場委員が言われていると思うので、その辺についてどうお考えですか。答えられませんかやっぱり。

○教育部長（伊夫貴典隆）

今それぞれ意見いただいておりますので、部内に持ち帰りまして、一度今年度中にも、早くこう、方向性を見出すようにしてまいりたいと思います。

○委員長（滝本善之）

的場委員、何かありますか。

○委員（的場收治）

いろんな検討する材料たくさんあると思いますけれども、今年度中ということになると、それこそもう施設整備して2年間ほったらかしやということなんですよ。みんなが、あそこをやっぱり有効活用せんとあかんっていうような思いは皆さん持ってると思うんです。それぞれの立場で何が一番いいのかというのは、もうこの1年かけて、ある程度考えておられると思いますので、さらに1年、今年度中に答えを出すということになって、せっかく、草ぼうぼうのままやったら、もっと使えるように何とかって言えるんですけど、使えるように施設整備したんやから、やっぱりちゃんと取り組んでほしいなというふうに思いますけど。

○委員長（滝本善之）

関連してね。先ほど炭焼き窯でもね、これは大いに活用して、また修理してっておっしゃいましたけど、あれ炭焼きすんのを子供に一つ勉強を教えるみたいな形、その指導者もね、実際、板並でもやっておられる人、また前は甲津原の人がやっておられたんですけど、高齢化してきて指導者が少なくなってきた。だから、本当にね指導者を誰にして、今後、教育を子供たちにしていくのかとか、そういうこともね、きちっとしていかないと、今、誰も指導者おらん中で、炭焼き窯をきれいにして、管理しますと言われても、信用しませんわな。やっぱり、そういう一つのきちっと決めていかれる。

管理棟にしても、あそこ、確かに会議するにしても、休憩する場所として、グラウンドゴルフなり、あそこで遊ぶなりするんやったらまだ使えますけど、今の状態やったら恐らく何も使えないですわ。春照小学校の子が走ったりね、するぐらいなもんですわ。やっぱりそれではいけないし、学校として教育委員会として何に使っていくんやとか、まず目標をつくっていただいて、それから、ほかの団体とどういうぐあいに提携していくんやと。

ただし、学校がごほらいになるんで、その危険性もあるんで、そしたら駐車場はどうしたらええんかとか、いろんなことをやっぱり複合的にね、やっぱり今から早急に考えてもらう必要があると私は思いますわ。これを今、答弁せよと言うたって、

できないと思う。できないと思うけども、前川委員がおっしゃったように、結構ね、あれに一生懸命かかわった人から苦情を受けておられるんで、それも含めて、やっぱり早急に、的場委員もおっしゃったように、きちっとやっていただきたい。今年度中やなしに、例えば今6月ですから、9月議会までには方向性を出して、こうやってきますというぐらいの提案があってもいいんじゃないかなと思います。よろしいですか。それは頑張ってやってくれますな、それぐらいのことは。市長、その辺どう思われますか。

○市長（平尾道雄）

当然使えるように整備をしたわけですから、使うということ以外に方法はないと思うんですよ。何かもうちょっと、補助金がどうか、余りいい話を直接には聞いていないんですけども、そういうさまざまあったとしても、学校のいわゆる利用施設、あるいは地域の利用施設として、すみ分けをするなら、すみ分けをする、しないのならないで、どういう方法があるのか。私は知恵を出せば、幾らでもあると思いますし、せつかく旧伊吹町時代にあれだけのもの整備されたものを我々引き継いだんですから、やっぱり使うという、整備して使うという方針で答えを出すように努力したいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（滝本善之）

よろしいですか、皆さん。

それでは、議案第80号につきましては、質疑も尽くされたということで、質疑を終結いたします。

続いて、議案第81号 米原市立学校給食施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○学校給食課長・東部給食センター所長（喜田與四秋）

議案第81号 米原市立学校給食施設条例の一部を改正する条例につきまして、説明をいたします。

この条例につきましても、施設の使用料等を改定するため、この案を提出するものです。

新旧対照表をごらんください。

第8条の改正では、見直しを行った米原市立東部給食センターの調理研修室使用料を別表により定めるものです。

改正後の第9条では、使用料の減額または免除をすることができる場合を定めています。

改正後の第10条では、納付された使用料は還付しないことを定めています。

その他、文言修正や条ずれによる修正を行うものです。

別表においては、見直しを行った使用料の額を定めています。

備考において、市外に住所を有する者が使用する場合は2倍の額を徴収することを定めています。

附則において、第1項では、この条例は平成27年4月1日から施行するものです。

第2項では、条例の施行の日から平成29年3月31日までの間の経過措置について定めています。

以上、米原市立学校給食施設条例の一部を改正する条例につきましての説明とさせていただきます。

○委員長（滝本善之）

説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はございませんか。

○委員（的場收治）

この東部学校給食センターの2階の調理研究室は、この給食センターの中に、こういった施設を使いながら、食育に関したり、というようなものを米原市として積極的に取り組んでいくというような目的で、給食センターにちょっとぜいたくかなと思えるような施設が建設された経緯があるんですけども、今回条例改正されるんですけども、現在の使用状況はどんなもんなんですか。

○学校給食課長・東部給食センター所長（喜田與四秋）

昨年の利用状況ですけども、学校のPTA親子活動等、また親子クッキング、さらには地元自治会のお出かけサロンとか、サロンの状況で使われております。

使用料等が発生した回数ですけども、昨年の実績で4回、トータル的に会議等も含めまして、660人の利用を見ております。

以上です。

○委員（的場收治）

給食センターとして、ここの使用を当初の目的のために使用するような事業とか、そういうのは、今までされている経緯はありますか。

○学校給食課長・東部給食センター所長（喜田與四秋）

小学校、中学校の給食の授業とか、そういうようなものも実際に実施をしている回数もございます。

○委員（的場收治）

給食センター独自の、いろんな企画をしながら、ここを使用するというようなことは、そういう事業は展開しておられますかって聞いているんですけど。

○学校給食課長・東部給食センター所長（喜田與四秋）

親子料理教室とか、給食センター主催で年間で計画をしております。

○委員（的場收治）

それはどのくらいの頻度でやられていますか。

○学校給食課長・東部給食センター所長（喜田與四秋）

年2回、さらには健康づくり課が主催で実施している関係もございます。

○委員（的場收治）

今回、使用料の改正ということなんですけど、これによって使用料が、ここにかかわる人はあんまり、今の話を聞いていると、それほどおられないということやと思うんですけども、せっかくなつくつった、先ほどの教育のもりと同じように、ここも鳴り物入りって言いますか、そういうような形で、せっかく立派な施設があるわけですから、より積極的な活用をお願いをしたいと思います。

以上です。

○委員長（滝本善之）

そのほか、ございませんか。よろしいですか。

意見もないようですので、これにて議案第81号につきましては、質疑を終結いたします。

続いて、議案第82号 米原市公民館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

生涯学習課、説明を求めます。

○生涯学習課長・市民交流プラザ館長（西出始代）

議案第82号 米原市公民館条例の一部を改正する条例につきまして説明します。

この条例につきましても、施設の使用料等を改定するため、この案を提出するものであります。

新旧対照表をごらんください。

第15条では、使用料の減額または免除をすることができる場合を定めております。

第16条では、納付された使用料は還付しないことを定めております。

第22条では、指定管理者に管理を行わせる場合の利用料金に関することについて定めております。

その他、文言修正や条ずれによる修正を行うものです。

別表におきましては、部屋ごとの1時間当たりの使用料を定めております。特殊な空調設備を備えた米原公民館と近江公民館のホールには、冷暖房費を設定するものです。

備考において、市外に住所を有する者が使用する場合は2倍の額を徴収することを定めております。

附則において、第1項では、この条例は平成27年4月1日から施行するもので

す。

第2項及び第3項では、準備行為として指定管理者が、この条例の施行前に市長の承認を得て利用料金を設定することができることを定めております。

また、第4項では、条例の施行の日から平成29年3月31日までの間の経過措置について定めております。

以上、米原市公民館条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

○委員長（滝本善之）

議案第82号の説明が終わりました。

質疑を始めます。質疑はございませんか。

○委員（山本克巳）

米原公民館と近江公民館の特殊な空調設備というのは、どう違うんですか、ほかのところとは。

○生涯学習課長・市民交流プラザ館長（西出始代）

米原公民館と近江公民館は、ホールというくくりの中で、また後に出てきますジョイホールとルッチホールとは別に、近江公民館と米原公民館を区分して設定したものです。ホールだけは、特別な空調ということで設定いたしました。

○委員長（滝本善之）

それでは理由にならんわ。ちょっと、何を使ってこうやから、積算したらこうなったと。だから、400円と200円となりましたということ、きちっと言うたらええやん。

○生涯学習課長・市民交流プラザ館長（西出始代）

すいません。ホールの冷暖房を別に設定した理由ですけれども、ホールの冷暖房を使用した場合のコストが大きいために、使用料に冷暖房を含めると、施設を使用しない利用者の負担が、他の施設と比較して大きくなるということから、冷暖房を別にしております。

この冷暖房費につきましても、原価算定方式によりまして、使用料算定をしております。見直し方針の施設区分の負担割合に応じまして、公費50%と受益者負担の50%の負担率としております。

熱源の違いなんですけれども、ベルホールとジョイホールは灯油を使っておりますが、米原公民館は重油、近江公民館はガスを熱源としております。このために、算定された料金に差があるということでございます。

○委員（山本克巳）

費用が、いわゆるそんだけかかる、燃料費というんですか、かなり違うんですかね。

○生涯学習課長・市民交流プラザ館長（西出始代）

ホールに関しましては、部屋の大きさ等、ホールそれぞれの部屋の大きさ等が違うことから、単に単価とかの差で出てくるものではないと思っております。

○委員（山本克巳）

別件ですけれども、この間の山東公民館で議会の意見報告会を準備してたときなんですけれども、借りている中で、4月から担当がかわって、ここに来たばかりやさかいということで、全然段取りがわからなくて、ステージ上の物の設定設備、そしてマイクを出したらマイクが使えなかったという状況が実際に起きてるんですけども、そういった施設管理、施設管理言いますけれども、細かく実際にマイクなんかは本当に大事なもんなんやけども、使えなかったという状況だったんですけども、その辺の、もうちょっと細かくきちっと精査してもらわんとあかんのかなと思うんですけど、その辺どうですか。

○生涯学習課長・市民交流プラザ館長（西出始代）

各指定管理者におきまして、いろんな設備も管理していただいております。その中で、備品の不備であったり、修繕に関しましては、指定管理者からの申し出によりまして、修繕なり、こちらのほうでの修繕なり、また備品の購入等行ってもらっている状態です。

○委員（山本克巳）

そういうことはあってもらうと、ちょっと困るのは困るんですけども、ただ、その使い方とかも、やっぱり、どうしたらええんや、ちょっとこれはわからんわとか、そういうことを直前に言われてしまって、ちょっとバタバタしたんですけども、それはやっぱり、困るような話やしね。安い金額で借りさせてはもらっているけども、そういうことがね、ここぞというときにちょっと使えなかったこともあったんで、それはちょっとどうしても、お願いになってしまうんやけども、きちっとやるべきとこでないかなと思うんです。

○生涯学習課長・市民交流プラザ館長（西出始代）

指定管理者の新しい人が配置されて、うまく引き継ぎができなかったことは、申しわけなく思っております。指定管理者の、いろいろな施設訪問でありますとか、会議の中で、きちんと管理または運営ができるように、こちらの方からも指導していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員（山本克巳）

設備の取り扱いにしても、夜間、夕方から行っている人、その人を責めるわけでもないんですけども、そのあたりのきちっとしたマニュアルとかだけで見て対応できるような形にしておかないと、本当に何にも使えなかったら、どうしようもなかった状況やったし、たまたま詳しい人がいて使えたわけなんですけども、そのあた



り、引き継ぎももちろん大事なんですけども、きちっと何か頼りになるマニュアルか何かあればよかったのかなと思いますけども、よろしくをお願いします。

○生涯学習課長・市民交流プラザ館長（西出始代）

先ほどの委員の御意見をいただきながら、私どもとしても、また、施設管理者に対しまして指導を行っていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（滝本善之）

そのほか、ございませんか。

○委員（的場收治）

公民館の中で、米原公民館が、貸し館業をすごくやられてるということで、今回のこの利用料金の改正により、米原公民館の利用料金がどのように変わっていくか、検討されてますか。

○生涯学習課長・市民交流プラザ館長（西出始代）

使用料の見直しに係る影響額のことによろしかったでしょうか。

米原公民館につきましては、平成25年度の利用実績ベースで積算しましたところ、330万円くらいの増額になると思われま。

○委員（的場收治）

確認ですけれども、市外の人を使うことが多くて、年間で330万円ぐらい多くの利用料がもらえるというような試算ですか。確認です。

○生涯学習課長・市民交流プラザ館長（西出始代）

平成25年度の利用実績から積算しておりますので、そのとおりです。

○委員（的場收治）

そうなったときに非常に難しいのが、利用料金も指定管理料、両方を合わせて利用料金制も指定管理料の中に入れてるので、指定管理料の考え方が非常に難しくなってくるというふうに思うんです。指定管理者のモチベーションがどのくらい保てるかというようなこともありますし、その辺を、今後、財政も難しい判断をしなければならぬと思います。見解はどうですか。

○財政課長（上村浩）

数字上、今330万円の影響があるということで、増額見込みなんですけど、ただこれ、この数字につきましては、経過措置の激変緩和措置が附則でうたっておりますので、平成29年までは2分の1の経過措置がございますので、丸々この数字がふえるわけではございませんので、ちょっとその点だけ修正をお願いしたいと思うんですが、いずれにしても、その部分で、指定管理料について本当にこういうふうになるのかどうかを見きわめて、指定管理料を調整する協議を進めていきたい。平成27年の、米原公民館は平成28年4月から新たに更新になりますので、1年間だけ、1年間継続の今の形でいきますので、その辺は協議を進めていきたいと考

えております。

以上です。

○委員（的場收治）

施設によって、指定管理者の努力で利用料金の設定、いろんなことで上がったり下がったりすると思います。午前中も言いましたように、非常に難しい判断をしなければならぬというふうなことがあると思うんですけども、しっかりと協議の上、やっていただきたいというふうに思います。

○委員長（滝本善之）

ほかございませんか。

○副委員長（松崎淳）

先日、議会報告会で使ったときに見ていたんですけど、金額によって市が負担するもの、それと指定管理者が負担するものというのが分かれていると思うんですけども、日常的に使っているので消耗されるので、それを指定管理者が負担するというものと、今回見ていて感じたのが、経年劣化によるものというものが、劣化していったものというのがすごい多いなというのを感じて、例えばジョイいぶきでも、もう20年以上ですかたっていますし、山東なんかも30年たつて、そのときに日常のものとは言い切れない消耗品の劣化というものが結構多くて、それが大変だという声を聞いたんですけど、その辺についてどうお考えでしょうか。

○生涯学習課長・市民交流プラザ館長（西出始代）

委員おっしゃるとおり、日常的に使われる消耗品のほかに、建設当初からある備品の劣化が進んでいるのは否めないところであります。

ただ、計画的に修繕が必要なところは、指定管理者から申し出を受けまして、こちらのほうも緊急性を考えながら、順次修繕なり新しい備品の購入も計画して進めてまいりたいと思っております。

○委員長（滝本善之）

ほかございませんか。

一つ、これね、第15条の市が主催また共催により使用するとき免除となっておりますけど、免除する以上は、指定管理料の中にその免除の分は含まれているのか、その辺は、皆これから取りますよってなっている以上は、免除したら指定管理者にとったら非常に難しいのは、その2番目のね、中学生以下の者、市内に住所を有する者、構成団体を含むが使用するとき免除でしょ。そやから、団体を含むやから、個人でもええということやわね、これ。中学生以下、二、三人で、ちょっとテレビ見に行こうとってね、極端な話、借りても、ただやと。この形やと、そうとれるわけやね。だから、どういう形のもんがほんまに免除されるんか。この免除の項目がちょっとひっかかる。それと、市長が公益上必要と認めるときね、この3点につ

いて、きちっと説明を願いたい。

○生涯学習課長・市民交流プラザ館長（西出始代）

指定管理施設につきましては、承認料金制度がありますので、この減免の対象にはなりません。料金制度の中で、料金設定なり減免の設定を、指定管理者からの申し出により、市が承認していく方法となっていきます。

あと、2項の中学生以下の者というところですが、これは、施設の使用申請書から、例えばこれが中学生以下の者が使用するとか、大人が使用するとか、いろんな内容によって申請書から読み取れますので、団体の取り扱いというのではなくて、個々の利用形態によって、この免除であるかというのを判断することとなっていくと思われま。

3項の市長が特に認めた場合というのは、この規定は緊急とか不測の事態に対応するために規定されているというところでありまして、今のところ、想定されるというのが特にありません。あえて、想定されるというのであれば、災害に伴う地域の住民が帰宅困難になったときに、施設を開放するような場合が想定されると思われま。

以上です。

○委員長（滝本善之）

1番の市の共催とか主催、これについては指定管理者から申し出で許可するという事と言われたんで、これはまだええわ。2番の問題はね、それは中学生以下の者が、半数以上が市内に住所を有する中学生以下の者でっていうことは、あと半数はどこの人でもええということやな、これ。ほれで、団体を含むやから、個人でもいいということや。そういう人がしたときは、指定管理者にね、それをどっちやと選択せえということ自体、無理やと思う。どっちがええんか、ほんまにお金をもらうのがいいんか、免除するのがいいんか。これこそ、こここそ、きちっとしておかないと、これ指定管理者が迷いますよ、これ絶対に。違いますの。それでもやっぱり、この何やわけのわからん条例でいきまんの。玉虫色の。玉虫色の条例は、絶対だめやと。

○生涯学習課長・市民交流プラザ館長（西出始代）

指定管理者の承認料金制度につきましても、今後、具体的な利用の方法なり指定管理者からのいろんな協議の場を設けまして、具体的な例を示していきたいと思っております。この中で、市の減免の規定の話でありますとか、承認料金制度のでありますとか、こういうものもろもろを指定管理者とともに協議、今後していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（滝本善之）

いや、これ、条例出す前に指定管理者に、これからもろもろって、オーケーしても来年4月やからええようなもんやけど、実際ね、これ条例をつくるということは、きちっとしたものつくって、理論的に我々に説明をせん限り、ほんならあんだ、そのうち免除で、冷暖房費及び附帯設備を除くと書いてあるけど、これ部屋を使用するときは冷暖房費込みでしょ、これ。たしか、こうやって書いてあったな。それやのに、冷暖房費及び附帯設備を除くとかね、わけのわからんこと書いてあるし。

だから、本来、例えばホールを使うときは除くならわかるわ。これ以外は一切この中に入ったるといことやん、これ読んだら。そんな中途半端なことはだめやと僕は言うてるわけよ。

理路整然とね、条例で改正を出すときは、理路整然と、相手が納得するように条例を出してもらわない限り、これで、応用動作が幾らでもできるということや。ししてもたら、この2番の項目なんかはほんまに、中学生以下小学生、例えばスポ少やとかそういうのはまだしも、これ個人でもええということになっているから、これはいかなものかなと思いますよ、これ。誰でもええんよ、中学生以下やったら。1人でも2人でもええんよ。部屋貸して言われたら貸さなあかんねん。これでええの、ほんまに。

○教育部次長・教育総務課長（田中博之）

各施設とも、それぞれ合併なり米原市となってから、施設を利用する中で、どういう方が利用されているかというのは、動きというのが把握できているというふうに思っています。その中で、具体の利用者が、こういうことがあるということ踏まえて、その利用形態、個々の申込者団体、今おっしゃっている団体なのか、個人なのかという部分もありますけども、その辺の利用申込時で、一定判断ができるというようなもとの、その減免の判断をする。その辺については、今後ですね、各指定管理者集まっただいて、十分説明をさせていただくということによって答弁をさせていただいているということでございます。

○委員長（滝本善之）

もう言うの嫌やけど、ほんまに、どういうのかな、指定管理者任せになっているやん。あんたら、ほんま条例つくるの、あんた方やで。市や。それにのっとして、指定管理者は、その条例にのっとして、市のかわりをしてもらってんねんから。指定管理者とこれから相談してって、そんなことしてたら、それこそ、今までほんなら、大体使う人はわかっていますと言うけど、不特定多数で、今度は逆にこの条例を知った人が、子供にやな、ちょっと使ってこいと言うて、いろんな形、勉強でもね、この部屋使おうと使えるんや。3人でも2人でも。ほれで免除なん、中学生以下やったら。それはいかなものかなと僕は思うけど、そういう答弁してたら、行政としてのリーダーシップというのかな、そういうのはないやん。指定管理者と適

当に話し合いして、ごまかしてやりましょうかというのと一緒やん。

○教育部次長・教育総務課長（田中博之）

やはり施設を所管する課としまして、こういう申し込みには、こうしてくださいということで、主体性を持って、その辺は説明していくということで御理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（滝本善之）

理解したいけど、今まで違うから言うてるねん。あんた、ほんなことまで言うんやったら、公民館館長会議、年4回か6回か知らんけど、せんなんやつ、してへんやんか、一つも。何も話し合いしてへんやん。せん中で、ちゃんと説得してますって、ほんなこと言いなよ、ほんまに。口ばかり言うてもうても、僕は困る。今までやってきたんやったら、僕は何も言いません。やってないところへ、こういう中途半端っていうたら悪いけど、玉虫色の条例が出てくるとあかんよと僕は言うてるだけや。公民館館長会議で、年に1回か2回やったらええところや。そんなこと絶対あり得ない。

○生涯学習課長・市民交流プラザ館長（西出始代）

すいません。確かに施設館長会議は、年3回なり4回の計画の中で、昨年度は2回しか開けない状況もありました。実際、本年度もまだ開けていない状況にあるのも事実です。その中で、今回こういった条例改正等も踏まえまして、早急に指定管理者の会議を開きながら、また、今後は、さらに行政と指定管理者との連携も深めながら進めてまいりたいと思いますので、御理解のほうよろしくお願いします。

○委員長（滝本善之）

僕は理解しますよ。僕は理解するけど、指定管理者は大変なんや、玉虫色の条例は。どっちとったらええかわからへんと。だから決めなさいよ、そうでなかったら、指定管理者は、逆に言って、許可したわ、市から許可できませんいうて、けられたら困るわけよ。だから、もらうんやったら全部もらう、もらわへんのやったら全部もらわんという形のほうが、ほんまはええんよ。そこまでいかんへんのやったら、きちっとした文章にしたってくださいよって僕は言うてるわけや。

○教育部次長・教育総務課長（田中博之）

各設置管理条例の冒頭にですね、それぞれの施設の目的をうたっております。この目的に応じて、申し込みをされる、利用したいという形で出ますので、その目的と照らし合わせて、その団体の利用、そのときの形態を判断しながら、こういうふうに、この場合にはしてくださいという話を今後、所管課からですね、各指定管理者さんに説明をしながら、うまくこの改正条例が運用するように努めていきたいというふうに思います。

○委員長（滝本善之）

言うの嫌になってきた。もうこれ以上言うたって一緒やから。

ただ、その辺はね、やっぱり市としてのリーダーシップをとって、指定管理者と同等であるけれども、市がリーダーシップとった中で、それによって指定管理者が動く部分と自主的に行政サービスをどんどん提供する部分と、二つあると思う。だから、片っ方はきちっとやって、片っ方は自主的にやらすという形をとっていくことがね、本当に生きた公民館活動に僕はなると思ってるんで、こういうちょっと中途半端なんは困るのと、もう一点、先ほど出た大ホールの冷暖房費、ルッチとジョイは2,000円やわな、1時間当たり。灯油は2,000円で、ガスが200円なんや、同じホールで。10倍も違うんかな、僕、それだけ疑問、積算するとそうなりますと恐らく言われるのわかっているけど、そらな、あの大きいところを灯油でやったら1時間2,000円、ガスでやったら、たった200円。使っている量にもよりますわ、実際にね。量で判断されたら、相手は困るわけよ。実際にそこをガスでやったときに、大ホールなら、A重油でやられたときは、どんだけやて。それは、ホールを使っている量によって変わるのわかっていますよ。わかっているけど、安いところの方が楽でええわな、実際。

だから、僕は、そういうことだけで決めるんじゃなしに、片っ方2,000円で、片っ方は10分の1というような積算方法でやったら、非常に不満が出てくるのは、恐らく出てくると僕は思うんや。思うけど、いや、これは正しいんですと恐らく言い切られると思うけど、それだけで、ほんまにはかれるものかなと、私は今でも思っています。それで言い切られたら、私自分で計算したわけじゃないから何も言えないけど、ガスと灯油で10倍も違いますか、ほんまに。冷暖房費。皆さん家庭、一遍調べたらわかるわ。私もボイラー灯油なんやけど、ガスはガスで使っているけど、そんな10倍も違わへんと思うけどな。ほんまに。いつも僕は自分のところの灯油とね、ガス代わかりますやん、何ぼやと。家庭用の起こすだけやし。プロパンやけど。片っ方は灯油たくやん、風呂でな。風呂とかあんなんで。計算しても10倍ならんで、どうしても。

#### ○生涯学習課長・市民交流プラザ館長（西出始代）

各ホールの冷暖房の使用の算定に当たりましたが、同じく市の見直し方針に従いまして、原価算出方式によって算出いたしました。委員長おっしゃるとおり、算出した額をこのまま提案させていただいております。

なお、指定管理施設の空調に要する経費につきましては、指定管理者から実績報告をいただいております。この数値をもとにして、結果として施設によって違いが生じております。この各ホール、熱源の違いであったり、ホールの天井高、ルッチやジョイは10メートル、米原公民館や近江公民館は6メートルといったような天井高の違いなどから、熱効率の差などによって、施設によって異なった料金になっ

たというふうに、こちらのほうは認識しております。よろしく申し上げます。

○委員長（滝本善之）

これ以上言いませんけどな、言いませんけど、必ず出てきますわ。指定管理者がかわったとしても。だから、その辺はきちっと考えてな、あなた方の計算が絶対正しいと、わしは思わない。ええ例が、薬草の下水道と一緒に。絶対正しいです、全然違うやん。あれと一緒に。だから、100%というのはいり得ないけども、今後はやっぱり見直しも考えてね、今は現在これでやりますけども、一、二年見て、それでやっぱり問題があるんやったら、ここでまだ提案させてくれというんやったらええけど、これは正しいですということだけは言わないでいいですか。やっぱりそれで正しいですか。

○生涯学習課長・市民交流プラザ館長（西出始代）

現時点では、この金額が正しいと認識しております。ただ、見直し方針案にもありますように、3年に1回の見直し、または指定管理者からの提案によりまして、料金設定もできるというところで、あくまでも今こちらのほうが出させたものは、市が直営の場合というので金額を出させております。指定管理者施設におきましては、承認料金制度の中で、指定管理者みずから料金設定できるというところで、また経営者の主体性を発揮していただきたいと思っておりますので、よろしく御理解申し上げます。

○委員長（滝本善之）

経営者の主体性が発揮できるんやね、ほんまに。3年間見直さんと言われたけど、それはね、やっぱりお互いに話し合いの中で、もしもできたときは、きちっとしてあげたら僕は何も問題でないと思う。200円であれ、100円でもね、やっぱりだめなときはきちっと修正してあげるぐらいの度量がなかったらね、そんなん無理ですわ、と思います。まあいいです、これ以上議論しても始まんから。

そのほか、ございませんか。

ないようですので、議案第82号 米原市公民館条例の一部を改正する条例については、これにて質疑を終結いたします。

続きまして、議案第83号 米原市民交流プラザ条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。

○生涯学習課長・市民交流プラザ館長（西出始代）

議案第83号 米原市民交流プラザ条例の一部を改正する条例につきまして、説明します。

この条例につきましても、施設の使用料等を改定するために、この案を提出するものです。

新旧対照表をごらんください。

改正後の第13条では、使用料の減額または免除をすることができる場合を定めております。

改正後の第14条では、納付された使用料は還付しないことを定めております。

改正後の第18条におきましては、指定管理者に管理を行わせる場合の利用料金に関することについて定めております。

その他、文言修正や条ずれによる修正を行うものです。

別表においては、各部屋ごとの1時間当たりの使用料を定めております。こちらにも特殊な空調設備を備えているということで、ベルホール310には冷暖房費を設定しております。

備考においては、市内に住所を有する者であっても、ベルホール310を1,000円以上の入場料を徴収して使用する場合、また、市外に住所を有する者が使用する場合は2倍の額を徴収することを定めております。

附則におきまして、第1項では、この条例は平成27年4月1日から施行するもの、また、第2項では、条例の施行の日から平成29年3月31日までの間の経過措置について定めております。

以上、米原市民交流プラザ条例の一部を改正する条例につきましての説明とさせていただきます。

○委員長（滝本善之）

説明が終わりました。

質疑を始めます。質疑はございませんか。

○委員（山本克巳）

まずちょっと聞きたいんですが、年間の去年ですか、利用者数の市内と市外の利用者数をちょっと知りたいんです。利用料金がどれだけだったかと。

○生涯学習課長・市民交流プラザ館長（西出始代）

ルッチプラザの場合は、今現在は市内と市外というのが分かれておりませんので、全体の人数になりますが、よろしいでしょうか。

平成24年度になるんですけれども、ホールの利用件数は129回で、利用者数は1万2,837人となっております。

以上です。

○委員（山本克巳）

これ、ほかの公民館とかと違って、ベルホールはいい施設ですので、100円が200円とかっていう金額で、倍になっても200円という金額と違って、これ、僕が言いたいのは、市外から来る人というのも結構おられると聞いていますし、現実には隣の長浜からも彦根からも、使われに来られているんですけれども。

今のさっきから話に出てます冷暖房費についても、1時間2,000円ですけど



も、実はルッチプラザのベルホール310は、例えば、冷房がきくまでに時間が30分ぐらいかかるから、その開園時間に合わせて冷房をきかしておくとなると、もう1時間前倒しで冷房を入れなあかんのやと。そうすると、冷房費だけでもかなり上がってきますし、1時間だけで借りるわけじゃないんで、これ、倍になったら結構な金額になるんですけども、これが今まで、市内だけじゃなくて市外からも結構重宝されている。

これ、ここのホールね、興行される方にいろいろ聞くと、非常にいいホールで、音響も設備も、ピアノもスタンウェイの物すごいピアノなんですよ。温度管理されているピアノで、それで使いたいけども、これだけ上がったら、実際は今度、利用者は減ってしまうんじゃないかなと僕は思うんですよ。単純にね、例えば長浜のピアノ教室の先生が開くにしても、市外に住所を置いているということで、ちょっと高目になるんでしょうけども、ただ、ピアノ発表会に出る人は、結構米原市の子供さんが出られたりするんで、極端な話ですけどね。ただ、これだけこのルッチに対して、こんなに上げてしまって、単純に倍でこういうふうの設定してしまって、いいのかなと僕は思うんですけども、いかがですかね。

○生涯学習課長・市民交流プラザ館長（西出始代）

ルッチプラザも米原市の公の施設ということで、同じ公の施設に係る使用料の見直しに基づきまして、市外の方は、やはり2倍の料金設定で行いたいと思っております。

冷暖房の件なんですけれども、確かにホールの冷暖房がきくのは、利用する時間1時間前のほうから、確かにスイッチを入れますけれども、その部分までは料金とさせていただいておりませんので、御了解願いたいと思います。

○委員（山本克巳）

ほんまですか、これは。何かそういうふうでないような、ちょっと話も聞いたことがあるんやけど。

ほんで、その冷暖房費を払いたくないばかりに、実は、季節柄、冷暖房が要らない時期が、みんな選ばれるんですね、何か開催するのも。そうすると、その時期になると非常に混んでいるということなんですけども、暖房が要る時期、冷房が要る時期やと割とすいているのかなと思うんですけど。結果やっぱり、最近なかなか、いい興行、来るやつ来るやつ、いいのはいいんですけども、あんまり昔ほどいいのが来てないんじゃないかなというのは、一つは、事業仕分けで年間予算もかなり削られたって聞いていますけども、その辺でルッチの利用価値というのが、どんどんどんどん狭まってきていないかなと僕は思うんですよ。その辺どう思われますか。

○生涯学習課長・市民交流プラザ館長（西出始代）

ルッチの事業につきましては、年間予算の中で、いろいろな、子供からまたは大人まで楽しめるような、いろんな事業を計画して実施しております。予算がないからといって事業をしないのではなく、いろんな補助事業というか、コラボしたような事業を組み込みながら、一人でも多くルッチプラザにお越しいただけるように、こちらのスタッフとしても考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員（山本克巳）

それならそれでもいいんですけども、僕あんまりそこを深く、音楽のこともあれなんですけども、そこで興行された方とかなんかが、やっぱりここでもう一回やってみたいという人もかなりおられるわけです、実際。

ただ、その利用料について、ただ、ここに1,000円以上に設定して使用する場合はうたっていますけども、ただ、今言ったように、本当に市民レベルで合唱、長浜の市民コーラスの方なんかもよく使われるように聞いていますけども、非常に危惧されてはいるんですけども、もうちょっとリーズナブルにならないかなとは思っていますけども、どないなもんですかね。

○財政課長（上村浩）

今の件ですけども、使用料の見直しの方針の中で、生涯学習施設等については、実際の金額、かかった金額に公費を50%を出して、残りの50%を受益者負担という形で使用料でもらいましょうということになってます。市外の方が使われる場合は、その市税をもらっているわけでございませんで、もともとの100%の金額、つまり使用料の2倍という形でいただくということでございまして、このことにつきましては、もちろん、この市の公共施設を市外の方は断るとのことはできませんが、合理的な考え方のもとに差異を設けることは可能ということで、自治法の中でも解説がありますので、そういった形で合理的な形ということで考えておりますので、御理解をお願ひしたいと思ひます。

○委員（的場收治）

関連なんですけれども、基本的な考え方として、今言われたような考え方立つんであれば、使用料・利用料は、本来の金額を上げて、市内の者は2分の1にするとか、そういうような表示の仕方が、今いろいろやりとり聞いてたら、そっちの方が、すっと入ってくる。何で市外の者だけ2倍払わなあかんのや、いろんな中身を知ったら、そういうことなんですけれども、米原市なんかは、やっぱりこんだけ交通が発達した機関ということで、米原市の施設でありながら、いろんな人に使ってもらいたいっていうのは、やっぱりあると思うんです。そういうようなことから考えれば、使用料の設定の仕方は、本来、受益者負担を100%と今回訂正したんであれば、考え方としたら、4,000円かかるものは4,000円、そこで市内の者は2分の1または中学生以下の者は、100%減免するというような表示の仕方

のほうが、もしかすると、何で2倍払わんとあかんねん、やっぱ市外から2倍払わんとあかんということじゃなくって、そういうようなことも考えられるんじゃないかなというように今思ったんですけども、そういうような検討は全くされませんでしたか。

○財政課長（上村浩）

おっしゃることはわかりますが、これまでの使用料金の体制・体系も考慮せなあかんし、それと、ここまでいくと、もともとの施設整備コストをどうするのかというような話も出てきます。そういった中で、余り極端なこともできひんのやしというようなことで、他市の事例も見ながら、こういった形でさせていただいた次第でございます。

○委員（的場收治）

私が言ったのは、ちょっと極端な例かも知れませんが、考え方としては、決しておかしい考え方で今発言したつもりはありませんので、いろんな角度からやっぱり検討すべきではないかな今後も、お願いしたいと思います。

○副委員長（松崎淳）

先ほど米原公民館の使用料の増額の見込みをすぐ出されたので、ほかの3つ近江とルッチ、次のジョイの部分、もしおわかりなれば教えてください。

○生涯学習課長・市民交流プラザ館長（西出始代）

近江公民館の場合は、110万円の増額になります。山東公民館は140万円の増額となります。市民交流プラザにつきましては、40万円の減額というふうになっております。伊吹薬草の里文化センターにつきましては、400万円の増額となっております。

○委員長（滝本善之）

皆さん、よろしいですか。

それでは、議案第83号 米原市民交流プラザ条例の一部を改正する条例については、質疑が尽くされたということで、終結いたします。

続きまして、議案第84号 米原市伊吹薬草の里文化センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○生涯学習課長・市民交流プラザ館長（西出始代）

議案第84号 米原市伊吹薬草の里文化センター条例の一部を改正する条例につきまして説明します。

この条例につきましても、施設の使用料等を改定するため、この案を提出するものです。

新旧対照表をごらんください。

改正後の第8条では、使用料の減額または免除をすることができる場合を定めております。

改正後の第9条では、納付された使用料は還付しないことを定めております。

改正後の第10条では、薬草風呂の入浴料をこの条例において別表により定めるものです。

改正後の第19条では、指定管理者に管理を行わせる場合の利用料金に関することについて定めております。

その他、文言修正や条ずれによる修正を行うものです。

別表第2におきましては、施設ごとの1時間当たりの使用料を定めております。特殊な空調設備を備えたジョイホールにつきましては、冷暖房費を設定しております。

備考において、市内に住所を有する者が、ジョイホールの使用に当たり、入場料の最高額1,000円以上に設定して使用する場合と、市外に住所を有する者が使用する場合は2倍の額を徴収することを定めております。

附則において、第1項では、この条例は平成27年4月1日から施行するもの、第2項及び第3項では、準備行為として指定管理者がこの条例の施行前に、市長の承認を得て利用料金を設定することができることを定めています。

また、第4項では、条例の施行の日から平成29年3月31日までの間の経過措置について、定めております。

以上、米原市伊吹薬草の里文化センター条例の一部を改正する条例につきましての説明とさせていただきます。

○委員長（滝本善之）

説明が終わりました。

質疑を求めます。質疑はありませんか。

○委員（前川明）

薬草風呂の料金が、今回1回当たりになったんですけれども、今まで回数券とか、ありましたけれども、この1回にしたのは何ですか。今まで回数券で利用促進になっていたと思うんですけれども、その辺はどのように考えておられますか。

○生涯学習課長・市民交流プラザ館長（西出始代）

今回の見直しにつきましても、この料金設定の額は、市が直営とした場合の額となっております。伊吹薬草の里文化センターは指定管理者施設でありますので、今後、承認料金制度によりまして、指定管理者からの申し出によりまして額の決定がされると思われまます。

以上です。

○委員（前川明）

どういうふうにならったのか、よくわかりませんが、これで目的として、利用がふえる設定なんでしょうか。

○生涯学習課長・市民交流プラザ館長（西出始代）

今回設定、算出しましたこの額につきましても、平成23年度、平成24年度の実績から算出された額でありまして、利用増につきましても、今後、また、承認制度の中で、回数券等のいろんな設定を指定管理者と協議の中で、していくものと考えております。

○委員長（滝本善之）

続けて関連で。これは最高限度額が600円という形で設定されているんですね、基本的に言うたら。今まで500円やったやつを。ほんで、いろんな形でやってもらってるということはわかりますけど、この前の薬草の決算書見たら、約五、六百万円かな、赤字になってましたわな。だから、これずっと赤字が続いているのね、これ。今後とも薬草風呂を続けるつもりなのか、それともう1点、なぜ、この条例を変えるときに、これ、あんたとこのこの薬草風呂設置条例からいくとね、月曜日が休み、もしくは祝日の明くる日が休みで、たった週1回休みですわな。冬場は、燃料代が高くなるいうて、今休んでるでしょ、たくさん。極端に言うたら、条例違反と言われても仕方ないですよ。だから、その辺も含めてね、今後の薬草風呂をどうしていくんか、それと、なぜ設置条例を変えたんやったら、薬草風呂については、指定管理者によって適時、黒字化するためにどうするかないけどね、何らかのね、形に変更して、当然やるべきと違いますかと僕は言いたい。これ、ちょうど設置条例これに変更したんやから、変更した以上はやっぱり、薬草文化センターは、あくまでも月曜日もしくは祝日の明くる日になってるんすから、それを守っていない以上は、守らないのであれば守らないで、風呂だけはこうしますというね、条例を入れて、やっぱそこが黒字化していくためにはどうしていったらええかをね、さらに検討するのが本来の姿やと僕は思うけど、皆わからんやろうから適当にやれって、僕はそうしか考えられない。それどう思われますか。

○生涯学習課長・市民交流プラザ館長（西出始代）

今後の薬草風呂のあり方については、慎重に検討していかなければならない事項だと思っております。その中で、今回、決定されてない中で、薬草風呂の休業日については、今回見送らせていただきました。

以上です。

○委員長（滝本善之）

見送ったのはええけど、ずっとやるんですな、これから、条例どおり。あなた、見送ったということは、やるということやで。それで赤字がふえたら、あなた責任とれますか。そこまでおっしゃった以上は、見送りましてと言うたら、検討したけ

ど見送ったということや。検討しなくて見送ったということでしょ。違いますか、どっちですか。

○生涯学習課長・市民交流プラザ館長（西出始代）

薬草風呂の経営につきましては、御承知のとおり赤字が毎年続いております。その中で、少しでも経費負担をなくするために、冬季の休業をしているのも事実であります。その中で、指定管理者と協議の中で、休業日を設けながら、少しでも改善するよというこでしてござりまして、条例を改正することまでは検討はしてござりませんでした。

以上です。

○委員長（滝本善之）

そうやろ。だから、それやったら何かね、ただ、市役所と指定管理者と適当に話し合いでやっているだけのこや。本来、あなた方は、コンプライアンス、法令を守ってやっていくのが本来でしょう。きのう、おとついの高島市じゃないけどね、改算してえらい問題なっているでしょ。皆さん御存じのとおり、ごみ処理のやつで。だから、あなたは方は変な意味じゃない、そこまではいっていないけど、条例をきちっと履行しないでやっている。議会に許可をもらたわけでも何でもなし。それやったら、規則なり規則で何かをきちっとね、設けて、それでまた運用してくれてるんやったら、まだええかなと思うけど、何もない中で勝手にやっておられる以上はやな、これはおかしいんちゃうかと言われても、課長、答弁できますか、ほんまに。次長さん、何かあったらどうぞ。答弁できるんやったら答弁してください。

だから、僕は、せっかくここで条例改正するんやったら、そこに薬草風呂を今後3年間の、今、指定管理あと何年残っているか知らんけど、その間はやっぱり、あと2年か3年か知らんけど、その間は、薬草風呂を続けるかわりに、できるだけ赤字を少なくしてね、こうやっていくという何かをね、入れていけば何も問題はない。私は何も怒っているわけやなし。何にもしないで、ただ勝手に皆さん方運用することは、適当に運用することはいかかなものかなと思うだけで、ほんまに。どう読み取ったって、月曜日と日曜日、祝日の明くる日しか休みないんやから。

○教育長（山本太一）

決算報告書の話も出ましたし、当然、薬草風呂の今後のあり方については、教育部としても非常に大きな検討課題やと思っておりますので、今回は料金の改正に伴う使用料の改正に伴うことで納めましたけども、早急にその辺のあり方については、当課そしてまた、薬草風呂の関係者との協議の中で、よりよい方向、そしてまた、その規則も設けるなら設けるで、日曜日・月曜日の休みだけじゃなくて、やっぱり冬季にやった実績も踏まえまして、その辺の規則も考えながら、ちょっと検討していきたいと思っておりますので、御理解のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（滝本善之）

指定管理者が今受けているから指定管理の間は、3,000何百万円つくったんやから、間は仕方がないかなと思ってるんですよ。そやけど、やっぱりやる以上は、この条例の中で、何かをね、その間はきちっとこういう格好でやっていくから、皆さん理解してほしいと言うのであればいいけど、これやっぱりほかの人が知ったらおかしくないと言われるのは当たり前やから、あえて僕は言うだけで、僕も伊吹の人間やから、何とかつながってほしいんやけど、こればかり言うてられませんわ、こんだけ赤字が続くと。そういうことあって。

○委員（的場收治）

何年前かな、3,800万円で施設を改修して、当分の間、継続すると。そのような方針のもと、今、所管課は教育委員会かもわからんけれども、実質、現実的な今の利用は、市内の人以上に市外の人もたくさん来ていると。少し観光施設的な要素も十分あると。そういうふうなことも含めて、市の組織横断的にしっかりと取り組みというような執行部のほうの方針が、その施設改修やるときに出てます。そのことをまず、しっかりとやってから、ここまで市を挙げてやったにもかかわらず、やっぱりこの施設はいかなものかっていう答えが出るんでしたらわかりますけれども、そこをやってるといふ姿勢が全く見えてこないの、じゃあそのときの施設改修は何やったってということになりますので、そこだけはやっぱりしっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思いますが、ちょっと市長に見解を求めたいと思います。

○委員長（滝本善之）

3,800万円は市長のときじゃないですけど、答申して、もう一遍、伊吹区の区長会から申し出があって、何とか、もう一遍、再生していきたいと。そのかわり、市も死に物狂いで、生涯学習課だけじゃなしに、市全体で、観光も含めて頑張っていくからということが、議会に対する要望でもあったし、市に対する要望でもあった。その結果、的場委員が言われたような格好になってるんで、市長としてどういふ見解をお持ちか。

○市長（平尾道雄）

その経過も私も聞いてはいるんですけども、率直に言うて現場からそういう熱意含めてですね、こうやるというふうには見えてないですね。というのは、おっしゃるように、冬期間休めばですね、全体の収支のバランスがとれるとかですね、そのほかにいろいろ入浴券をですね、いろんな形でPRするとか、その現場は確かに努力しているので、こちら側のほうがですね、それを超えて何としても、あの時の判断なり決意をですね、やっぱり広げていくというものは、私は正直残念ながら薄らいでしまってるんじゃないかなと思いますので、今御指摘の点はよくわかりますし、

ただ、方向性として、今、市内の公の施設の料金の見直しを今やりました。この結果を受けてですね、それぞれ公共施設の利用形態、私は変わってくると見てるんです。その上で、やっぱり薬草風呂は継続するんかどうかということは、しっかり判断する時期が、その中で来るんだろうと思っています。その間が今、もっともっとお金を入れてですね、もう一度そういうものが再考できないかということの評価する時期とあわせてですね、判断したいと思っています。

○委員長（滝本善之）

ほかにございませんか。

○副委員長（松崎淳）

新しいほうの第19条第3項で、利用料金の額は別表に定める使用料の額に1.5を乗じた額となっているんですけど、別表の2と3を指定してないので、3のところに当てはまって、上限が600じゃなくて、900と受け取ることもできなくはない、大丈夫なんではないでしょうか。

○委員長（滝本善之）

わかりましたか。薬草風呂まで、市外の方は1.5倍してよろしい、そういう感覚でええんやなということですよ、指定管理者。

○生涯学習課長・市民交流プラザ館長（西出始代）

松崎副委員長のおっしゃるとおりです。薬草風呂の料金につきましても、1.5倍までできるというもので、限度額が1.5倍ということになります。

○委員長（滝本善之）

よろしいか。ほかにございませんか。

ないようですので、議案第84号につきましては、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。10分間。

午後 2時56分 休憩

---

午後 3時05分 再開

○委員長（滝本善之）

それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

なお、副市長は、ちょっと所用のため席を外されましたので、委員の皆さん、よろしくお願ひしますと言いたいけど、本人がおられません。

それでは、議案第85号 米原市生涯学習センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

○生涯学習課長・市民交流プラザ館長（西出始代）

議案第85号 米原市生涯学習センター条例の一部を改正する条例につきまして、



説明します。

この条例につきましても、施設の使用料等を改定するため、この案を提出するものです。

新旧対照表をごらんください。

第7条の改正では、米原市生涯学習センターの使用料を、この条例において別表により定めるものです。

第8条では、使用料の減額または免除をすることができる場合を定めております。

改正後の第9条では、納付された使用料は還付しないことを定めております。

改正後の第16条では、指定管理者に管理を行わせる場合の利用料金に関することを定めております。

その他、文言修正や条ずれによる修正を行うものです。

別表におきましては、施設ごとに1時間当たりの使用料を定めております。

備考において、市外に住所を有する者が使用する場合は2倍の額を徴収することを定めております。

附則において、第1項では、この条例は平成27年4月1日から施行するものです。

第2項及び第3項では、準備行為としまして、指定管理者がこの条例の施行前に、市長の承認を得て利用料金を設定することができることを定めております。

また、第4項では、条例の施行の日から平成29年3月31日までの間の経過措置について定めております。

以上、米原市生涯学習センター条例の一部を改正する条例につきましても説明とさせていただきます。

○委員長（滝本善之）

説明が終わりました。

質疑を求めます。

質疑はございませんか。

ほとんど、今までの中で踏み込まれたことと同じですのでありますか。十分尽くされましたか。

（「質疑なし」）

○委員長（滝本善之）

ないようですので、議案第85号は質疑を終結いたします。

続きまして、議案第86号 米原市学習交流施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長・市民交流プラザ館長（西出始代）

議案第86号 米原市学習交流施設条例の一部を改正する条例につきまして、説明いたします。

この条例につきましても、施設の使用料等を改定するために、この案を提出するものです。

新旧対照表をごらんください。

第6条の改正では、ウッドピアいぶきの使用料を、この条例において別表により定めるものです。

改正後の第7条では、使用料を減額または免除することができる場合を定めております。

改正後の第8条では、納付された使用料は還付しないことを定めております。

その他、文言修正や条ずれによる修正によるものです。

別表においては、各施設ごとの1時間当たりの使用料を定めております。

備考において、市外に住所を有する者が使用する場合は2倍の額を徴収することを定めております。

附則において、第1項では、この条例は平成27年4月1日から施行するもの、また、第2項では、条例の施行の日から平成29年3月31日までの間の経過措置について定めております。

以上、米原市学習交流施設条例の一部を改正する条例につきましての説明とさせていただきます。

○委員長（滝本善之）

説明が終わりました。

それでは、議案第86号について質疑を求めます。

これ、皆さん、場所わかりますか。伊吹小の体育館やと思いますけど、基本的にあれは学校施設じゃなしに、農林省の補助でできてるから、そういう格好でそういう名前、名称になっているということを委員の方、理解していただいた上で、まず説明しとかな。そうやってな、悪いけど説明したって。そういう形の中で、本当にね、小学校がほとんど使ってますけど、現実的には使ってる人は少ないかもわかりません。

何か質疑ございますか。

（「質疑なし」）

○委員長（滝本善之）

質疑もないようですので、議案第86号については、質疑を終結いたします。

それでは、続きまして、議案第87号 米原市体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

○生涯学習課長・市民交流プラザ館長（西出始代）

議案第87号 米原市体育施設条例の一部を改正する条例につきまして、説明いたします。

この条例につきましても、施設の使用料等を改定するために、この案を提出するものです。

新旧対照表をごらんください。

第2条の改正では、伊吹山中学校テニスコートを社会体育施設の米原市伊吹テニスコートとして、この条例に定めるものです。

第3条の改正では、米原市伊吹テニスコートの利用時間を定めるものです。

第7条の改正では、市内社会体育施設の使用料を、この条例において別表により定めるものです。

改正後の第8条では、使用料を減額または免除することができる場合を定めております。

改正後の第9条では、納付された使用料は還付しないことを定めております。

改正後の第17条では、指定管理者に管理を行わせる場合の利用料金に関することを定めています。

その他、文言修正や条ずれによる修正であります。

別表におきまして、施設ごとの1時間当たりの使用料を定めておりまして、備考において、市外に住所を有する者が使用する場合は2倍の額を徴収することを定めております。

附則において、第1項では、この条例は平成27年4月1日から施行するもの、また、第2項および第3項では、準備行為として指定管理者がこの条例の施行前に、市長の承認を得て利用料金を設定することができることを定めております。

第4項では、条例の施行の日から平成29年3月31日までの間の経過措置について定めております。

以上、米原市体育施設条例の一部を改正する条例につきましての説明とさせていただきます。

○委員長（滝本善之）

議案第87号の説明が終わりました。

質疑を求めます。

質疑はありませんか。ありませんか。

○委員（的場收治）

説明の中で言われたんですが、もう少し詳しく説明をお願いしたいのが、伊吹山中学校のテニスコートを伊吹テニスコートとして社会体育施設の条例の中に入れたというような説明がありましたが、そこのところだけ、もう少し詳しくお願いしま

す。

○生涯学習課長・市民交流プラザ館長（西出始代）

以前は、伊吹山中学校のテニスコートとして位置づけされておりましたが、今後は、社会体育施設として管理運営するほうが望ましいということで、今回、条例に挙げたという次第です。

○委員（的場收治）

伊吹山中学校のテニス部がなくなった時点で、使用頻度が相当落ちたということで、施設そのものが余り管理されてない状況にあったことは間違いありません。今回、米原市の体育施設として、しっかり捉えるということなので、施設の維持管理もしっかりと、管理運営を使用料もしっかり取るんですし、お願いをしたいと思います。

○生涯学習課長・市民交流プラザ館長（西出始代）

的場委員おっしゃるとおり、今後も社会体育施設として維持管理に努めてまいりたいと思います。

○委員長（滝本善之）

よろしいですか、ほかの方。

双葉総合体育館について、料金はこれでいいとしても、中身ね、いろんな施設の中身、非常に問題点が多々ありますわね、この場合。何かボール上げたらとまってまうとかな。こういうことはきちっとね、最初の工事からこういう格好になっているのはおかしいと思うんで、その辺の改良なり、生涯学習課としてね、やっぱり不具合のそこはどうしていくんや、例えば虫がいっぱい入ってくるとかね、蛇が入ってきたから、ほんまの話、そうですわな、実際。そういう形の中で、本当にこの体育館がね、有効に安全・安心に使えているかいうたら、ちょっと問題あるなと。それを業者にきちっと話して、当然、今まだ2年間の改修期間中であると思うんで、その辺はどうなってるんかなと。あんまり改良されているように見えないんですけど、その辺の行動は起こされてますか、どうですか。

○生涯学習課長・市民交流プラザ館長（西出始代）

確かに、双葉総合体育館からは、いろんな虫であったり、施設の中身の話であったり、修繕も含めまして、いろんな御意見をいただいております。その中で、こちら市としましても、できる限り、優先順位をつけまして順次対応しているところがあります。

今後も、指定管理者の実態なりを聞きながら、こちらのほうも早急に進めていききたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○委員長（滝本善之）

まだ、これ新しいので、できて1年か。優先順位をつけて直さんなんというよう

な状態自体がナンセンスと言いたい。だから、それは優先順位でなしに、やっぱりすかっと直してね、それで使い勝手のいいようにしてあげる。それが住民サービス、何のために体育館をつくったんかわからへん、総合体育館にしたかわからへん。中学校と一般の方が使える二つの体育館をつくったんですから、その辺についてはね、やっぱり優先順位がどうやこうやでなしに、もう即改修するものはして、それからやっぱり、きちっと管理をしてあげるということが大事じゃないかなと思うんですけど、その辺どうお考えですか。教育長どうですか。

○教育長（山本太一）

私もその体育館使用していた立場でもございましたし、でき上がった当初、幾つかの問題点をずっとリストアップして、そしてまた教育委員会のほうで対応していただいた実績もわかっていますし、その後も、またいろいろ出てきている部分も感じてますので、その辺については、管理しているスポーツクラブの方との連携のもとに、きちっと対応していきたいと思います。

ただ、やはりきのうも私、現場へ行ってきましたけども、非常に学校施設と社会体育施設が一体となった、非常に新たな復興スタートが切れた、いいモデルの体育館かなということは思っています。子供たちにしたら、地域の方は自然と身近に活動しておられて、中学生の姿も見ていただき、中学生が社会人の方の姿を見ている姿というのは、よそにはないよさもありますので、そういったいい交流ができるという部分を大事にしながら、当然、体育館の管理についても、教育委員会としても、また現場とやりとりしながら、改善に向けてやっていきたいというふうに思っていますので、御理解のほどよろしくお願いします。

○委員長（滝本善之）

地域間交流とかね、子供との交流、これについて何も、僕はいいことだと思えますよ。ただ、施設がね、問題点があるんで、やっぱりそれはきちっとね、教育委員会として、早急に対応をする必要があるん違うかなと思いますので、そこだけ。

○教育長（山本太一）

言い忘れましたけど、建設にかかわった電気関係の業者さんがですね、やはりこの1年終わって、こういう点検をしましたと。照明のボルトの問題も、館長からいろいろ心配やで見てくれというようなことがあったということで、全部一通り、点検をしましたというような報告も、じかに私のところに来て報告もしていただいておりますので、そういった部分でのやりとりというのは今後もしっかりやっていきたいと思います。

○委員長（滝本善之）

そのほか、ございませんか。

○委員（的場收治）

今の教育長のことで、1年前まで現場におられたということで、再度ちょっと確認したいんですけども、今回あの体育館建てるのに、学校施設ということでなくて社会体育施設として、複合的な施設として建設がされました。そのときに、実は双葉中学校の教師の方が非常に心配を実はされてたんですけども、学校が使うのに、使い勝手の悪い体育館になるのではないかなってというような、すごい心配をされてたんですが、そのときに、前例として石川県のかほく市やったかな、そこにも前例あるし、そこではもう本当に有効活用されているという前例があったし、米原市も、そういうふうなこともあって踏み切ったんやと思いますけれども、確認の意味なんですけど、学校といわゆる社会人とが、うまくすみ分けした形で、時には一緒になることもあると思いますが、学校の体育に関して支障があるというようなことはないですか。そこだけちょっと確認させてください。

○教育長（山本太一）

私がいた時点、そしてここ約10カ月の間にしても、特にそういった問題点を私のほうが感じている、聞いているということはございません。当初、やっぱり学校として、一般の人の入り口とですね、子供たちの入り口を、もうちょっと区分けしようというような計画があったんですけども、そんなことを言っているような時代ではないので、そういった分も取り払って工事もしていただきましたので、そういった部分ではよかったですし、そういった苦情も私は聞いていませんし、現場でも、そういったことよりも前向きにやはり学校は開かれた学校として考えていますので、そういうことで御理解いただきたいと思います。

○委員長（滝本善之）

ほかにございませんか。

ないようですので、議案第87号につきましては、質疑を終結いたします。

続きまして、議案第88号 米原市立学校体育施設等利用条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

○生涯学習課長・市民交流プラザ館長（西出始代）

議案第88号 米原市立学校体育施設等利用条例の一部を改正する条例につきまして説明いたします。

この条例につきましても、施設の使用料等を改定するため、この案を提出するものです。

新旧対照表をごらんください。

第7条では、学校体育施設の使用料を、この条例において別表により定めるものです。

改正後の第8条では、使用料の減額または免除することができる場合を定めております。

改正後の第9条では、納付された使用料は還付しないことを定めており、その他、文言修正や条ずれによる修正を行っております。

別表におきましては、施設ごとの1時間当たりの使用料を定めております。

備考において、市外に住所を有する者が使用する場合は2倍の額を徴収することを定めております。

附則において、第1項では、この条例は平成27年4月1日から施行するもの、また、第2項では、条例の施行の日から平成29年3月31日までの間の経過措置について定めております。

以上、米原市立学校体育施設等利用条例の一部を改正する条例につきましての説明とさせていただきます。

○委員長（滝本善之）

議案第88号の説明が終わりました。

質疑を始めます。

質疑はございませんか。

○委員（前川明）

アリーナの部分で、小中学校で1時間当たりの使用料が違うというのは、どこを基準にされて、この違いが出てきたのか教えていただけますか。

○生涯学習課長・市民交流プラザ館長（西出始代）

この施設につきましても、原価算出方式に基づきまして、算出された額となっております。額が違うのは、体育館の面積、広さによって違いが出てきたものと認識しております。

以上です。

○委員（前川明）

現行と違う単価に、アリーナで1,800円のところが200円だったり、ちょっと現行と改正後の、これは大きさによって見直しをしたということでしょうか。

○生涯学習課長・市民交流プラザ館長（西出始代）

委員おっしゃるとおりです。

○委員（前川明）

わかりました。

○委員長（滝本善之）

ほかにごございませんか。

○委員（前川明）

ちょっともう一点、この体育館使用に関して、夜間の使用について、学校の体育館は、その最後の戸締まりですね、そこは今どういうふうになっているんでしょう

かね。学校に日中なんかは用務員さんがおられますけども、最後のこの夜間の部分については、どのように管理をされてますか。

○生涯学習課長・市民交流プラザ館長（西出始代）

最後の鍵の管理は、その利用団体によって戸締まりをしていただくことになっております。

○委員（前川明）

大原小学校の体育館で御近所の方から、あそこは、夜間、門があけっ放しになっているというような御指摘を受けまして、昼間は、あそこは監視カメラもあって、きちっと閉まってるんですけども、夜間ですね、スポ少とか、そういった団体が使われて、車で来られてそのまま出られて、門に関してはあけっ放しになっていて非常に危ないんじゃないかというような御指摘がありまして、特に大原小学校なんかは事件があってあの門扉をつけたといういきさつがあるんで、その管理については、もう少しやはり最後の管理については、使用者の責任においてやってもらうべきだと思うんですけども、その辺の指導についてはどのようなになってますか。

○学校教育課長（岡田克美）

大原小学校につきましては、授業中は、稼業中は門扉を閉めております。これは、電動になっておりまして、誰が入ってくるかということはきちっと確認できますが、子供たちが帰った後は、逆に開放ということで門をあけております。そうしますと、子供たちが遊びに来るということもできますので、そういう意味で、子供たちがいる間はそこを閉めておいて、放課後はあけておくということで、地域の方も入られますので、そういうふうなことで門扉のほうをあけております。

以上です。

○委員（前川明）

割れ窓の原理がありまして、割れた窓があれば、入りやすいような犯罪の心理学的なことを言われますんで、やはりあいていたら夜、誰でも入れるような状況をつくっていくよりは、閉められるんですから、ちゃんと締めて管理してますよというふうに見せないと、その近所の方が言われているのは、やはり何かあって、あそこに入られて、誰も管理しておられないことが、ちょっと怖いんですと言われてるんで、そこはしっかりとできるものはしていかなとあかんと思いますけども、今後どのようにお考えですか。

○学校教育課長（岡田克美）

門扉のあけ閉めにつきましては、職員室からということになっておりますので、放課後の場合は職員帰りますと、その管理というのができなくなります。閉めたら閉めたままということになってしまいますので、その点につきましては、開放しておいて、スポ少のほう、あるいは社会団体のほうで管理していただくということで



考えております。

以上です。

○委員（前川明）

今、放火とかですね、いろんな事件が起きている中で、やはりそういったしっかりしているんだということを見せていかないと、付近の地域住民の方は心配されておりますので、あいてること自体が何であいてるんやと。特に、大原小学校は事件があったんで、それをそのために門扉ができたんじゃないかということをおっしゃってありますんで、この辺はしっかりと今後対応してもらえるようお願いだけはしておきます。

○委員（的場收治）

以前の委員会でも少し質問させていただいたんですけれども、学校施設、特に学校施設の夜間に使った場合、夜間・昼間も使う時があるかもしれませんけども、照明を使ったときに、照明設備使ったらこれ使用料幾らということで、使用料を払うわけなんですけれども、学校によっては、電気代がもったいないから、例えば半分だけしかつけないでほしいとか、こういうときには、このスイッチだけとか、そういうふうに書かれているところがあるんです。例えば、そういう形で使用したときに、非常に薄暗い中で、使用するというようなことがあるんです。前一回、それを全部つけてやってたら、学校の先生から、もったいないからっていうような苦情を言われた経緯がありまして、例を言いますと、春照小学校のことなんですけれども、今課長春照小学校におられたのであれなんですけれども、当時おられたかどうかわかりませんが、そういうようなことがあるんですが、使用料としてしっかりもらってる限りは、やっぱり安全な照度というんですか明るさで、やっぱりそこでスポーツ活動をやるべきやと私は思うんですけれども、この電気代はどのように、ここで得た電気代は、その学校のほうに行くのか、前のときに一回確認させてもらったんですけれども、学校のほうの管理には及ばないというようなことやったと思うんですが、その確認だけちょっとさせていただきたいんですが。

○教育部次長兼教育総務課長事務取扱（田中博之）

受益者負担という形で、電気代をいただく、的場委員おっしゃったような、必要な照明度、確かに必要になってくると思います。今後、適切な受益者負担をもらって、適切な使用電気は一定把握はせなあかんと。それに伴って、必要となってくる予算は、やはり必要な電気代として予算も確保できるように施設管理する側としては、確保していかなあかんというふうに思います。

○委員（的場收治）

施設の利用者としては、使用料として照明設備を使ったからには、そこのところを支払うわけですから、十分な照明のもと、やはり、やらせてもらえる環境にある

ということで、使用するというふうに思うんですけども、そのような見解になると思いますが、そこは間違いないですか。

○学校教育課長（岡田克美）

今、的場教員おっしゃいましたように、認識として少し言われた方というのは、ちょっとそのときは、はっきりわかっておられなかったとは思いますが、当然、その社会体育施設として使われる場合は、当然その使う場合には当然照明を使うということも入ってきますので、そのとおりだと思います。

以上です。

○委員（的場收治）

それとですね、こういった体育施設を昼間使う場合に、ちょっと確認なんですけれども、カーテンを締め切って照明をつけられて、スポーツ少年団が仮に使用されたときは、照明の使用料は発生しますか。

○生涯学習課長・市民交流プラザ館長（西出始代）

減免規定の中には冷暖房費等を除くと書いてありますので、照明料はいただくことになっております。

○委員（的場收治）

照明料はもらうんですね。わかりました。

○委員長（滝本善之）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

ないようですので、議案第88号については、質疑を終結いたします。

続きまして、議案第89号 米原市B&G海洋センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

○生涯学習課長・市民交流プラザ館長（西出始代）

議案第89号 米原市B&G海洋センター条例の一部を改正する条例につきまして説明いたします。

公の施設に係る使用料等の見直し方針に基づきまして、施設の使用料の見直し及び構成施設の規定の一部を削るため、この案を提出するものであります。

新旧対照表をごらんください。

第3条では、隣接する柏原保育園の建設用地とするために、山東B&G海洋センターの構成施設であります運動場を削るものであります。

第9条では、B&G海洋センターの使用料を、この条例において別表により定めるものです。

改正後の第10条では、使用料を減額または免除することができる場合を定めて

おります。

改正後の第11条では、納付された使用料は還付しないことを定めております。

改正後の第19条では、指定管理者に管理を行わせる場合の利用料金に関する  
ことについて定めております。

その他、文言修正や条ずれによる修正です。

別表におきましては、施設ごとの1時間当たりの使用料を定めており、備考にお  
いて、市外に住所を有する者が使用する場合は2倍の額を徴収することを定めてお  
ります。

附則におきまして、第1項では、この条例は平成27年4月1日から施行するも  
のです。ただし、条例第3条の運動場を削る規定につきましては、平成26年  
10月1日から、附則第2項および第3項の規定につきましては、公布の日から施  
行するものであります。

附則第2項及び第3項では、準備行為として指定管理者がこの条例の施行前に、  
市長の承認を得て利用料金を設定することができることを定めております。

また、第4項では、条例の施行の日から平成29年3月31日までの間の経過措  
置について定めております。

以上、米原市B&G海洋センター条例の一部を改正する条例につきましての説明  
とさせていただきます。

○委員長（滝本善之）

説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はございませんか。ございませんか。

1点だけ聞きますけど、今度、運動場を廃止して、そこに柏原の保育園できると。  
それはそんでいいんですけど、保育園の跡地は、どこの名義になっているのですか。  
健康福祉課か。跡地は例えば運動場にするんか。できる広さがあるんかないんか、  
健康福祉違う。壊さないんか。ほんなら、壊さなかったら跡利用どないするんやと  
なるんで、そこまで言わんから、どうかなと思っただけ。そこまではわかりません  
か。一応運動場だけつぶして、そこに建てるという計画までですな。わかりました。

ほかにございませんか。

ないようですので、議案第89号につきましては質疑を尽くされたということで、  
質疑を終結いたします。

続きまして、議案第90号 米原市柏原宿歴史館条例の一部を改正する条例につ  
いてを議題といたします。

○歴史文化財保護課長（桂田峰男）

歴史文化財保護課の桂田です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第90号 米原市柏原宿歴史館条例の一部を改正する条例につきまして、説明をさせていただきます。

この条例につきましても、施設の使用料等を改定するために、この案を提出するものでございます。

新旧対照表をごらんください。

改正後の第5条、第8条で、見直しを行いました入館料と使用料を、別表により定めるものでございます。

改正後の第9条では、入館料等の減額または免除をすることができる場合を定めております。

改正後の第10条では、納付されました入館料等は還付しないことを、また、改正後の第19条では、指定管理者に管理を行わせる場合の利用料金に関することについて定めております。

その他、文言修正、あるいは条ずれによる修正を行うものでございます。

別表におきましては、入館料等の額を定めております。備考におきまして、市外に住所を有する者が使用する場合は2倍の額を徴収することを定めています。

附則においてですけれども、第1項では、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

また、第2項では、平成29年3月31日までの間の経過措置について定めております。

以上、米原市柏原宿歴史館条例の一部を改正する条例につきましての説明とさせていただきます。

○委員長（滝本善之）

議案第90号の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○副委員長（松崎淳）

使用料のところ、撮影とか原版使用とあるんですけど、これは一体どういうものなんでしょうか。

○歴史文化財保護課長（桂田峰男）

館蔵資料につきまして、出版物に館蔵品の写真を載せたいというような御依頼があった場合に、その撮影を相手さんが撮影する場合について、1回幾らです、あるいは、館のほうに持っておりますネガ等のものにつきまして使用する場合は、この料金ですということでございます。

○委員長（滝本善之）

そのほか、ございませんか。

ないようですので、議案第90号につきましては、質疑を終結いたします。

続きまして、議案第91号 米原市伊吹山文化資料館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○歴史文化財保護課長（桂田峰男）

議案第91号 米原市伊吹山文化資料館条例の一部を改正する条例につきまして、説明させていただきます。

この条例につきましても、施設の使用料等を改定するため、この案を提出するものでございます。

新旧対照表のほうをごらんください。

改正後の第5条、第8条では、見直しを行いました入館料と使用料を、別表により定めるものでございます。

改正後の第9条では、入館料等の減額または免除をすることができる場合を定めております。

改正後の第10条では、納付されました入館料等は還付しないことを、また、第19条では、指定管理者に管理を行わせる場合の利用料金に関することについて定めております。

その他、文言修正、条ずれによる修正を行うものでございます。

別表におきましては、部屋の1時間当たりの使用料の額を定めております。備考におきまして、市外に住所を有する者が使用する場合は2倍の額を徴収することを定めています。

附則におきましては、第1項で、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

また、第2項及び第3項では、準備行為といたしまして指定管理者がこの条例の施行前に、市長の承認を得て利用料金を設定することができることを定めております。

第4項におきましては、条例の施行の日から平成29年3月31日までの間の経過措置について定めております。

以上、米原市伊吹山文化資料館条例の一部を改正する条例につきましての説明とさせていただきます。

○委員長（滝本善之）

議案第91号の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はございませんか。ないですか。

質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

それでは、続きまして、議案第92号 米原市醒井宿資料館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

○歴史文化財保護課長（桂田峰男）

議案第92号 米原市醒井宿資料館条例の一部を改正する条例につきまして説明いたします。

この条例につきましても、施設の使用料等を改定するために、この案を提出するものでございます。

新旧対照表をごらんください。

改正後の第5条では、見直しを行いました入館料について、別表により定めるものでございます。

改正後の第6条では、入館料等の減額または免除をすることができる場合を定めております。

また、第7条では、納付された入館料等は還付しないことを定めておりまして、改正後の第12条では、指定管理者に管理を行わせる場合の利用料金に関することについて定めております。

その他、文言修正や条ずれによる修正を行うものです。

附則におきまして、第1項では、平成27年4月1日から施行するというもので、第2項及び第3項については、準備行為として指定管理者がこの条例の施行前に、市長の承認を得て利用料金を設定することができることを定めています。

また、第4項では、条例の施行の日から平成29年3月31日までの間の経過措置について定めています。

以上、米原市醒井宿資料館条例の一部を改正する条例につきましての説明とさせていただきます。

○委員長（滝本善之）

議案第92号の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員（的場收治）

さっきもそうやったんですけども、入館料の料金が変わったんですけども、入館料に関するこの金額の設定の根拠というのはどこですか。

○歴史文化財保護課長（桂田峰男）

今回の改正につきまして、各資料館におきまして、個人と団体の割合と申しますか、15歳以上と15歳未満の割合というのが各館ばらばらという形になっておりましたので、そこを統一するという整理を行っております。

醒井宿資料館の場合ですと、15歳以上の個人の200円を基準にいたしまして、

15歳未満の者は半額で、団体料金につきましては、個人の8割という考え方で、各資料館とも統一をし、整理をさせていただいたところでございます。

○委員（的場收治）

団体の基準が個人の80%ということで、ここは統一されたということなんですけれども、入館料に差があるのは、さっきのところへ戻って申しわけないんですが、柏原宿は、15歳未満の者だけ上げられて、今回は醒井のほうは上げておられないという、どのようにこの金額を出されたのか。

○歴史文化財保護課長（桂田峰男）

少し戻りますけれども、柏原宿歴史館の入館料でございますが、個人の15歳未満の個人の者につきましては、300円の半額ということで150円に改正をさせていただいておりますが、醒井宿資料館につきましては、もともと15歳以上の200円、個人の200円ですね、の半額の100円というふうに料金が設定されておりましたので、そこは修正を行っておりません。

以上です。

○委員（的場收治）

根拠としては、それほど根拠になるのかなというようなことなんですけれども、15歳以上と未満で半額ということをお大前提にされたということですね。醒井と柏原で15歳以上の者で、100円差があるということについては、中の資料等の充実ぶりとか、そういうようなことであってというようなことですか。

○歴史文化財保護課長（桂田峰男）

委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（滝本善之）

ほかにございませんか。

○委員（前川明）

問屋場のほうが自由に入れるようなことを聞いたのですが、入館料は郵便局舎のほうで徴収して、問屋場についての入場については、どのようになっておりますか。

○歴史文化財保護課長（桂田峰男）

問屋場のほうにつきましては、人的な配置がなかなか難しいということもあるんですけれども、建物の前に料金箱を設けながら、そこから入館される方はそこへ投函していただくという形で設置がされております。

以上です。

○委員（前川明）

今、あそこは観光客が本当に来られて、すごい人なんですけど、その目の前にあるんで、自由に入られておるのをよく見かけるんで、本当に一般開放されているぐらい入られて、もうちょっと管理上、片方だけとって、ここはもう自由に入れるよ

うな状況じゃなくて、もう少し、指定管理されてるなら、その時期的なものもあろうかと思えますけれども、やはりもう少し、しっかりとした管理が要るんじゃないかと思えますけれども、どうですか。

○歴史文化財保護課長（桂田峰男）

議員おっしゃるとおりの部分は、かなり大きいかと思えますけれども、指定管理者の方とも協議をしつつ、その境界を図っていきたいと思っております。

○委員長（滝本善之）

ほかにございませんか。

ないようですので、議案第92号は質疑を終結いたします。

それでは、議案第93号 米原市近江はにわ館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

○歴史文化財保護課長（桂田峰男）

それでは、議案第93号 米原市近江はにわ館条例の一部を改正する条例につきまして、説明いたします。

近江はにわ館につきましては、近江図書館と同じ建物というふうになっております。この条例につきましても、施設の使用料等を改定するため、この案を提出するものでございます。

新旧対照表のほうをごらんください。

改正後の第8条におきまして、使用料を別表により定めるものでございます。

改正後の第9条では、使用料等の減額または免除をすることができる場合を定めております。

また、第10条では、納付された使用料等は還付しないことを定めておりまして、第16条では、指定管理者に管理を行わせる場合の利用料金に関することについて定めております。

その他、文言修正、条ずれによる修正を行うものでございます。

また、別表におきましては、部屋の1時間当たりの使用料を定めております。

備考におきまして、市外に住所を有する者が使用する場合は2倍の額を徴収することを定めています。

附則におきましては、第1項では、平成27年4月1日からこの条例については施行するものとし、第2項におきましては、平成29年3月31日までの間の経過措置について定めております。

以上、米原市近江はにわ館条例の一部を改正する条例につきましての説明とさせていただきます。

○委員長（滝本善之）

説明が終わりました。



質疑に入ります。

質疑はございませんか。

一つだけ聞きたいんですけど、たしか、はにわ館かな。この前、滋賀夕刊か何かに載った、子供がよく遊ぶところ、ミュージアムやったと思う。あれは、もう機械が古いから使わないか、もうつくらないとか。子供には人気があったらしいけど、あれについて、なぜやめたんですか。

○歴史文化財保護課長（桂田峰男）

バーチャルミュージアムという、ソフトを使った、はにわを勉強するゲームなんですけれども、機器、それからソフト自体が開館以来、更新が行われておりませんでしたという部分がございます、またそれを新たにするにしても莫大な経費がかかるという部分もありますので、その部分については、一応使えるところまでという考え方で、機器が使えるまでという考え方でございます。

○委員長（滝本善之）

使えるまでと、今までほったらかしていたというだけや。莫大な費用って、一体何ぼかかるのか。基本、ソフトを更新していかなあかん。基本的にされなかった。それは、誰がどういう理由で判断されたんか。結構、子供さんには人気があってね、遊ぶ場所としては、あったらしいんですけど、莫大な費用って何が莫大な費用で、なぜ更新せんかったんか。そこにはやっぱり、近江なんかは新興住宅がいっぱいあってね、結構、遊ぶ子やとか、みんな来られると思うんよね。それが、急遽もう金があればやから、やめましたでええのかな、という気がするんですけど、その辺どうですか。

○歴史文化財保護課長（桂田峰男）

機器につきましては、年に1回点検という形はさしていただいていたんですけども、その中のソフト自体を、新たにつくり込むという形になりますと、正確な見積もりをとってないので、具体的な金額というのは、ちょっと御提示はできませんけれども、つくり込んだソフトを、さらにバージョンアップして新しい機器に対応さすという金額が、かなり大きくなるだろうという判断のもとで現状に至っているというところですよ。

○委員長（滝本善之）

だから、大きくなるだろうってね、何を根拠に大きくなるん。ソフトが高いのはわかるよ。いろんなん、つくらんなんから。わかるけど、何もしないで、金がかかるからやめたと。子供たちは、夢とかね、遊びにも夢持って来ていたと思うわ。そういうのをパッとやめてしまって、何や米原市、ほんま、せっかく楽しみにしていたのにと、何人かおったと思うわ。幾らかかるぐらい見積もりとるのは、ただや。高かったらやめたらええけど、高いも安いも判断する基準がないでしょ、今、課長

おっしゃったのでは。本当にほれでいいのかなと。

やっぱり大人の目線で子供を見たらそうなるし、いつも市長言われる、子育ての中で一つのね、やっぱり目線を低くしてね。これも一つの、若年者福祉の一つかもわからんでしょ。それが悪いほうにつながるのであれば、僕は市としてはやめてもええと思うけど、その辺でないのであれば、僕はあってもいい、一つくらいに市内に、そういうのがあってもいいん違うかなと思うんですけど、その辺やっぱり課長に言うても、今はもうなくなってもたんかな、あれ。完全にやめてしまったのか。

○近江図書館長（宮崎幹也）

現在、近江図書館のほうで管理をちょっとお手伝いさせていただいてる関係で、少し報告をさせていただきます。

御指摘のものは、バーチャルミュージアムと呼ばれるもので、まずハードの機器は15年が経過したということで、かなり劣化をしているということです。中のソフトのほうですが、前年度の3月のある日に、もう限定して作動しなくなったという状態であります。なので、とめたわけではなく、自然にXPがとまるように、ウィンドウズ95媒体で動いていて、サーバーがウィンドウズ2000対応で動いているものなので、その保証期間とか、さまざまな理由で、一定期間のところで停止になったと。それが、おおむね15年であったということでございます。

○委員長（滝本善之）

だから、それを何で、更新する手続とったら何ぼかかってね、どうなるのかというのは、あなた方の仕事違うの。それで、これはウィンドウズ7にするのか8にするのか、2010年対応にするために、どうしたらええんかとかね、そういうことは考えんかったのか。

○歴史文化財保護課長（桂田峰男）

具体的な金額っていうものは、すいません、とれてない部分はあるんですけども、数年前の米原事業仕分けというものがございまして、そのときに、近江はにわ館につきましては、方針としては、一応廃止ということで、更新をしないという一定の方向性もありましたので、機器は点検をしていたわけですが、先ほど図書館長が言われたように、15年という中で寿命が来たという現状でございます。

○委員長（滝本善之）

はにわ館は更新しないと、はにわ館は更新してやってるやん、今。何やらミュージアムは、あれ全体を言っていたでしょ、あのときは。事業仕分けで、はにわ館はもう必要ないということは。はにわ館自体に対して、事業仕分けで、市役所の職員さんやらいっぱい来てね。わけのわかったような、わからんような、おっさんが言うてはったけどやな。ほんなら、はにわ館、現在継続しているやん。そのミュージアムだけをやめてん。もうお金がかかるから。はにわ館、今まだあるでしょ。はに

わ館条例を出しているのやから、継続しているやん。

ただ、はにわ館を継続しているということは、当然その中のやつも、やっぱりきちっとやるべきことはやっていくべきやと思うし、やらのやったらやらんで、その時点で、これはやめますと。あれは、もう5年ほど前か、5、6年前や。前の平尾市長が、こういう事業仕分けをすべきやと言いながら、今度は新しい市長さんになられて、その1回目のとき、覚えています、それは。その辺はね、事業仕分けは、仕分けでいいんですよ。はにわ館もなくしたほうがいいという、必要ないという判断であったと思うから、そやけど今やってるやん。その辺は中途半端ですよと、僕は言うてるねん。やるんやったら、きちっとやる。やめるんやったら、やめたらええし、その辺がどうもな、自分とこの都合だけが前に出てるん違うかなという気がしたんで、質問させてもろたんですけどね。これ議論したところでね、今もうつぶれてもてできない。もうしませんねんね。はいて言われた。子供には夢も希望もなくなったということだけやけど、その辺の一つの流れとか、歴史とか、見てね、責任持ってね、今の課長はそのときは関係なかったからね、あのときは館長さん、図書館長がいてたのかな、あのときは。前の。だから、それは責任ないかもわからんけど、実際はやっぱり、行政は継続しているんですし、行政サービスの一環でもあったし、住民サービスの一環でもあったと思うから、その辺ははっきり答弁できるようにしててください。きょう、それ以上言うたって、直らへんのやから、できひんのやから。

そういうことで、ひとつこれからも頑張ってるね、いろんな形を、言うたこと、やったこと、それで、したことに対して責任持ってほしい、それだけを申し上げておきます。

これで、一応この議案第93号の質疑を終結いたします。

これで、きょうの出た議案は全て終了でございます。

それでは、執行部の皆さん、本当に長い間、御苦勞さんでございました。お疲れさんでした。

15分まで休憩します。

午後 4時04分 休憩

---

午後 4時16分 再開

○委員長（滝本善之）

それでは、おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、順次討論、採決を行います。

議案第51号 平成26年度米原市一般会計補正予算（第1号）について、討論

を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」)

○委員長(滝本善之)

討論なしと認めます。

それでは、これより議案第51号 平成26年度米原市一般会計補正予算(第1号)中、総務教育常任委員会の所管に属する事項について、これを原案どおり可決すべきものと決したいと思いますが、賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○委員長(滝本善之)

挙手全員です。

よって、議案第51号は、可決すべきものと決しました。

それでは、続きまして、議案第57号 米原市使用料条例の廃止についてを議題といたします。これにつきまして、討論はございませんか。

(「討論なし」)

○委員長(滝本善之)

討論なしと認めます。

討論がございませんので、採決をいたします。

当委員会は、本案を原案のとおり可決すべきものと決したいと思いますが、賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○委員長(滝本善之)

挙手全員でございます。

よって、原案どおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第59号 水源の里まいばら元気みらい条例の一部を改正する条例について、討論はございませんか。

(「討論なし」)

○委員長(滝本善之)

討論なしと認めます。

これより、議案第59号 水源の里まいばら元気みらい条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

当委員会は、本案を原案のとおり可決すべきものと決したいと思いますが、これに賛成の諸君の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(滝本善之)

挙手全員です。

よって、議案第59号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第61号 米原市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、討論はございませんか。

(「討論なし」)

○委員長(滝本善之)

討論なしと認めます。

これより、議案第61号 米原市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

当委員会は、本案を原案のとおり可決すべきものと決したいと思いますが、賛成の諸君の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(滝本善之)

全員賛成でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第62号 米原市立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

討論はございませんか。

(「討論なし」)

○委員長(滝本善之)

討論なしと認めます。

これより、議案第62号 米原市立学校設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

当委員会は、本案を原案のとおり可決すべきものと決したいと思いますが、これに賛成の諸君の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(滝本善之)

挙手全員です。

よって、議案第62号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第63号 米原市立隣保館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

討論はございませんか。

(「討論なし」)

○委員長(滝本善之)

討論なしと認めます。

これより、議案第63号 米原市立隣保館条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

当委員会は、本案を原案のとおり可決すべきものと決したいと思いますが、これに賛成の委員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(滝本善之)

全員賛成でございます。

よって、議案第63号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第64号 米原市人権総合センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

討論はございませんか。

(「討論なし」)

○委員長(滝本善之)

討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。

議案第64号 米原市人権総合センター条例の一部を改正する条例についてにつきまして、当委員会は、本案を原案のとおり可決すべきものと決したいと思いますが、これに賛成の委員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(滝本善之)

挙手全員です。

よって、議案第64号は、可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第71号 米原市天狗の丘条例の一部を改正する条例について、討論はございませんか。

(「討論なし」)

○委員長(滝本善之)

討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。

議案第71号 米原市天狗の丘条例の一部を改正する条例について、当委員会は本案を原案のとおり可決すべきものと決したいと思いますが、これに賛成の委員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(滝本善之)

挙手全員です。

よって、議案第71号は、可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第80号 米原市教育のもり条例の一部を改正する条例について、討論はございませんか。

(「討論なし」)

○委員長(滝本善之)

討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。

議案第80号 米原市教育のもり条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり可決すべきものと決したいと思いますが、賛成の委員の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(滝本善之)

挙手全員です。

よって、議案第80号は、可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第81号 米原市立学校給食施設条例の一部を改正する条例について、討論はございませんか。

(「討論なし」)

○委員長(滝本善之)

討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。

議案第81号 米原市立学校給食施設条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり可決すべきものと決したいと思いますが、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(滝本善之)

挙手全員です。

よって、議案第81号は、可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第82号 米原市公民館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

討論はございませんか。

(「討論なし」)

○委員長(滝本善之)

討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。

議案第82号 米原市公民館条例の一部を改正する条例について、当委員会は、本案を原案のとおり可決すべきものと決したいと思いますが、賛成の委員の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長（滝本善之）

挙手全員です。

よって、議案第82号は、可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第83号 米原市民交流プラザ条例の一部を改正する条例について、討論はございませんか。

(「討論なし」)

○委員長（滝本善之）

討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。

議案第83号 米原市民交流プラザ条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決すべきものと決したいと思いますが、賛成の諸君の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長（滝本善之）

挙手全員です。

よって、議案第83号は、可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第84号 米原市伊吹薬草の里文化センター条例の一部を改正する条例について、討論はございませんか。

(「討論なし」)

○委員長（滝本善之）

討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。

議案第84号 米原市伊吹薬草の里文化センター条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり可決すべきものと決したいと思いますが、賛成の委員の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長（滝本善之）

挙手全員です。

よって、議案第84号は、可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第85号 米原市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について、討論はございませんか。

(「討論なし」)

○委員長（滝本善之）

討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。



議案第 85 号 米原市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決すべきものと決したいと思いますが、賛成の委員の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長 (滝本善之)

挙手全員です。

よって、議案第 85 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第 86 号 米原市学習交流施設条例の一部を改正する条例について、討論はございませんか。

(「討論なし」)

○委員長 (滝本善之)

討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 86 号 米原市学習交流施設条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決すべきものと決したいと思いますが、賛成の委員の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長 (滝本善之)

挙手全員です。

よって、議案第 86 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第 87 号 米原市体育施設条例の一部を改正する条例について、討論はございませんか。

(「討論なし」)

○委員長 (滝本善之)

討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。

議案第 87 号 米原市体育施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決すべきものと決したいと思いますが、賛成の委員の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長 (滝本善之)

挙手全員でございます。

よって、議案第 87 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第 88 号 米原市立学校体育施設等利用条例の一部を改正する条例について、討論はございませんか。

(「討論なし」)

○委員長 (滝本善之)

討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。

議案第88号 米原市立学校体育施設等利用条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決すべきものと決したいと思いますが、賛成の委員の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(滝本善之)

挙手全員です。

よって、議案第88号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第89号 米原市B&G海洋センター条例の一部を改正する条例について、討論はございませんか。

(「討論なし」)

○委員長(滝本善之)

討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。

議案第89号 米原市B&G海洋センター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決すべきものと決したいと思いますが、賛成の委員の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(滝本善之)

挙手全員でございます。

よって、議案第89号は、可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第90号 米原市柏原宿歴史館条例の一部を改正する条例について、討論はございませんか。

(「討論なし」)

○委員長(滝本善之)

討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。

議案第90号 米原市柏原宿歴史館条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決すべきものと決したいと思いますが、賛成の委員の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(滝本善之)

挙手全員です。

よって、議案第90号は、可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第91号 米原市伊吹山文化資料館条例の一部を改正する条例について、討論はございませんか。

(「討論なし」)

○委員長(滝本善之)

討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第91号 米原市伊吹山文化資料館条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決すべきものと決したいと思いますが、賛成の委員の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(滝本善之)

挙手全員です。

よって、議案第91号は、可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第92号 米原市醒井宿資料館条例の一部を改正する条例について、討論はございませんか。

(「討論なし」)

○委員長(滝本善之)

討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第92号 米原市醒井宿資料館条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決すべきものと決したいと思いますが、賛成の委員の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(滝本善之)

挙手全員でございます。

よって、議案第92号は、可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第93号 米原市近江はにわ館条例の一部を改正する条例について、討論はございませんか。

(「討論なし」)

○委員長(滝本善之)

討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。

議案第93号 米原市近江はにわ館条例の一部を改正する条例については、可決すべきものと決したいと思いますが、賛成の委員の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(滝本善之)

挙手全員です。

よって、議案第93号は、可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第95号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、討論はございませんか。

(「討論なし」)

○委員長(滝本善之)

討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。

議案第95号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、原案のとおり可決すべきものと決したいと思いますが、これに賛成の委員の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(滝本善之)

挙手全員です。

よって、議案第95号は、可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第97号 平成26年度米原市一般会計補正予算(第2号)について、討論はございませんか。

(「討論なし」)

○委員長(滝本善之)

討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。

議案第97号 平成26年度米原市一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決すべきものと決したいと思いますが、賛成の委員の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(滝本善之)

挙手全員です。

よって、議案第97号は、可決すべきものと決しました。

以上、本日の議案、全てが可決すべきものと決しました。報告いたします。

それでは、続きまして、意見書が提出されております。

意見書第4号が提出されまして、提出者が太田幸代議員でございます。ここにおられますけれども、本会議の中で趣旨説明はございました。

そういう中で、この意見書につきまして、ここに提案理由の説明を・・・。

この意見書案につきまして、意見がございましたら、発言を求めます。

意見書に対して、何か。発言してもらわんと何も前へ進みませんので、何とかお願いしたいんですけど。

提案者はこの前発言されましたんで、おられますけど今回は。もう何回も同じこと言うても一緒でしょ。いいですか。

何か意見を述べていただきたいと思います。この意見書に対して、どのような皆さんがお考えを持っておられるか。

○委員（前川明）

教育委員会制度の中で、提出の説明の中で、教育委員会の改革によって、国の軍国主義の教育に戻るようなことをおっしゃられておりますけれども、本当に私はそうは思っていないので、今の教育制度改革については、やはり今の時代に合ったように改革をしていくべきだという立場を持っておりまして、それが即、軍国主義になるような、戻るようなことに私はならないと思っていますので、一応その点だけは強く言っておきたいんです。

今回で出せるのは、特に軍国主義教育になるような意見書になっておりますので、その点について私は、これについてはちょっと反対をさせていただきたいと思えます。この意見書の文言に対して、ちょっと一部賛成できないものがありますので。

○委員長（滝本善之）

そのほかの方々。

○委員（山本克巳）

その表現の仕方が、ちょっときついような感じを受けましたんですけども、ほんで、これは大津市内のいじめの事件とかから、こういうふうな動きになってきたと思うんですけども、うちの教育長も、一部形骸化してるということは感想で言っておられましたけども、やっぱりそこは、そのあたりをテコ入れしていくという形で、これにつきましてはバツというか、反対ということ。

○委員（澤井明美）

教育長と教育委員会が一元化ということですけど、一般の者にも教育委員という人がおられることも、わからないと思うんです。そのわからないところで、教育委員長は非常勤ですね、教育長はいつも常勤です。やっぱり今言われたように、大津のいじめ事件を通して、責任の所在が不明瞭、なすりつけ合いというんか、そういうこともあったので、やっぱり私は、ここに書いてある教育長を新しい、それを、それはいいと思います。教育委員長がこう言われる、教育長が言われるじゃなくて、やっぱりそれは一本にして判断を下す。いじめは、そういうようなことも、なすり合いもなく、市長と一緒に考えられる。また、責任の所在を明確にして、速やかに解決ができることを考えると、やっぱり政治的中立性を問題視したこの意見書には、賛同はできません。

○委員長（滝本善之）

的場委員。残っていますんで、聞きます。

○委員（的場收治）

教育の独立性の問題については、考えるところも少しはありますけれども、戦後、

これ1948年に教育委員会制度が改革されて、それからもう60年以上、このような形で教育委員会が制度運用が行われていまして、今ほど澤井委員からも言われましたように、本来は、教育委員会の長である教育委員長が、その最高責任者というんですか、そういう形でスタートしたものが、現在は教育委員会の事務を携わる事務局のトップである教育長が実権を握ってやっておられるということ自体が、今の制度に即していない現状があるという中で、やはりもうこれだけ長い間、この制度でやってきて、しかも大津で発生したいろんな事案に即対応できないような教育委員会というのは、やっぱりしっかりと改正していく必要があるであろうというふうに思っています。

中には、少し心配になるような点もありますけれども、そこはそこでしっかりと見守っていきながら、やはりこれから一歩進むためには、制度改革が必要なんではないかなというふうに思っています。

○委員長（滝本善之）

副委員長、ございますか。

○副委員長（松崎淳）

今問題となっているのは、教育の中立性というのは、もちろんそれを保っていくということは皆さんおっしゃっていますし、それ以上に、責任の所在が不明であることによる弊害が大きいということで、それを選挙で選ばれた首長に、その一端を担わせるということが今回の役割だと思っていますので、望ましい方向に進んでいると判断しますので、これに対しては反対をしたいと思います。

○委員長（滝本善之）

もう太田委員はこの前紹介してくれはったから、大体わかります。

この教育委員会制度を守り発展させていくという、今度の改革につきまして、きょう、参議院は通過しましたんで、改正でね。そういう状況も含めて、ほかの委員さんおっしゃったように、ある程度やっぱり教育委員会の独立性を認めながら、やはり金を出しているのは首長ですから、今でも関与は当然少しはしていると思います。今、話し合いをされているということですし、当然やっぱり首長としたら、教育が少しでもよくなるために、教育委員会だけじゃなしに、市としても伸びてほしいという気持ちもあろうと思います。だから、それがここに書いてる軍国主義とか、どうのこうのじゃなしに、やっぱり教育はもっともっと伸びないかんし、先生の主体性も大事ですけども、やはりもっともっとね、みんなで教育委員会、また先生も一緒になって頑張ってもらうシステムをね、きちっと今、構築しようとしているんで、僕はこれで、とりあえず構築されていく方向はいいんじゃないかなとは思っています。

そういうことで、この意見書につきまして、もし討論があれば、討論をお受けし

ます。どうですか。討論ありますか。これに対して、皆さん、これに対して反対と言うてはるけど、太田さんとして、もしも討論があるのであればお受けさせていただきます。

だから、これを賛成してくださいということが太田委員の考え方ですけど、ほかの人は皆、反対やおっしゃっている。いや、そんなことない、私はこういう理由で、きちっとしてほしいんやという討論を、皆さんに訴えるあれをしていただいても結構ですよと言うてるわけ。どうされますか。されますか。いいですか。僕から言う必要ないんやけどな。

だから、討論をするということは、やっぱりな太田さん、結構、勉強してきてもらわんと、このことに対して、この委員に負けてたまるかというぐらいの腹を持って討論せんと、なかなか難しいというのは事実です。だから、趣旨はよくわかりましたよ。太田さんの、この前、本会議でやれたから。きょうの各委員の意見については、一応はわかったけども、私は反対だという意思表示だけでよろしいですか。討論されますか。ほんなら押して。

○委員（太田幸代）

私は、やはり政治が教育へ果たすべき責任というのは、条件整備などで教育を支えるということであると思いますので、この教育委員長と教育長を一緒にしてしまったり、自治体の教育施策の大もととなります大綱を決定する権限を首長に与えてしまうと、やっぱり中立性というのはなくなってしまうのと同じことになると思いますので、私はやはり改革、形骸化を是正することは必要だと思いますが、改革というものは必要ないと考えます。

○委員長（滝本善之）

はい、わかりました。

ほかの方、今、意見言われたからよろしいですか。

それでは、討論を終結させていただきます。

それでは、教育委員会制度を守り発展させていくことを求める意見書案につきましては、原案について賛成の方、意見書案の原案について賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（滝本善之）

挙手少数です。

よって、意見書第4号 教育委員会制度を守り発展させていくことを求める意見書につきましては、これにつきましては一応、挙手少数で否決されましたということをお願いします。否決すべきものと決しました。

それでは、続きまして、意見書第5号 福井県若狭湾周辺にある、全ての原発の

再稼働を止め廃炉を求める意見書ということで、提案をされております。

これにつきまして、意見書案について発言がございましたら発言を求めます。

先ほど、委員、しゃべりかけたやつ、お願いします。

○委員（前川明）

大飯原発3・4号機の稼働差しとめの画期的な裁判というようなことを言われておりますけれども、今の現状からすると、今後これをどうしていこうかという議論の途中だと私は思っていますので、今回、米原市にとっては、万が一、事故があった場合の影響については、いろいろ言われておりますので、その辺は心配しますけれども、今の電源問題については今いろいろと議論されている中で、やはりここへきて廃炉までということをやられておりますけれども、私はまだ議論の途中だということで、個人的にはまだ判断つきませんので、私は今回は、これはちょっと判断つかないということで、できたら継続にしてほしいという意見でございます。

○委員長（滝本善之）

そのほかの方ございますか。

いいですよ。言うてください。

○委員（太田幸代）

私は、今回のこの大飯原発3・4号機の再稼働の差しとめを求めた訴訟の、この189人の中には、滋賀県民の方が2人含まれていると聞いています。この若狭湾周辺にあるこの原発で大事故が起きてしまえば、今生活している滋賀県や琵琶湖が汚染されるだけでなく、やっぱり故郷が失われるということにもなってしまいますし、この意見書の中に、「この10年足らずの間に原発が想定を超える地震動に襲われる事例が5回もあり」とありますように、日本は地震大国でありますから、こういった危険な原発は必要ないと考えますので、この意見書には賛同したいと思っております。

○委員長（滝本善之）

そのほかの方。

○委員（澤井明美）

平成26年5月21日の福井地裁による大飯原発の3・4号機の差しとめについて述べられていますが、平成25年4月の大阪地裁及び平成26年5月9日の大阪高裁での大飯原発差しとめ仮処分申請は却下されており、司法で原発稼働禁止の判断がされているということを理由に上げるのは無理があると思うんです。

また、高レベルの放射性廃棄物をガラス固体化にして、約30年間の冷却処理を行った後、無害化するまでに10万年かかると言われておりまして、廃炉にした場合、使用済み核燃料のほかにも、放射性廃棄物が発生することなどを考えると、これらの保管方法などの問題が解決されていない状態での廃炉は危険です。



また、使用済みの燃料の核燃料の一時的な保管方法、これは50年から100年程度として、空冷式金属容器に利用する方法であります。これは持ち運びが容易であり、テロ等に使われる危険性に対する解決策は、まだありません。技術的に不足しているために事故が起こり、危険視されていますが、高速増殖炉ですね、プルサーマル、加速器駆動未臨界炉は、高レベル放射性廃棄物を無害化するまでの期間を短縮する技術でもあり、100年から500年程度で無害化なり、原発と同列に考えることはできません。

以上のことから、安易に廃炉を訴える意見書には賛同できません。

以上です。

○委員長（滝本善之）

ほんなら、山本委員どうですか。

○委員（山本克巳）

ちょっと澤井さんみたいに難しいことはなかなか言えませんが、要するに廃炉にするのに、すごくコストと危険性も、やっぱりそれは必ずあるんです。もちろん、それにかわる代替エネルギーというのも、今、新潟のほうで火力発電で、何か岐阜の奥のほうまでは、それで賄えるような形になってきたということは聞いていますけれども、本当にこの京阪神のほうで代替のエネルギーというのが定まらない中で、片や、きょう、あすにも廃炉をせえということでしょう。これ、非常にやっぱり難しいと思うんです。

だから、今の時点でやっぱり、前川委員も言われましたけども、なかなか難しい問題なんですけども、たちまち廃炉というのは、とてつもなく、したらしで残りの廃棄物というのが、保管も出てきますし、どっちにしろ危険なことは間違いないんですが、一時停止という形ならあれですけども、今の時点では廃炉ということについては賛同しかねます。

○委員長（滝本善之）

はい、的場委員。

○委員（的場收治）

原発に関しましては、やっぱり国のエネルギーをどこに求めるかという、根幹にかかわるような大きな問題でありまして、私どもがその原発に対する知識をすごく豊富に持っているかと言ったら、それは疑問であるんですけども、そういった中で、原発の危険性というのは、やはり東日本大震災で日本国民が知ったところであるという大前提がある中で、じゃあ、どのように考えるんかということなんですけれども、その中でも今、各委員から言われていますように、じゃあ、それが全て廃炉にすぐつながるのかと言ったら、それはそれで疑問な点がすごくあります。

やはり原発の安全性をさらに高めながら、じゃあ、原発をどのように再稼働する

のかというような議論もしっかり行われながら、そういった国の推移をしっかりと見守っていくということが肝要ではないかなというふうに思いますので、すぐ廃炉にいくという意見書には、少し賛同はしかねるところです。

○委員長（滝本善之）

副委員長。

○副委員長（松崎淳）

私は、昨今の反原発への動きが、逆に危険であるというふうにみなしております。というのも、いたずらに人心をあおるような内容で、特に直近ですと、「おいらんぼ」の漫画の問題もありましたけれども、福島の人たちのプライドを損なったりですとか、非常に危い動きがされていると思います。科学的な技術をなしに、それは陰謀であるとか、そういった発言があることは、えせ科学ではないかというふうなみなし方までしております。

よって、こういった動きに対しては、断固反対をしたいと思い、今回は賛成しかねます。

○委員長（滝本善之）

皆さん、いろいろと御意見をいただきました。

それでは、意見も大体出尽くしたんで、討論を行います。

討論はございませんか。

太田委員も今、発言をされましたんで、よろしいですね。

それでは、討論もないということで、福井県若狭湾周辺にある、全ての原発の再稼働を止め廃炉を求める意見書につきまして、採決をいたしたいと思います。

この意見書について、原案のとおり決定するに賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（滝本善之）

挙手少数でございます。

よって、福井県若狭湾周辺にある、全ての原発の再稼働を止め廃炉を求める意見書につきましては、否決すべきものと決しました。

それでは、一応もう5時10分前ですけども、5時を回る可能性もございますので、5時を回ったときの時間延長を、今から宣言をしておきます。

それでは、意見書第6号 憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書を議題といたします。

意見がある方は発言をお願いしたいと思います。

どなたか。はい、前川委員。

○委員（前川明）

今国会でかなりこれを、解釈によって決めていこうというような流れの中で、い

ろいろ議論されておりますけれども、ちょっと私自身がよく理解できていないので、今自衛隊の問題をどういうふうになるのかがよくわからないので、専守防衛というのはよくわかるんですけども、やはり、そこに対して集団的自衛権をというようになると、今言われてるグレーゾーンをどうするんかですね、その辺の解釈も、今、自民党がおっしゃっている内容については、必要なかなというようなことも思いますし、人の命にかかわることですので、戦争に先頭に自衛隊が前線に出なあかんようなことにもなりかねないようにも思いますし、ちょっともう少し具体的な例があれば、これがあかんのやという、専守防衛と集団的自衛権の違いが、まず、今ちょっとよくわからないので。例えば、尖閣で、今中国が、例を出して悪いですけど、中国から尖閣を占領上陸されたときに、最初に対応するのは警察であったり海上保安庁なわけで、そこが中国軍が来た場合に、それをそこで対応できるんかどうかい、いわゆるグレーゾーンが、そこをどうするかいうのもちゃんと理解した上でないと議論できないと思いますので、ちょっと私は今回ですね、難しい。

(「結局、どっち」の声あり)

○委員（前川明）

今回、まだ勉強できていないので、ちょっと今のところは判断できない状況です。すいません。

○委員（山本克巳）

早い話、今の憲法9条というのは、世界的遺産と言われているぐらいのものなんですけども、それをもう汚してしまうような形で解釈改憲ということで、解釈の仕方、そういう手法で自衛権というのを容認に持っていこうとしているんですけども、やはり前提は、やっぱり憲法改正があつてからの対応を考えていけばいいんですけども、僕は、やり方がどうしても賛同できないので、やっぱり順序よく憲法をかえて、それからその後の対応というのを考えるべしであつて、やっぱり今の安倍政権の解釈の仕方と、また、リーダーがかわればまた考え方も変わって、その辺の今言われたみたいなグレーな部分というのが、かなりあるのではないかなと思いますので、現時点では、今、流動的ですけども、一旦これについては、ちょっと賛同し兼ねますということをやります。

○委員長（滝本善之）

そのほかの方、どうぞ。

○委員（的場收治）

今も言われたように、現時点では非常にこのことに関しては、国の方も流動的、どのようになっていくかわからない中で、22日に国会が閉会になって、それまでに何とかしたいという今の政権は、そのように言うているようなことが伝わってきています。

集团的自衛権とは何ぞやとか、そして個別的自衛権とは何ぞやとか、そういった中で、今、山本委員が言われたように、日本には憲法9条があるというようなところで、非常にその憲法9条とのかかわりの中で非常に難しい問題が実はある中で、じゃあ、そこに今、日本を取り巻く環境は、誰が見ても異常な状況にあるということは間違いない事実やと思うんです。そういうような事実からも、このような、何とかしなければならないという今の政権が、今の状況を含めて、このような形で取り組もうというような姿勢を示してきているものやというふうに判断をしています。

現実問題として、憲法改正が、じゃあ、速やかにできるかと言えば、これはなかなか難しい問題でありまして、ハードルが非常に高いので、これもなかなか難しい問題だと思う中で、そこに時間をすごく割いた中で、今の日本の現状が大丈夫なのかということ、非常に危ういものがあるように感じます。やはり日本の防衛の大前提は、日米のつながりの中で、戦後ずっとやってきた中で、日本人だけが、やはりその中で守られていることが、果たして今後、世界的に日本が大国となっている中で、そのようなことが認められるのかというようなこともありますし、いろんなことが考えられる中で、できたら、この問題は、もう少ししっかりと判断をさせていただかなければならない時期が来ると思いますので、少し継続審査としていただければというふうに思いますけど。

○委員（澤井明美）

私もいろいろ勉強してたんですけど、なかなか難しい問題で、やっぱりもっともっと国民の理解を得るために話し合いが必要だと思います。今、安倍さんは、何か急いで先々に進んで行かれる、それ自体も皆さん国民は不安だと思っています。

この集团的自衛権を行使することは、その範囲を超えるというんか、憲法上許されないものだと思いますし、本当にまだ進行形だと思いますので、この問題も、これからもっと議論していく必要があると思うんです。

以上です。

○委員（太田幸代）

安倍首相は、集团的自衛権に関して、限定的に行使をして海外で戦争を起こさないとおっしゃっていますけれども、本当に戦争をしないのであれば、国会で議員から追及されたときにも、武力行使はしない、戦闘地域へは行かないと自信を持って言えたと思うんですけども、そのことは最後まで答えられませんでした。

ということは、やっぱりそういうこともあり得るということですし、やっぱり他国の戦争のために日本の若者が殺したり、殺されたりというようなことは絶対にあってはならないことですし、こんな大事なことを憲法の解釈だけを変えて閣議決定する、で、決めてしまうということは、やっぱり許されてはいけないことだと思いますので、私はこの意見書に賛成したいと思います。

○副委員長（松崎淳）

冷戦終結から、もはや四半世紀もたとうとして、それ以前、アメリカが守ろうとしていたものから時代が大きく変わって、もうこれだけ時間もたっています。憲法9条があるから、日本は平和であったという解釈は私は納得してませんで、アメリカからの核の傘があったからこそその平和だったと思っています。

その中で、アメリカが日本の自立を求めているというのであれば、日本としても積極的に集団的自衛権というものは、行使していかなければならない。なおさら、今、尖閣の問題であったり、竹島の問題も実はそうなんですけども、日本の体制不備によって、日本国民が逆に安全が犯されている。戦争をすべきでないという反省は、もちろん第二次世界大戦のものがあったからゆえに日本人が招く共感してきたところですが、何もしないまま、このまま侵略されて日本人が殺されていくのを見過ごすわけにもいきませんので、この意見書に関して私は反対をしたいと思います。

○委員長（滝本善之）

いろいろな御意見が出ました。私は、基本的にね、憲法をかえてから、当然、集団的自衛権を行使するというのは筋だと思います。私もそれは思います。しかしながら、憲法をかえるためには、国会議員衆参両方3分の2以上の賛成がなければならぬし、そこから国民投票に入ると50%以上かな、物すごい時間と手間と、それはかかると。5年ぐらいのスパンの中でやっていかなければならない。

その中で、今、中国や韓国、特に中国ですけどね、南シナ海から日本の尖閣からね、どんどんどんどん来ている。この前、2日ほど前にも30メートルまで接近して、威嚇攻撃をしているとかね。そういう中で、今は安保の傘で守られています、日本は。しかし、安保は、あくまでもアメリカが強いときはよかったですけど、今アメリカは弱くなってきているんですよ。そうすると、自分で守っていかなければならない。自分で守ろうと思ったら、確かに集団でなしに個別でやれる判断はできるんですけど、やっぱりアメリカが弱くなったら、アメリカがそれだけどんどんどんどん出ていけない。そしたら、日本もその中に加わざるを得ない。そのためには、どうしても集団的自衛権をとらなければ、最低限は必要なんじゃないかなというのが、私はそう思っています。

しかし、まだまだ我々も勉強がまだもうちょっと足りんと思うし、安倍首相の話だけを聞いていたんでは、皆さんも誤解を招くし、閣議決定されようが何しようがね、まだこの議決されるわけじゃないんで、もう少し時間を置いて、みんなで研究してね、これは、もしも継続という扱いにしたら、議長に私は申請を出さなければなりません。議長は、それを報告されて、本議会で継続に対して賛成か反対はとられます。それで、賛成が多かったら、基本的にはそれで継続になって、次の議会ま

で伸びますけど、反対が多いと、それに対して、もう一遍差し戻しが来ます、この委員会に。そこでまた議論をしなければならないし、議論して、まだ継続になったときには、期限を切られます。9月議会までとかね。いろんな条件はありますけれども、やはり我々ももっと、もう少しね、ほんまに集団的自衛権、個別的自衛権等々について勉強しながらね、それで、できたら9月議会ぐらいには、流れもわかるんで、きちっとした採決を出していきたい。そう思うんですけども、その辺委員の皆さんどうでっしゃろ。今回については、せっかく出していただいた意味はわからんことないんやけど、時期的にもう少し我々委員会としては勉強する必要があるん違うかなという僕の考え方ですけど、いかがですか。

これは委員長の意見ですから、あくまでも滝本善之委員としての意見ですけど、皆さん意見聞いたんやから、その辺についていかがなものかなと思っています。どうでっしゃろ。それでも採決せえとおっしゃるんやったら採決しますけど。

○委員（前川明）

委員長に賛同いたします。継続でお願いします。

○委員長（滝本善之）

的場委員はどうですか、継続でよろしいんですか。

山本委員は。反対ということは継続でよろしいか。

○委員（山本克巳）

はい。

○委員長（滝本善之）

太田委員は反対ということですね。

○副委員長（松崎淳）

賛成。

○委員長（滝本善之）

賛成、賛成。これに対して。

一応、継続審査にして、まだ、これ継続審査にしたから、これで終わりじゃはないんですよ。もう一度、みんなで勉強会を開きながら、やっていこうと。9月議会ぐらいを目標に結論を出していこうという形にしていきたいんですけど、よろしいかな。これは、継続で賛成の方ということで、最後は挙手をとりますけども、いかがですか。よろしいですか。

（「はい」）

○委員長（滝本善之）

ほんなら、今回は、これについては継続審査ということでお願いしたいと思いません。

そういうことで、議長宛てに継続審査の申し出をしますので、また本会議の中で、

それが諮られます。そういうことで、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上が、本日の意見書、三つの最終でございます。

本当に皆さん、お疲れのところ、御苦勞さんでございましたが、もう一件、報告事項、庁舎問題の報告事項があるということで、お待ちかねでございますので、もうちょっと話を聞いてやってほしいと思ひます。

○委員（的場收治）

基本的には、委員会で委員が示した表決はそのまま。

（「継続」の声あり）

○委員（的場收治）

いや、それはわかりません。そのまま、本会議でも、その意思を基本的には示してもらおうというのが基本ですので。

○委員長（滝本善之）

委員長報告ないん。

○委員（的場收治）

違う違う。例えば、こういうところで。

○委員長（滝本善之）

議決のときやろ。

○委員（的場收治）

議決のときに、基本的に委員会で示された各委員の意見に関しては、そのまま、基本的には本会議でも、そのままそのような、表決をしてもらおうというのが基本なので、そこら辺はお願ひしたい。

○委員長（滝本善之）

本会議で採決とるということやろ。

○委員（的場收治）

採決とったときに、委員会で反対や言うてて、本会議で賛成や言うたり。

○委員長（滝本善之）

それはないよ。

○委員（的場收治）

それは、基本的にはないということで、できたらお願ひをしたい。

○委員長（滝本善之）

その辺はね、お互いに皆、議論したんですから、それでいいと思ひます。

すいません。今、政策推進部のほうから、庁舎問題の報告ということで、進捗状況の説明を求めます。

○政策推進部長（三田村健城）

長時間の審議の後、お時間を頂戴しまして、庁舎問題に関します検討委員会の経

過についての御報告を申し上げたいと存じます。

前回5月20日に報告をさせていただきました以降に、第3回の検討委員会を5月27日に開催しておりますので、その検討委員会での概要ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○政策推進課課長補佐（西村善成）

政策推進課の西村でございます。よろしくお願ひいたします。

お手元にお配りしてあります資料に沿ひ、説明させていただきます。

庁舎等整備検討事業の進捗状況でございますけれども、5月27日火曜日に伊吹庁舎の2階におきまして、第3回の検討委員会を行いました。

議事の概要につきましては、まず第2回のまとめといたしまして、庁舎体制のあり方を委員の皆様で確認をいたしました。そして、支所等の市民サービスのあり方について、そしてから新庁舎の検討課題について、次が新庁舎の基本理念について検討させていただきました。

議事の内容でございますけれども、庁舎体制のあり方につきましては、庁舎を1カ所に統合するということが確認され、支所等の市民サービスの機能のあり方につきましては、庁舎を1カ所に統合しても、これまでどおり支所等の機能を配置するべきとの方向性を確認いたしております。

主な意見としましては、行政サービスセンターを含めた支所等の機能は、各地域に配置すべきであり、ただし、既存庁舎を残すことを、耐震性や維持管理の経費など問題もあるため、廃止については今後の検討とする、必要であるということと、行政サービスセンターにつきましては、利用者の推移だけで安易に廃止すべきではないという意見。人口の動向や、ほかのサービス方法、住民票などのコンビニ交付などが今ありますけれども、そういった活用など含めて、今後、あり方を検討する必要があるという意見をいただいております。

そして、続いて新庁舎の整備に向けた検討課題について、確認をいたしました。

検討課題につきましては、6点、事務局のほうから示させていただきました、基本理念、2点目が必要な機能・規模、3点目が概算のコストや事業手法、4点目が庁舎の位置、5番目が財源・スケジュール、最後ですけれども、既存庁舎のあり方ということで、検討する課題があるのではないかなということを示させていただきました。

最後の、既存庁舎のあり方につきましては、市全体の公共施設マネジメントと密接に関連するというところから、別途検討するというところから、委員からの確認をいただいております。

そして最後ですけれども、新庁舎の基本理念につきましては、事務局から説明を行いました。基本理念と申しますと、なかなか難しいんですけれども、庁舎の目指す



べき姿や庁舎のコンセプトということで事務局側から説明をいたしまして、第4回の検討委員会がこの7月1日に山東庁舎の2ABで行います。そのときには、新庁舎の基本理念について、委員さんから自由な意見をいただきまして、グループワーキングを実施しまして基本理念をまとめていくということで、会議を進めさせていただきました。

以上、簡単でございますけれども、第3回検討委員会の報告とさせていただきます。

以上です。

○委員長（滝本善之）

御苦労さんでございました。

今、庁舎の整備検討事業の進捗状況の中で、第3回の検討委員会が5月27日に行われた。その結果について報告がございました。報告として受け取って、この問題でここで質疑したところで何もならないので、報告は報告として受けて、これの推移を見守るという形しかないんですけど、何か委員の方で御意見ございましたら。

○委員（的場收治）

思ったより早いペースで今回の整備検討委員会が進められているというのは、前から情報として聞いています。

そんな中で、やはり場所とかの踏み込んだ議論がこれからなされていくということやと思うんですけども、そういったときに、事務局というか、執行部のほうから、いろんな資料を出されていくと思うんですけども、例えばこの間、一般質問で、ここにいる松崎委員が、もう全然思いもよらないような、行政側も思いもよらないような場所を提案して、その提案理由の中には、重心点と言うたかな。

（「人口重心点」の声あり）

○委員（的場收治）

人口重心点というような言葉も使いながら言われている。そういういろんな角度からの資料提供というのは必要なんじゃないかなというふうに思うんですけども、既存の庁舎があるところだけを議論するというだけでなく、やっぱり新しい角度からというようなことも議論してもらいたいような、そういうようなことも必要やと思うんですが、その辺の資料に関しては、どのようにされているんですか。

○政策推進部次長・政策推進課長（山田英喜）

政策推進課の山田です。よろしく申し上げます。

今ほどの御質問ですが、なかなか、市で持っている土地以外のところで提案、場所こういうところありますという提案は、しにくいのが正直なところなんです。今回、一般質問で松崎議員のほうから御質問いただいた件につきましても、正直、市の土地ではないので、候補地として市に求められたときに、そこが提案できるかどうかと

いうことは非常に疑問があります。

ただ、今こちらのほうで、最初に議論していただくのに出すには、市が用意できる土地はこういうところがある、あるいは今、庁舎があるところで活用するなら、こうですよということで提案をさせていただいて、その後、こういうところはどうかという提案をいただいて、また、そういうところがあれば、こういうところを購入する必要があるけどもっていうことで、そういう議論のための資料を用意していく形になるのかなというふうには思っています。

○委員（的場收治）

何回も言うようですけれども、合併後、本当に長い時間がたってからの庁舎建設ということなので、やっぱりここは、市のやっぱり知恵の見せどころやというふうに思います。

それは、今持っておられる附属機関の答申をすごく重要視するという事なので、やはりその人たちに物すごく大きな責任が、私は出てくると思うんですけれども、その議論をより有効にするためには、やっぱり事務局としてのいろんな資料提供であったり、その進め方であったり、そういうことが非常に大事やと思いますので、そこら辺をより慎重に、活発ないろんな角度から検討していただくような検討委員会で、お願いしたいというふうに思います。

○委員長（滝本善之）

ほか何かございませんか。

執行部に、こういうことを一遍提案してほしいなとか、あったら言っていただいても結構。ただ、それができるかできんかは別の問題ですから。

○委員（松崎淳）

この報告は、ほかの健康・産建でもされる予定で。ここだけ。この報告を。

○政策推進部次長兼政策推進課長事務取扱（山田英喜）

すいません。この報告は、今のところ総務教育常任委員会で報告はさせていただいているのみです。ほかの議員さんには、資料として提供させていただいています。

○委員長（滝本善之）

ほかに、よろしいですか。

まだ途中ですんでね、庁舎の問題がどこになるかとなったときには、いろんな問題が出てくると思うんで、ほれまではそんなにね、ずっと流れがやっていくだけで、皆さんそういう考え方やと思うんで、それまでに議会との対応をどうされるんか、議会が特別委員会、9月につくるとしても、それまでにある程度の方針が出てくるんか、その辺が一番問題やと思いますわ。その辺で一遍ね、その辺からがお互いに議論をせざるを得んかなと思いますんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

皆さん、それでよろしいですか。

ほな、お疲れさんでございました。ありがとうございました。

それでは、委員の皆さん、大変遅くまでありがとうございました。

これにて、総務教育常任委員会を閉じさせていただきます。

御苦労さんでした。

午後 5 時 1 6 分 閉会

本委員会記録は、真正であることを認め、米原市議会委員会条例第74条第1項の規定により、ここに署名する。

平成26年6月13日

米原市議会総務教育常任委員長 滝本善之